

んせずして曰く、夜戰、火攻は匹夫の戰のみ、主上、上皇國家を争ふに何ぞ之を用ひん、且つ興福寺の僧衆以下今晚茲に至らん、其兵聚を待て戰を開かんと爲朝嘆じて曰く、鸞鳳美儀ありと雖も安んぞ擊攘の事を知らん、義朝は武事に通ず今夜必ず來らんと、既にして義朝清盛等夜に乗じて來り襲ふ、爲朝大に怒て曰く、臣の千言、萬語今果して的中すと、頼長爲朝を勵まさんが爲めに遽に藏人と爲す、爲朝笑て曰く、敵兵來り逼る當に方略を施す可し、何ぞ今に於て除目を行はんや吾は鎮西八郎にて可なりと、獨り二十八人を率て西門を守る、清盛兵を進めて之を攻む、其家人伊藤父子兄弟先を争ふと進む、爲朝射て皆な之を殲す、清盛其矢を見て驚て曰く、長幹、巨餘人間の用ゆ可きにあらず、吾れ命を受くる必ずしも此門に限るにあらずと、退て北門に向ふ、義朝尋で至り遙に呼で曰く、吾れ勅を受て敵を討す、汝弟を以て兄に弓引くこと天譴を如何んと、爲朝聲に應じて曰く、父君院宜を蒙りて大將軍たり、吾れ其命を奉じて茲を守る、兄子として父に弓引くこと其義如何と、義朝語塞り、兵を放ちて急に攻む、爲朝滿を持して之に嚮ふ、忽ちにして思へらく、今日の事、百に一濟なし、且つ長兄を存せば則ち吾父尚は頼て以て全きことあらんと、仍て整頂を射る、其箭餘りて莊嚴院の門楔に著く、義朝心驚けども晒て曰く、八郎の技精と聞けども甚だ拙しと、爲朝曰く家兄を憚り、且つ思ふ所ありて避るのみ、望むらくは中る

所を命せよと更に大箭を注ぐ深巢清國急に義朝の前面に立つ、茲に應じて倒る、大庭景能兄弟並び向ふ、爲朝大鎧を以て、景能を射て馬腹を貫く、爲朝の矢虚發なく、進む者皆な斃る、既にしつて兩軍激戦し死傷互に多し、爲朝九國の兵二十三騎を亡ひ僅に殘兵を以て拒ぎ將に曉天に達せんとす、義朝風に乗じて火を縦ち鼓噪して迫る、烟焰第に滿ちて、諸門皆な敗る、爲朝奮戰圍を脱して父と俱に逃る、爲義髪を削り義朝に依て降を乞はんとす、爲朝諫て曰く、上皇は天皇の同母兄なり、而も猶ほ流罪せらる、大人今降るも誅を免る可からず、宜く東國に下りて善後の計を立つ可し、官兵若し來らば兒爲に力戦せん、力盡きて死す亦可ならずやと、爲義聽かず出て降り、其子十人と俱に皆な斬らる、爲朝近江の輪田に匿れ、將に鎮西に奔りて恢復を謀らんとす、偶々病を得て民家に浴す、里人其異相を見て官に告ぐ、源重定衆を率て來り圍む、爲朝柱を抜き、揮て數人を斃し、縛に就く、帝北陣に御して之を觀る、延義斬に處せんとす、而も非常の壯夫なるを惜み、死一等を減じ臂筋を斷て伊豆の大島に流す、爲朝喜んで曰く源家は清和天皇より出て、近く八幡太郎の統を受く、祖業決して失ふ可からず、此地は朝廷の我に賜へるなりと大に島民を綏撫し、更に三宅、八丈、美計、澳の五島を領し、其租税を奪ふて自ら島民を治め、已れに従はざるものは威な弓箭を取て之を焚く、舊臣亦來り屬し勢威日に熾んなり、居ること十年偶々海上に鷲の

飛ぶを見て其島あるを意ひ、海に航する一晝夜にして一島に達す傳へて鬼ヶ島と謂ふ、爲朝土人を威服し、其島を名けて葦島と曰ふ、一人を以て大島に歸る、因て伊豆の人民を嚇さんと欲して常に此者を國府に往來せしむ、傍若無人なり、嘉應二年伊豆介工藤茂光京師に至りて之を訴ふ、朝廷茂光に詔し、兵五百を率ひて之を討たしむ、戰艦五艘進んで大島を攻む、爲朝從士に謂て曰く、我に弓箭あり敵數萬ありと雖も之を擊破すること落葉を拂ふに均し、而も之に抗するは遠勅の罪ありと、乃ち衆を散じて獨り海濱に出で大箭射て先づ一艦を沈む、官軍畏れて近ず、遠く之を圍む、爲朝家を燒き、孤舟一帆去て鎮西に至り、更に進んで琉球に入る、時に琉球會中内亂あり、爲朝之を鎮定して此島を領し、尋で其子舜天に授く、故に琉球今に至るまで其祀を絶すと謂へり、保元物語に據れば爲朝大島に死し、加藤景廉進みて其首を斬り、京師に傳ふと記すれども近時琉球の研究進みて同島渡來の説稍や實に近きたるが如し、願ふに爲朝の大島に死せずと云ふは古來英雄の死を惜む訛傳のみにあらざるが如し。

袈裟女

藤原氏驕奢を極めてより男女の交情亂れて麻の如く、醜襲、嬌靡、浩嘆に堪へざるもの多し、而

して、鳥羽、崇徳以來は武人の權勢漸く盛んならんとし、男子柔弱の風迹を絶んとせしも、女子の貞操を重んじ、賢母、良妻の範を示せしもの殆んどこれあるなし、殊に保元平治以來は五常の道地を拂て人情の醇薄なること紙の如し、此際に當りて獨り烈女の倂はらを存し、稍や人意を強ふせしものは彼の袈裟と靜の二女あるのみ、故に先づ袈裟の傳を叙して後に靜の事歴を擧ぐ。

袈裟の母は衣川きんがわと云ふ、遠藤武者盛遠の姨母にて、初め奥州衣川に住す、故に此名あり、夫死して京に歸り、其女袈裟と俱に住す、一族之を衣川殿と謂ふ、壯時は容姿鮮妍にして心亦優なりし、袈裟本名と阿都磨あづまと云ふ、後衣川の女なるを以て異名して袈裟と呼べり、初め上西門院の雜仕となり、年十四にして左衛門尉源渡の妻となる、幼より親に似て容顏花の如く、奇黛月に似たり、曠子氣高く、皮膚雪の如し、既に長じて端麗倍加はり、人觀音、勢至の化身となし、争ふて婚を求む、而も源渡其一門なるを以て彼に適く、閨門雍睦、琴瑟の和するが如し、年十七、一日渡邊の橋供養に列す、盛遠時に甲冑に身を堅めて、警固の奉行たり、袈裟を一見して神思恍然自我を忘れ、尾して渡の妻たるを知る、春過ぎ秋來つて戀慕の情禁する能はず、遂に其母衣川の家に至り、刀を抜て頸に擬し、迫て曰く、初め吾れ袈裟を得んとして伯母に請ふ、然るに吾に嫁せずして渡に適かしむ、是れ武士を卑しむなり、若かず伯母を斬て吾も亦死なんと。衣川驚き且つ腕て

曰く、汝姑く待て我貧にして袈裟を誰人嫁するとの決意なかりし、然るに渡春ふが如くにして彼を伴ふ、然れども汝心あらば今夕彼を茲に致さんと、盛遠變心を戒め、堅く約して去る、衣川書を飛して袈裟を招き、小刀を授け泣て曰く、願はくば之を以て我を殺せと、袈裟驚き、且つ狂氣せしかと問ふ、衣川語るに實を以てし、若し盛遠の請を聴かざれば我必ず害に逢ん、故に彼の手に死せんよりは寧ろ汝手を借らんと、袈裟涕泣沈思稍や久ふして曰く、妾善く之に處するの道あり、復た心を勞するなかれと、日暮盛粧して來る、袈裟伴り喜んで盛遠を迎接し、共に語て還らんと欲す、盛遠怒て刀を抜き追つて曰く、汝吾れを去らば吾れ汝と渡とを殺さんと、袈裟指て曰く、妾の去らんとするは本心にあらず、實は君の志を見んと欲せしなり、妾渡に嫁して以來已に三年、意に適せざること一再に止まらず、屢ば他に走らんとすれども母の命に忤ふを恐れて、遷延今日に迫り、君切に妾に意あらば、請ふ速に渡を殺せ、妾今夜渡をして髪を洗ひ、醉臥せしめん、君潛に臥床に入りて新に沐するものを認めて之を斬れと、盛遠喜び諾して別る、袈裟歸て渡に語て曰く、母の病ひ幸にして愈ゆ、請ふ共に歡飲せんと、頻りに酒を侑めて、渡を酔しめ、扶けて別室に伏せしむ、而して獨り暗燈の下に涙を注ぎて遺書を作り、之を母と渡に宛て且つ和歌を書して曰く。

露深き淺茅が原に迷ふ身の

いとゞ暗路に入ぞかなしき。

乃ち起て髪を洗ひ、髻を取り、烏帽子を枕頭に置き、男裝して臥す、夜半盛遠忍び來りて、濡れたる髪を探り其首を斬て家に還る、時に郎等馳せ來り告て曰く、左衛門尉殿の女房、何者にか殺され一家騒擾すと、盛遠驚て首を見れば即ち袈裟なり、茲に於て戀情忽ち消へ、深く袈裟の貞烈に感じ、首を懷ろにして渡の家に至り、實を告げて已れを殺さんことを請ふ、渡曰く今に及んで汝を殺すも益する所なしと共に髪を削りて僧となり、渡は渡阿彌陀佛と云ひ、盛遠は盛阿彌陀佛と呼べり、兩家の男女之を見て同く出家するもの三十餘人に及べり、盛遠後に文覺と稱し、寮僧として世に知らる、袈裟の埋所は後世烏羽の懸塚と稱して永く存すと云へり、當時袈裟の卿せし遺書に曰く。

去らぬだにも女は罪深しと承り侍るに、髮身故に數多の人の失ぬべければ、我身一つを失ひ候ぬ、獨残りておはしまし歎き思召さん事こそ痛はしく待れ、何事も然る可き事と申ながら先立ち參らする悲さよ、相構へて後の世よく弔て給はらん、佛になり侍なば、母御前をも渡をも必ず迎へ奉るべし、萬づ細かに申度侍れども、落る涙に水莖の跡見へ分ず候（以下露深きの歌を

載す)

袈裟の母又尼となりて天王寺に入り、四十五にて歿せり。

鳥羽僧正

本朝諷刺畫の祖たり、又戲畫の開山たり、又南畫の祖たりと稱せらるゝものは即ち鳥羽僧正なる可し、彼の後世大津繪と呼べる類の如きも矢張り此鳥羽繪より一變せるものにて其妙は飄逸に在り、洒落に在り、筆致の縦横に在り、變化の自在に在り、是れ甚だ困難の業なりと雖も僧正が天縱の才は此點に向て遺憾なく發揮せられたり、而して其作品幸にして今に存し、後人を益すること甚だ大なり、吾人は僧正の功を稱すると同時に其技は河成、金岡に譲らざりしことを推想するものなり、今其傳を叙するに先つて其時を同ふして同名異人の並び存せしことを説んと欲す。鳥羽覺融の出生に先つこと十七年、後朱帝の長曆十七年に生れたる人物に鳥羽僧正と云へるあり、此人僧名を範俊と云ひ、勸修寺の西院に住し、中興の祖と稱せらる、即ち真言派の住僧にて東寺の長者となり、天永三年四月廿四日年七十八にて歿せり、此僧正頗る能畫の聞へあり、其遺筆の現物多く同宗派の寺院に存せり、而して覺融は天喜元年に生れ、俊範に後るゝこと廿八年、

延保六年に壽八十八にて死せしにより、四十四年間同時に生存し、一時同名の鳥羽僧正と呼ばれたるに似たり、勿論鳥羽繪の祖と仰がれしは覺融一人に限れども其名の高き所以は二者混同の結果なるやも知る可からざるなり。

覺融は源隆國の子にして、西の宮左丞相高明の孫なり、少にして東北院僧正覺圓に従つて僧となる覺圓は西園寺相國實兼の子なり、故に緝紳間の知己上其門に入れるが如し、初め宗義、窮むること深遠にして、遂に天臺の坐主法務及び三井の長吏大僧正となる、曾て醍醐に居り、又鳥羽に住す、故に世人呼で鳥羽僧正と云へり、幸に法輪院に住せり、性丹青を好み、専ら和畫を善くし、後一家をなせり、尤も人物に長じ、又鳥獸、虫魚以下皆な其妙を極む、誰だ戲事を畫きて其の意を寫し更に形似の眞を求めず、其筆作一々人を驚かす、嘗て東寺の供米、毎に俵中に充實せざるを見て、戲に米俵の風に飄ふ圖を畫て之を諷す、是れ即ち監吏の奸曲あるを以てなり、事上聞に達し、法の如く之を納めしむるとなり、監吏も亦深く之を耻づ、又馬を畫て其靈妙を極む、曾て屏風十二枚に天閑十二匹の馬あるを見て之を圖せり、其類畫は廣く後世に流布し、又僧正の筆は永く徳川幕府に在りしが、慶應年中、之を朝廷に献上せりと云へり、方今戲畫の類を鳥羽繪と云ふは皆な僧正の畫風より來れるなり、崇徳帝の保延六年九月十五日、年八十八にて入寂す、

僧正の裔にて今日有名なるは信貴山延喜、高山寺の禽獸草木戲番以下二三の種類あり、又放屁合戦圖、陰莖競べ、女陰競べの類は原本の所在不明なるも轉寫の品所々に散在せり、蓋し僧正の筆は縦横にして其妙謂ふ可からず、殊に人物の如きは細大どなく、悉く變化を極めて、一も類似の風あることなし、是れ天才の然らしむる所ならんと要は佛教上の悟道を得たる結果なるべし。

平 重 盛

平氏の一族は清盛の強盛、武略なるに似ず、概ね閑雅、優美にして殆んど公卿雲上人に類する點あり、是れ源氏の勃興するに當りて其鋭鋒に敵する能はず、土崩、瓦解、瞬間にして西海の藻屑と消へたる所以なり、然れども此間に立ちて温厚、沈着、一世の儀表と仰がれ平族の榮華と俱に天下の安きを致せしは獨り重盛の存せしか爲めならん、今時一部の史家は重盛を指して無爲、温順なる人物となし、舊史に見へたる勇悍、大度ある資性を欠けるが如く論ずれども是れ等は餘りに懷疑の念にかられ古書の記載に囚はれて人物活動の



體を現在に鑑みざるの結果と謂はざるを得ず、其偏狹の見は却て世に害あり、故に稍や穩當と思はるゝ點は皆な之を探り、他は大日本史以下の記載に従つて本傳を草せり。

重盛は清盛の長子にして資性忠謹、沈勇にして大度あり、崇徳帝の保延四年京師に生る、母は右近將監高階基章の女なり、久安六年、々十三にして藏人に補せらる、保元々年上皇の兵を白河殿に集むるや、美福門院、鳥羽法皇の遺詔と稱して平清盛を召す、實は一時の權謀に出しなり、叔父忠正は上皇に屬す、重盛父に従ひ禁軍を率ひて之を攻む、初め清盛爲朝の守れる西門に向ひ、目前に部下の勇士を失ふ、惶れて東門に轉せんとす、將士皆な曰く東門も亦爲朝之を守れり、如かず北門に向けんにはと、清盛兵を引て退かんとす、時に重盛進み出て曰く、我軍勅を奉じて敵を討す、何ぞ其強弱に因て嚮ふ所を異にせんやと單騎敵に趣かんとす、清盛驚て之を遏む、重盛己むを得ずして春日裏門に轉ず、既にして白河殿陥り、功を以て正五位下に叙せらる、平治元年重盛又父に従つて紀州熊野に趣く、源義朝其間に乘じ、藤原信頼と謀て兵を擧げ、夜三條殿を襲ひて火を放ち、上皇を幽し、信西を殺す、急使馳せて清盛に報す、清盛進退據を失し、惶懼して筑紫に走らんと欲す、重盛諫て曰く我家武臣として國難を聞き、天子逆臣の爲めに苦めらるゝを見て之を救ひ奉らざるの義あらんや、且つ事を緩ふせば賊詔を矯めて我を討んと、衆之に従ひ切

田王子の地より引還して京に入らんとす、途上悪源太義平、兵三千を率て阿倍野に要すと聞き、清盛衆寡敵せざるを恐れ、先づ四國に趣て兵を徵集せんと圖る、偶々急使又來りて其事の訛傳にして伊勢國伊藤の兵二百騎を率て隨從せんとするを報ず、衆初て安堵す、而して紀伊の人、湯淺宗重三十七騎を以て清盛を助け、熊野の湛海亦甲冑弓箭等を供するあり、故に勢ひ漸く加はり、無事京に入るを得たり、清盛敵を欺き、先づ名簿を信頼に致して他意なきを示す、已にして敵黨分裂し、檢非違使別當藤原惟房、謀を清盛に通じ、夜間火を二條大宮に放ち騒擾を極む、天子其間に乗じて遁れ清盛の第なる六波羅に幸す、關白以下皆な之に従ふ清盛三百騎を以て路に迎ふ、上皇亦仁和寺に入る、清盛即ち叔父教盛と俱に道を分つて信頼を攻む、時に重盛士卒を勵して曰く、年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏なり、此三者は敵を平ぐる吉兆なりと、即ち兵を別ちて二隊となし、五百騎を大宮の巷に留め、其半ばを帥て待賢門を攻む、信頼大に懼れ戰はずして走り、衆兵皆な潰ゆ、重盛進んで大庭の椋樹の下に到る、義朝大に怒り、其子義平をして敵を卻けしむ、義平十六騎を率ひて躬ら奮戦し、進んで重盛を撃んとす、重盛櫻橋樹を七匝し、出で、大宮の巷に至り弓を杖て息ふ、平貞家之を目して曰く、曩祖平將軍の再生と謂ふ可しと重盛再び兵を更へて復入る、義平呼で曰く、我は源氏の嫡子にして、公は平氏の嫡子なり宜し

く與に戰て死を決せんと、重盛諾して互に相轉ち、敵せずして門外に退ぐ、時に義朝、義平に謂はしめて曰く、汝不覺に防ぐを以て敵屢ば入る、何ぞ速に追出さると、義平諾して重盛を追撃すること急なり、已に迫らんとして、義平の馬材木に觸れて朴る、重盛二條の濠を超ゆ、義平の臣、鎌田政家射て其馬を斃す、重盛冑を落して之を取らんとし、政家の迫る逢ふて弓を揮て之を防ぐ、重盛の臣、景安、後れて退き政家を打朴し、義平の爲に殺さる、重盛怒て親ら戰はんとす、其臣家泰馬を進めて義平と相搏ち政家の爲めに殺さる、重盛間を得て遁れ遂に六波羅に還る既にして義朝、平頼盛を郁芳門に戰ひて之れを敗り、更に進んで義平と俱に源頼政を破る、諸軍皆な走つて六波羅に入る、平教盛其間に乘じ、一千騎を以て横さまに大内に侵入し、諸門を固めて之を守る、義朝父子據所を失し進で六波羅に迫る、平清盛驚き惶はて冑を後ろさまに冠りて軍を指揮す、侍臣其誤れるを告ぐ、清盛初て覺り、厚顔叱して曰く、主上背後に在り、故に然りと諸軍皆な笑ふ、重盛父と俱に奮撃して敵を卻け、宮城を復するを得たり、是冬功を以て伊豫守を兼ね、後累進して左近衛大將に至る、當時重盛信頼の爲すなきを以て助命を許さんとす、清盛聽かずして之を殺せり、尋て頼朝の近江に捕へらるゝや、清盛の繼母池の禪尼、亡息家盛に似たるを以て憐んで之を助けんと欲す、清盛許さず、禪尼怒り且つ恨みて曰く、先大人若し世にあらば

汝何ぞ我を侮ること此の如くなるを得んやと、重盛亦父を諫て遂に頼朝を伊豆に流す。萬延元年二條公崩じて、諸寺の衆僧之に會す、時に延暦、興福の二寺互に次を争ふて兵を構ふ、時に流言あり、上皇陰かに僧徒に命じて平氏を討たしむと、清盛大に驚き、兵を聚めて自ら守る、重盛堅く執りて妄となす、果して其言の如し、嘉應二年重盛の子資盛、路に攝政基房に逢ひ、其禮を失す、基房の從者之を怒り、車の簾を斫て大に辱かしむ、平家の武士之を聞て怒り、高倉院御元服祝ひの儀に際し基房の參内を路に要し、大炊御門の邊にて其前驅を捕へて之を毆ち、且つ其髻を斷つ、今時之を以て重盛の所爲に歸す、然れども其性行上より考ふれば此事主として家人の擧に出で、重盛亦其真相を明にせずして、藤氏抑壓の目的に驅られ、遂に不問に附せしに似たり、治承元年延暦寺の僧徒等神輿を奉じて京師を犯す、重盛命を受けて陽明、待賢、柳芳の三門を守りて之を卻く、同年六月藤原成親西光等の黨與皆な捕はる、是れ前年來平氏の討滅を謀り、僧俊寛の別館鹿谷に會して密議を凝し、後成親の叡山を討つを名として平氏を圍まんと欲せしによれり、清盛激怒して成親等を斬らんとす、重盛因果の報、榮枯の理を説て之を諫止す、清盛の意稍や釋然たり、重盛出て武士等を戒めて曰く、大人一旦怒を逞ふすと雖とも、後必ず悔ゆることある可し、汝等縱ひ命を受るも慎で之を加ふること勿れと、成親漸く其命を免る、重盛即ち還る、

清盛悲憤抑ゆる能はず、法皇を捕へて幽せんと欲し、大に子弟、臣僚を聚む、主馬盛國馳せて急を重盛に告ぐ、重盛驚き駕を命じて之に赴く、一族以下皆な撥甲し鞍馬、旗幟邸中に列す、重盛烏帽子、直衣にして入る、將に中門を過んとす、宗盛其戎服せざるを見て袖を引て曰く、公何ぞ鎧せざると、重盛睨みて曰く、汝等何を以て甲を被る、敵何くにかあるや、吾は大臣大將たり、冠賊の闕を犯すこと有るにあらざるよりは撥甲す可からずと、清盛望見して之を耻ぢ遽に黒衣を着して屢ば其襟を正す、襟堅ふして甲顯はる、而も故ら間暇を粧はんとして從容重盛に言て曰く、來ること何ぞ晚き、吾れ西光を拷問して備に其情を得たり、成親の姦謀は實に法皇に基く、今當に法皇を他所に徙して以て禍源を除かんとすと、重盛涕泣久しふして曰く、重盛尊容を瞻視するに家門の衰運已に今日に生するを知る、官相國の大に居て、躬ら甲冑を帶するを聞かず、況や削髮の後に於てをや、重盛之を聞く、世に四恩あり、皇恩尤も重し、我家桓武帝の苗裔に出づると雖も、中古以來絶て顯榮の地位を得たるものなし、昔時平將軍死を冒して將門を討ちしも、賞は受領に止まれり、刑部卿得長壽院を造り、始て昇殿を聽されしも、時人以て過獎となせり、大人、小官より起りて、位人臣を極め、一門の采邑天下に半す、今忽ち皇恩を忘れて法皇を幽せば鬼神必ず怒りて一族の覆歿眼前に至らん、大人若し之を決行せんと欲せば重盛部下を率ひて法

皇を護すべし、然れども子を以て父に抗するは又深く忍びざる所なり、噫忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、重盛進退此に谷る、言聽かれずんば請ふ先づ重盛を刎ね、然る後之を發せよと、清盛曰く、吾れ餘命幾くもなし、惟だ子孫の爲めに慮るのみ、卿以て不可となさば宜しく自ら計る可しと、起て内に入る、重盛諸弟を隨めて曰く、今日の事縦ひ大人老邁して之を謀るも諸子何ぞ諫止せざる、況んや之を賛するが如きは死んと言語に絶せりと、出て將士を戒て曰く、公に従ひ院に趣んとする者は重盛の首を刎るを見て、然る後行けど、乃ち小松の第に還る、即夜憂慮措く能はず、令を出して兵を召す、曰く大事あり速に來り會せよと、衆相告げて曰く、沈重の人此の令を出す必ず由あらんと、争ふて之に趣く、見兵二百餘人に達せり、而して西八條の邸復一人の止るものなし、重盛乃ち家貞、貞能を遣て清盛を護らしむ、清盛問て曰く、小松の弟、何に依りて兵を召すやと、二人對て曰く、院内府に宣して曰く、汝が父、君恩を忘れ、國家を亂さんと欲す、汝に命じて之を討伐せしむと、内府君事の急なるを慮り、臣等をして來り護らしむと、清盛惶懼して曰く、我が爲に内府に語れ、吾が前途已に迫る、復た事を事とせず、唯だ卿之を令せよと、二人還りて報ず、重盛潸然として泣曰く、父をして此語を爲さしむ、吾が罪大なりと、乃ち兵を勢して之を散す、法皇其事聞き涕泣して曰く、重盛徳を以て怨に報

ゆ、朕願くは斯人に先つて命を終ん、勁松は歳寒に形はれ、貞臣は國危に見ると、其れ此人の謂かと、清盛日夜横暴を極む、重盛常に之を憂懼す、一夜神に禱る、神父の首を斬ると夢み覺て深く悲む、偶ま瀬尾兼康來り闕し、人を屏けて其夢を告ぐ、亦重盛の見る所と符合す、重盛益感憤す、會々維盛來る、重盛、貞能をして維盛に太刀を賜ふ、維盛以爲らく、傳家の寶刀小鳥ならんと、既にして之を視るに無文刀なり、維盛色を失ふ、重盛涙を灑て曰く、汝深く怪む勿れ、此れ大臣葬時の佩刀なり、家君百歳の後、我將に之を佩んとす、而して、今我思ふ所あり、故に汝に授くと、維盛抑ぎ視ること規はず、飲泣して退く、何ばくも無くして官を辭し、治承三年三月熊野に詣りて死を祈る、既にして病あり、尋で難瘳し霞空と號す、歸京の後八月一日に至りて薨す、壽四十二なり是より先宋國の醫我國に來る清盛勉めて病を治せしむ、重盛辭して曰く、天命自から定まれり、何ぞ治療を要せんと、遂に加養せず、世人其邸の地名に因て小松殿と謂ふ、其室中の四方に各十二の佛像を置き、佛毎に長明燈籠を懸け、美女四十八人を抄選して其事に與らしめ、日没に及ぶ毎に禮讚し、畢れば即ち飯を擧ちて行歌せしめ、身中央に座して之を聞く、時人又稱して燈籠大臣と曰ふ、後世の齒家稀れに之を圖せり、嘗て事を以て皇后の宮に詣る、典侍迎接す、偶ま巨蛇あり膝下に至る、重盛女侍を驚惶し、延て皇后に及ばんことを慮り、便ち左右の

手を以て其首尾を壓く、袖中に之を拵ひ、徐に捕へ出て人を呼ぶ、源仲綱應じ來る、乃ち受けて去る宮内遂に知る者なし、明日重盛馬を仲綱に贈りて其鎮靜の意を賞す、仲綱答書して曰く、賜を拜し謹で謝す、抑も明公昨日の事、何ぞ還城樂に似たる哉と、蓋し此樂の舞容蛇を捕ふるの勢を作せばなり、又嘗て相撲節に際し出て行事の任に當る、稠人中竊に言へるものあり、曰く此公多福、近衛大將に至らん、儀貌心術亦人に邁ること遠し、澆季の世實に得難きの人物なり、但だ恐らくは壽を享くる能はざるのみと、果して其言の如し。

附言 平家の一門中、清盛を初め重盛の墓所等審かならず、今日兵庫に存する清盛塔と稱するものは後世の建立にて恐らく追福の爲めならん、東鑑には清盛を播磨に葬るとあり、又重盛の墓は常陸國茨城郡金伊野村に在り云ふこと古來の説なり、右は一族平貞能西海を脱して京師に來り重盛の墓を發きて其骨を高野に葬り更に分骨して常陸に埋むと云へり、是れ等本籍に要なきも感ふもの多きによりて一言を記す。

僧 西 行

源平互に相争ふの際、武家より出て僧となるもの往々に之れ有り、就中、文覺、西行及び熊谷遠

正坊の三名は其尤も傑出せるものなり、殊に西行は深く歌道に長じ、兼て法門の妙を和歌に因て覺りしが如きは遠く他の二人の及ばざる所なり、而して其詠咏する所、脱俗高雅宛も陶靖節の詩の如く、淡如として風韻に富み、蕭散にして清楚の氣あるは眞に萬世に傳へて我國の誇りとなすに足れり、今其行事を稽ふるに、彼は鎮守府將軍藤原秀郷の孫にして俗姓を佐藤と云ふ、父を左衛門尉康清と稱し、累代武を以て世に著はる、西行は實名を義清と呼び、幼より英毅にして騎射を善し兼て韜略に通せり、長じて鳥羽上皇に仕へ北面の武士と爲り、從五位下に叙し、左兵衛尉に任せらる、性和歌を好みて妙域に達す、上皇其才を愛して寵遇甚だ厚し、然れども常に榮利を願はず、又朝廷の倫を紊り、武臣跋扈して紀綱將に崩れんとするを慨し、已れ之を救ふの力なく、又經略の施すに道なきを憤り、遂に世を避れんとする志を生ず、上皇慰諭して檢非違使に補せんと欲す、義清仁者の職にあらざるを以て之を辭す、當時鳥羽殿新に成り、上皇一世の名家を召して諧及び和歌を其隙子に題せしむ、義清即日十首を詠じて之を進む、上皇喜悅して御劍朝日丸を賜ふ、一族深く之を榮とすれども、義清樂まず、尋で同族憲康の死あり、其前日義清俱に朝し、別るゝに臨んで翌朝又與に參内せんことを約し、至れば即ち既に歿す、義清惕然として無情を感じ、即日官を辭せんと欲す、上皇聽さず、嘗て他に遊びて家に還る、其女年甫て四歳、迎へ出て嬉戲

し、其袖を牽く、義清深く愛憐の情を生ず、然れども己れ出離の大害をなすは即ち此子なりと感じ、蹴て牀より墜す、女泣て尙去らず、家人皆な之を驚訝す、義清胸中高斛の涙を湛ゆるも隠忍して顧みず、即夜妻子を樂て、嵯峨に入り、出家して四位と號し、後西行と改む、時に年二十三なり、義清豪宕にして才を抱き時に遭ふ、而も一朝俗界を去てより後牽戀する所なし、其妻も亦尼となり、高野に入りて練行堅貞なりし、西行既に朝神の敗亡を見、又源平の榮枯を目撃して、人情變轉の速かなるを察し、雲と行き、水と流れて、東關西州至らざるなく、興來れば嘯詠自ら樂む、其關東を巡錫するや、偶ま千載集の撰あるを聞き、京師に還りて之を見んと欲す、途上登蓮法師に邂逅し、問て曰く、勅撰集如何、曰く已に世に公にせられ、師の詠歌亦多く撰に入れり、曰く我鳴立澤の歌ありや、曰くなし、曰く然れば其集視るに足らずと、直に東國に下り、鎌倉に入る、文治二年鶴ヶ岡の祠に詣で、人に誘はれて頼朝を見る、頼朝和歌及び兵事を問ふ、西行曰く我れ家を出る時乃祖傳來の書は悉く之を焼けり、和歌の如きは偶ま感興に觸れて詠するのみ、故に一も語る可きなしと、頼朝強て之を問ふ、因て通宵弓馬の道を談じ、且つ大江千里の歌一首を擧げて兵家の要此一句にある由を告ぐ、頼朝大に感賞し、侍臣をして之を筆記せしむ、後世の武人皆な射家の法則とす、翌朝辭するに當つて頼朝餞して銀猫を贈る、門を出るに群童互に嬉戲す、

因て之を與へて飄然として西に去る、其京師に入るや、高雄の僧文覺、西行を罵て曰く、彼れ佛道を修すと稱して諸州を徘徊し、徒らに和歌を作て自ら恣にす、是れ釋門の賊なり、吾れ之と會せは打て其頭を摧く可しと、一宵西行高尾に抵る、文覺其面を視て歎笑大に喜ぶ、其徒文覺に問て曰く、師前（まへ）に頭を摧くと云ひて、今此の如くなるは何ぞやと、文覺曰く、爾ち西行の狀貌を見ざるか、彼固り我に毆る、者にあらず、却て將に吾を毆たんとすと、其尋常の歌僧にあらざりしこと以て見る可し、西行曰く、桑門は家なし須く料撤して身を終ふ可しと、故に游行して居所を定めず、唯だ適意の地に庵を結びて一時住せしのみ、嘗て伊勢の二見ヶ浦に至りて、庵を營み、草を藉て茵となし、石に穴して研となし、和歌の會を設けて樂となす、會毎に扇或は花籃を用ひて文臺に代ゆ、毎に自ら嘆じて曰く、一生幾ばくもなく、來世還きに在りと、嘗て遠江の天龍川を過ぐ、舟人乗る所甚だ多きを以て叱して下らしむ、西行聽かざる爲ねず、舟人怒て鞭撻し、血流れて面に被る、西行怒色なく、從容として舟を下る、從僧愠る、西行曰く、我は法の爲めにす、凌辱死に抵るも憾むる所なしと、遂に諭して之を遣る、文治二年京都双林寺に住し側に花木を植へ、釋迦涅槃の日を以て其花下に死せんことを希ひ、歌を咏して曰く、「願はくは花の下にて我死なん其きさらぎの望月の頃」と建久元年二月十六日、壽七十三にて卒す。

運慶

世界彫刻物の精粹を希臘に限れりと断せしは古昔歐人の夢なりし、今や雄渾の風、奇抜の妙を示せし彫刻品は簇々として日支兩國の古作中に見出さる、吾人は之を以て世界の双美として誇賞するに足れりと信ず、就中木彫の巧を以て天下に鳴るものを求むれば獨り我邦ありと謂はざるを得ず、而して此技に秀絶せし名工、巨匠は古來其人に乏しからずと雖も之を集大成せる人物は彼の運慶にありと謂はざるを得ず、蓋し雲慶の作は刀法豪壯にして、流麗の體なく、又細緻豐潤の迹を欠けりと雖も、而も能く圓滿の調和を保てり、是れ粗中に雅あり、健中に風韻ある所以にして宛も墨畫の淋離たる中に自から温雅清潤の氣あると相似たり。

運慶は康慶の男にて、湛慶の父なり、其父子に此兩人あるは無前の幸なり、運慶名は譽、備中法印と號す、東大寺大佛師の職に居り、後相州鎌倉に移住す、故に鎌倉佛師の祖と仰がる、一に雲慶に作るは誤れりとの説あるも、實は別人中に存せしが如し、是れ宛も鳥羽僧正に二人あるが如く、時代名稱俱に相似て而も其人を異にせるなり、文治五年運慶、藤原基衡の請によりて、奥州平泉寺の本尊樂師丈六の佛像及び十二神將を造る、當時始て佛眼に玉を入る、初め基衡の其作品

を求むるや、運慶上中下三等の作別ある由を告げて其撰定に任ず、基衡中品を依頼し、贈るに金百兩、鴛羽百尻水豹の皮六十餘枚、安達絹千疋、細布二千端、駿馬五十疋、白布三千端、信夫毛地摺千端を以てし、外に山海の珍物を副へ、三ヶ年間、功を終る間、上下行き向ふ人馬、山道、海道片時も絶るなく、又別祿と稱して、生美絹を船三艘に積みて之を贈れり、運慶深く之を喜び、戯れに謂て曰く、贈與の品喜悅極りなし、而も猶ほ練絹大切なりと、使者奔り歸りて此由を語る、基衡悔ひ驚て又練絹を船三艘に積て送る、然るに其事鳥羽法皇の敍聞に達し、其佛像を御覽するに果して無類の傑作なり、仍て洛外に出す可からずと宣下せらる、基衡之を聞て心神慶を失し、持佛堂に籠居して七箇日の間、日夜水漿を断じて祈請し、子細を九條關白に愁へ申す、關白天氣を伺ひ勅許を得て遂に中尊寺に安置するを得たり、一説に此事運慶の時代にあらず、其祖父康助の頃ならんとも云へり、又高山寺の本尊丈六の應舍那佛以下も運慶及び門弟等の作る所に於て、數年間心力を盡して彫刻せしにより、同寺の縁起に、頗る以て後代の寶物なる物かと記せり、又三十三間堂の中尊及び同廿八部衆を作り、又東寺南大門の二王及び東方金剛を作れり、而して東大寺脇土虛空藏高さ二丈五尺なるは其父康慶との合作なり、此外東大寺蓮華王院の二十八部衆及び左右千體佛中の二百體、其他東大寺の多門天、祇園の獅子、駒犬、大津の千體佛以下を作

ると云へり、然れども其多くは後世の傳稱に過ぎずして、其確實なる類は東大寺の二王、高山寺の中尊其他數種に過ぎず、時代は後鳥羽、順徳帝頃の人なり。

清原頼業

平氏の末時、鎌倉覇府の初め、學業一世に高くして、識見唐宋の名儒に譲らざりし大人物を清原頼業となす、頼業は舍人親王の後裔にして、音博士祐隆の子なり、中古の祖は左大臣夏野にして世々文教の職に居る、初め大外記明經博士に補せられ、特に勅して明法を兼ねしめらる、高倉帝の侍讀として經を講ず、禮記を讀む毎に、大學中庸の二篇に至り、乃ち嘆じて曰く、後世遠悟の人有りて、別に之を表章し以て二經と爲せば則ち天下の至寶たらんと、是時朱晦菴の四書未だ我邦に傳播せず、後、後醍醐帝の朝始て渡る、故に頼業の卒後凡そ百三十餘年にして、當時未だ知る人なし、然るに早く此語を吐く其識見の高きこと驚く可し、承安二年宋國法皇に書を遺りて曰く、日本國王に賜ふと、朝議以て無禮となし、或は否らすと云ひ紛々として歸着せず、頼業曰く、朱雀、一條の兩朝彼れ贈る所の牒狀稱呼不敬なり、故に卻けて受けず、承暦中贈る所、亦日本國に賜ふと曰ふ、而して之を受く、人或は譏議す、況や今贈る所は明州の刺史にして宋主にあらず、

古昔は彼我互に天皇と稱し以て敵國の禮を用ゆ、而して今此くの如し、耻孰れか之より大ならんと、人皆之を傾聽す、治承、養和の間、諸州兵起る、平宗盛計の出る所を知らず、乃ち頼業に謀る、頼業曰く、目下の急は亟かに弊政を革むるにありと、文治五年正月正二位に叙し、同年四月六十八にて卒す、子孫祠を立て、之を祭る、後嵯峨帝の時、號を賜ひて車折大明神と曰ふ、世に傳ふ、人あり嘗て車に乗じて、祠前を過ぎ、車忽ち折る、故に名くと云ふ。

源義經

はやく行きてまつ事あればいさぎよし

運くて急ぐ道はあやうし

是れ義經の詠にして、其人の心情略ぼ推するに足れり、世人は義經を以て單に精悍絶倫の武將となす、然れども又心やさしき點も往々に在り、其都を落て陸奥に赴んとするや、道路新關の設け繁くして容易く通行仕難きを嘆く折から、春の日の霞をわけて雁ツルの北に向て啼き渡るを見て。

三越路三越の八重の白雲かきわけて

うら山しくもかへるかりがね

と一首の和歌を口ずさみ、思はず一行の人を泣かしめたること有り、然れども義經は此時に於て己に昔日の勇氣を失せるに似たり、後年泰衡の爲めに首を授けたるは失意の結果とは云へ深く悲まざるを得ざるなり。

義經は源義朝の第九子にして神彩、秀發超羗人に軟ぐ、母は常盤なり、平治元年京師に生る、同腹に今若、乙若あり、其出産の年、父義朝、藤原信賴に黨して敗死す、常盤三兒を携へて大和の龍門に匿る、平清盛、常盤の美を聞て之を得んと欲し、先づ其母を捕ふ、常盤己むなく六波羅に抵りて母を救ふ、義經幼名を牛若と云ひ、二兄と俱に許されて僧となり、鞍馬に入りて遮那王と呼び、僧覺日に従つて教義を受く、年十一甫めて諸家の系譜を閲し、自ら武將の稱にして覆墜此に至れるを慨し、誓て平族を亡ぼさんと欲し、晝夜書劔を學びて遂に寺を脱し、陸奥にて藤原秀衡によらんとす、時に金商吉次なるものあり、陸奥に往來す、牛若之を幸とし、己れを伴はんことを望む、又源賴政に従ふ深栖賴重なるものあり、鞍馬に來りて牛若と相善し、因て三人相謀りて關東に赴く、即ち承安四年三月なり、牛若近江の鏡宿に至り自ら元服を加へて源九郎義經と稱す、時に年十六、途下總を過ぎて強盜を斬る、賴重、吉次共に其勇に服す、陸奥に至て秀衡に面す、秀衡之を平泉の館に邀へて深く厚遇す、治承四年兄賴朝の兵を擧ぐるや、義經之に赴んと

す、秀衡時勢を觀望して時期尙早しとなす、義經潛に平泉を出づ、秀衡己むなく、其臣佐藤盛信弟忠信を遣し、追ふて之に従はしむ、十月賴朝平家を富士川に破りて黃瀬川に陣す、義經二十餘騎を率ひて登に詣る、賴朝喜び手を取て泣き、先君を見るが如しと云ふ、壽永二年源義仲の京師を犯すや、賴朝、兵六萬を發し、義經をして範賴と俱に之を撃たしむ、義經勢多に向ひ、先づ民舍を燒きて高樓を河上に構へ、樓上に登て筆を執り令して曰く、率先の者及び勇闘する者は悉く記して鎌倉に報せんと、其兵二萬五千、軍氣百倍先を争ふて濟り、奮撃、突戰して敵を破る、義仲の將、根井幸親等既に橋を撤して之を拒ぐ、力ら及ばずして京に退く、義經追ふて京師に入る、法皇之を大江業忠の六條第に見て曰く、眞に英雄なりと、既にして義仲粟津に走り、範賴と戰て敗死す、是より先、平氏安德帝を奉じて西海に奔り、更に還て一谷に據る、衆十餘萬と稱し、兵勢甚だ熾んなり、義經二萬餘騎を率ひ、兄範賴と共に之を討つ、即ち範賴は五萬餘騎を帥ひて播磨路より進み、義經は丹波路より會す、時に二月二十九日なり、義經三原山に陣して平資盛に對す、三月五日衆を督して進み、夜半西籠に達し、鼓譟して城内に侵入す、資盛狼狽して遁れ走る、首を斬ること百八十級、翌六日別に七千騎を發して城の西門を攻めしめ、自ら精兵三千騎を帥ひて鴈越に向ふ、道にして日暮れ、向ふ所を失す、因て辨慶をして嚮道を求めしむ、辨慶

鷲尾經春を得て還り、之に依て船越に達し、七日早晨先づ馬を下して之を試み、尋で自ら進みて遂に下り、敵の背後を攻む、敵兵度を失して相殺傷す、義經乃ち火を敵營に放ち、夾撃して首を斬ること二千餘級、宗盛安徳帝を奉じて逃れ、餘衆海を航して讃岐に奔る、義經京に還て平族の首を鼻し、其身左衛門尉に任せられ、檢非違使に補せらる、尋で従五位下に叙せられ、昇殿を聽さる、頼朝之を聞て悦ばず、遂に其能を妬む、文治元年正月義經奏して平氏を討つ、先づ南海道に由らんとし、舟を渡邊、福島に懸す、將佐多く東國に長じて水戦に習はず、衆議紛々たり、梶原景時逆櫓の論を立つ、義經斥けて取らず、景時怒む、二月十六日將に發せんとす、南風暴かに發して兩日歇まず、船多く破ぶる、乃ち軍を駐めて修繕す、夜に至りて風位忽ち北に變ず、勢ひ猛烈なり、義經曰く舟を發せよと、舟子應せず、因て之を斬らんとす、恐れて舟を發す、兵船僅に五、將士百五十騎、義經令して烽火を己れの船艦にのみ用ひしめ、他は之を留めしむ、舟駛さると箭の如く、常行三日程を北より卯に至りて邊に阿波の尼子浦に抵る、敵赤旗を立て、之に備ふ、義經岸に登て力戦し、守將櫻間良連を虜にして、更に同姓良遠の塞を奪ひ、其地名を問ふ、曰く勝浦なりと、義經之を喜び衆に告て曰く、吾軍必ず利あらんと、軍を進めて屋島に向ふ、途上近藤親家の來り屬するあり、之を嚮導として中山に達す、時に京師の使に逢ふ、欺て其故を問

へば宗盛の妹、狀勢を屋島に報するなり、因て縛して其書奪ひ、進んで屋島に至り、火を牟禮高松に放つて敵に迫る、宗盛、帝及び女院を奉じて海に泛ぶ、義經益火を城外に縱ち、敵を一面に攻む、是れ寡兵、大敵を破らんとするが爲めなり、平軍恐れて悉く船に乗り、日章扇を掲げ美人を出して之を應じて射さしむ、奈須與市一發其柄を斷つ、海陸の軍翕然として賛賞やまず、已にして平軍發がり射る、義經衆を指揮して之を禦ぐ、敵將上總景清、越中盛嗣俱に義經を得んとして目を注ぐ、盛嗣鉤を揮つて義經の兜を引く、義經時に弓を落し、之を取らんとして鉤を掛けらる、因て刀を抜て之を斬り弓を得て還る、翌朝又兵を出して力戦し敵を破る、平軍遂に志度浦に逃れ、次で壇の浦、赤間の關に遷る、近國風を聞きて來り囑し、山陽、南海の間、舟師相繼ぐ義經之を帥ひ、進んで豊前、長門の海峡に迫る、戰艦八百餘艘、平軍五百餘艘を以て之を拒ぎ、火花を散らして激戦數刻に及ぶ、劍戟の光りは流電の如く、群箭は飛んで急雨の注ぐに均し、平軍殊死して戦ひ、官軍爲めに沮む、義經進んで敵を衝き頻りに將士を勵す、衆奮撃、苦闘、海波悉く赤し、平軍漸く破れて全軍動搖す、我軍勝に乗じて敵船に亂入し、北ぐるを追ふて船より船に移る、是に於て二位尼、神璽、寶劔を挟み、帝を抱て海に入り、母后亦繼で投ず、士卒母皇を救ひ、神璽を收む、平族刀折れ矢盡きて或は自刃し、或は海に投じ、宗盛以下皆な降りて西海悉く

平ぐ、義經生虜を以て歸り捷を朝廷に奏す、法皇大に喜ひ深く其切を賞す、頼朝之を聞て益義經を惡む、初め義經の面上するや、頼朝其勇怯を試みんとして範頼と共に熱盃を執らしむ、範頼取ること能はず、義經之を執て神色自若たり、頼朝私に之を憚る、己にして義經の軍を督すや、事毎に梶原景時の議を斥く、故に景時怒て頼朝に讒す、義經龜井六郎を鎌倉に遣て、異志なきを誓はしむ、頼朝卻けて聽かず、茲に於て義經俘虜を送りて府に入らんとす、許さず、遂に快々として京師に還る、頼朝其采地二十四所を收め、又叔父行家を惡んで之を義經に殺さしむ、義經應せず、因て土佐房昌俊を遣て義經を討たしむ、義經怒て之を誅し、院宣を請ふて頼朝を討んとす、頼朝大兵を擁して京に向ふ、義經帝都を擾さんことを恐れ避けて行家と共に西海に赴んとし、海上颶風に逢ふて果さず、遁れて吉野に入り、轉じて京師に匿れ、文治三年二月修験者に變じ主従數人北陸を経て陸奥に入り、再び秀衡に據る、秀衡之を衣川に館して款待頗る厚し、此冬秀衡率す長子泰衡に遺言して曰く、汝義經公を推戴して大將となし、専ら國事を公に聞けど、五年頼朝密に泰衡をして義經を圖らしむ、泰衡の弟忠衡諷めて従ふこと勿らむ、聽かず、四月晦日泰衡兵を遣はして之を襲ふ、鷲尾經春等力戰して之に死す、是に於て義經妻子を刺殺して自刃す、時に年三十一、天下之を惜む、一説に義經遁れて蝦夷に入ると、或は曰く元の成吉思汗は義經なりと

或は云ふ、清祖は義經に出づ、其清と稱するは清和の清字を取るなりと、又曰く、金史列傳中、金の源は義經と記せりと、確否不明なり。

史論に曰く、義經智勇兼備、韓白と雖も以て之に過ぐるなし、故に能く平氏を西海に墜にし、不世の勳を建つ、然れども功を恃んで専恣、前後の策を思はず、讒慝を醜視し、兄弟相容るゝ能はず、身亡虜と爲り、流離狼狽痛恨に勝ゆ可けんや、世に傳ふ、義經衣川の館に死せず、遁れて蝦夷に至ると、其果して然るや否やを知らざるなり、今東鑑を考ふるに閏月己未、藤原泰衡義經を襲ふて之を殺す、五月辛巳、報至る、將に首を鎌倉に致さんとす、時に源頼朝鶴岡の浮屠に慶す、故に使を遣て之を止む、六月辛丑泰衡の使者首を齎らして腰越に至る、漆函之を盛る、浸すに美酒を以てす、頼朝、和田義盛、梶原景時をして之を檢せしむ、己午より辛丑に至り、相距ること四十二日、天時暑熱、函して酒に浸すと雖も、焉んぞ壞爛、腐敗せざるを得んや、孰か能く其眞偽を辨せんや、義經機警人に絶す、危きに臨み、險を踏むで死せざるもの數ばなり、其れ必ず首を庸劣の泰衡に授けざるなり、頼朝は奸雄、天下に揚言し其首を獲るを以てすれば則ち以て、人心を鎮壓するに足る、必ずしも其實を窮詰せざるなり、然らずんば何ぞ其れ稍緩此に至らんや、蓋し泰衡をして義經を襲殺せしめ、然る後、義經に黨するの罪を聲し

て之を取る、是れ頼朝の成算、固より己に胸中に瞭然たるを、亦推して知る可きなり、今に至りて夷人義経を崇奉して之を神とす、之が情理を揆るに其れ或は然るなり。

附言。義経の衣川に死せしや否やは尙ほ疑問を挟むの餘地あり、然れども或は元祖となし、清祖となすの説は殆んど取るに足らず、何となれば元の太祖成吉思汗は烈祖の子にして黒龍江の上流即ち今のバイカル湖に近き蠻族より出で、父子の系統嚴として己に史上に明かなり、故に義経を以て之に附會するは單に時代の合ふのみにして他に何等の證據なく、況して清祖となすに至ては時代の差甚だしくして論ずるの價值なし、而して蝦夷入りの如きも今時の考證家皆之を採らざれば姑く自刃と見て不可なからん、唯だ其子孫の如きに至りては果して義経之を殺せしや否や聊か疑ふ可しと雖も是等は強て探るの要なからん。

源 頼 朝

頼朝は世の梟雄なり、故に人情を以て論ずれば殆んど取る可きなし、然れども隠忍自ら持し、時機の到るを見て決然奮起し、口に尊王を飾りて、驕暴なる平氏を斃し、其實權を掌中に握りて、天下を治めたるは又大人物たるを失はず、是れ本傳を叙する所以なり、但し頼朝の性行、手段等



に至りては古人既に定論あり、故に本文に入るに先づて其略を掲ぐ、曰く。

頼朝口に蜜有り、腹に劍有り、而して忍人なり、其功は清盛よりも大に、其罪も亦清盛より大なり、義仲の悪を磨ち、平族の暴を懲す、即ち其功の大なる者なり、然るに天子を陽尊し、天下を専制し、久く假て歸さず、惡ぞ其有るに非るを知らんや。

と、又曰く。

北條氏能く其術を學び、遂に其權を奪ふ、猶ほ三卿の晋に於る、三家の魯に於ける、田氏の齊に於るが如きなり、曾子の曰く、爾ちに出るものは爾に反るものなりと、頼朝の謂に非ずや。

頼朝は幼名を鬼武者と云ふ、義朝の第三子なり、人となり面大に身短に風度温雅、音吐亮明、沈毅度量あり、幼にして穎悟他に秀づ、父義朝之を異とし愛撫諸子に過ぐ、平治元年、年十三にして父兄と俱に大内に據る、時に頼朝父に謂て曰く、坐して教を待んよりは寧ろ進んで攻むるに若

かずと、衆其言を壯となす、既にして平頼盛來つて郁芳門を攻む、頼朝討て二人を殲す、軍破れて、東に奔り、疲れて馬上に睡り、父兄に後れて夜近江の森山驛を過ぐ、里民之を執へんとす、頼朝其二人を斬る、鎌田政家還り求めて安河に會ふ、時に風雪甚だしく、復父兄と相失し、土豪定康に扶けられて佛寺に匿る、翌年美濃の青墓驛を過ぎ、去て關東に入らんとして平宗清に捕へられ、六波羅に送らる、清盛之を殺さんとせしも、池禪尼固く請ふに因て其死を釋され、伊豆の蛭ヶ小島に流さる、頼朝成長して益深沈、喜怒色に形はれず、嚴として上將の風あり、故に平氏の命を奉じて、之を監視せる伊東祐親、北條時政の如きも心竊かに之を恐る、中宮屬三善康信又一月三回必ず使を以て京師の動靜を報じ、以て天下の形勢を忽にせざらんことを戒む、故に頼朝坐ながらにして藤原成親、僧俊寛等の陰謀、源頼政の擧兵、清盛の專恣、皇家平家を惡むの狀を知る、既にして以仁王の令旨至る、頼朝深く喜び、時政と謀て兵を石橋山に擧ぐ、是より先、頼朝祐親の邸に在りて、其女に通じ男を生む、祐親怒て之を殺さんと欲す、頼朝遁れて時政に懇り、又其女政子に通ず、時政知らざる爲して政子を目代平兼隆に嫁す、政子夜亡げて頼朝に奔る、茲に至て先づ兼隆を討ちて之を殺し、翌日出て相模の土肥に赴かんとして石橋山に陣す、時に治承四年八月なり、大庭景親兵三千を率ひて來り攻め、伊東祐親亦百人を以て軍後に迫る、薄

暮に及んで暴風雨に乗じ來り襲ふ、源氏の兵皆殊死して戦ふ、黎明に至り敗れて杉山に入る、加藤景員等奮闘敵を禦ぎ、頼朝亦自ら射る、人馬弦に應じて倒る、已にして矢盡き、土肥實平と俱に潜行して山中に匿れ、梶原景時の變心に因て景親の害を免れ、籠根の別當行實の父祖と舊あるによりて糧食を得、遂に脱して真鶴ヶ崎より輕舸に乗じて安房に航し、熊島に至りて時政及び三浦義澄等と相遇ふ、兵勢復振ふ、因て檄を傳へて、小山朝政、下河邊行平を徵し、將に上總に入らんとして長狹常伴の來り襲ふに會ふ、三浦義澄擊て之を破り、留て兵を集む、時に木曾義仲軍を美濃に起して平氏を討つ、頼朝兵三萬を得て下總に入り、三浦常胤の三百餘人を率ひ來るを從へて隅田川に抵る、上總介平廣常二萬人を得て常陸より來會す、初め頼朝廣常に就かんとす、廣常急に來らず、故に人をして曰はしめて曰く、我勅を奉じて義兵を擧ぐ、汝何ぞ速に參會せざる宜しく後陣に在て命を待つ可しと、廣常退き歎賞して曰く、此公必ず大事を成んど、果して其言の如し、頼朝土屋宗遠を甲斐に遣はし、諸源に告げて黄瀬川に會せしめ、又江戸長重を諭し、十月武州を経て相模に入り、居を鎌倉に定めて幕府を立て、諸將を部署して西軍を逆ふ、時に時政駿河の目代桶遠茂及び長田入道と戦て之を破り、遠茂を虜にし、長田父子を梟す、關東の軍頼朝に響應し、兵二十萬に及べり、東軍進んで駿河に次す、平清盛、頼朝の擧兵を聞き、孫維盛、弟

忠度を將とし、五萬騎を率て東上せしめ、兩軍富士川を狹んで相決す、甲斐の源氏武田信義兵二萬を率て潛に西軍の背後に出で、狹み撃んと欲す、道大澤を経て水禽驚き起つ、西軍夜襲と誤り潰走して京に歸る、賴朝進んで西上せんと欲す、廣常、義澄諫て曰く、佐竹義政の叔姪、衆を擁して常陸に在り、其他強兵を持して動靜を窺ふもの尙ほ多し、宜く東國を定めて然る後進取を議す可しと之に従ふ、賴朝軍を旋して常陸に赴き佐竹義政を誘殺して、更に其姪秀義を金沙城に攻めて之を走らす、因て其地を諸將に分與して鎌倉に歸る、此月十月山本義經、栢木義兼兵を近江に起して賴朝に應じ、養和元年に至て九州の菊地、緒方等亦源氏に投ず、閏二月清盛薨じ、遺言して益東伐せしむ、其子重衡東海道の兵を督して來り攻む、三月賴朝の弟僧義圓及び叔父行家等洲股川に會戦して大に之を敗る、壽永二年三月行家、賴朝と議協はず信濃に往て義仲に依る、賴朝謂へらく、勢ひ合せば制し難しと、自ら十萬騎に將として義仲を撃つ、義仲避けて越後に之を敢て戦はず、其子義高を納れて和議を請ふ、賴朝許して義高を伴ひ、其女を以て之に娶す、七月義仲京師に入り、平氏西に奔る、是より先、後白河法皇、中原康定を遣はして賴朝の入朝を促がす、賴朝依て三事を奏して曰く、其一、平氏横奪する所の神田、寺戸を復せん、其二、王公卿士の莊園にして平氏の爲に掠めらるゝ者は安堵故の如くせん、其三、逆を棄て、順に歸するの罪宜

く輕減すべしと、朝議之に従ふ、時に義仲、法皇の賴朝を召すを聞て悦ばず、將に兵を發して之を拒がんとす、十月賴朝、更に奏して藤原秀衡、佐竹義隆の背後を窺ふにより入京し難く、又兵を師て京に入らば都下を擾さんことを以てす、十一月義仲叛す、因て三年正月弟範賴及び義經を遣はして之を誅す、尋で又平氏を一の谷に敗る、三月賴朝西海四國に檄して平氏を勦さしむ、四月木曾義高を殺し、五月叔父義廣を伊勢に殺し、六月一條忠頼を營中に召して又之を殺す、皆な私情に出づ、十月範賴をして九州の軍事を總管せしめ、文治元年更に方略を示し、且つ安德帝及び太后、二位尼等を侵凌すること勿らしむ、三月義經平氏を亡ぼし、五月宗盛父子を以て鎌倉に來る、賴朝之を酒匂驛に卻けて入れず、俱に京師に歸らしむ、義經途に宗盛父子を斬て京に止る、是より先行家匿れて京に在り、賴朝、義經と相倚託せんことを恐れて、土佐房昌俊を遣て之を襲はしめ、反りて義經に殺さる、義經、行家遂に宣旨を奉じて賴朝を討んとす、時に賴朝勝長壽院を慶す、報至るも神色自若たり、居ること二日法會を終りて京に赴んとし、黄瀬川に至りて二人西に走るを聞て途より歸る、當時河城重頼、下河邊政義、義經の姻戚たり、因て其食邑を没す朝廷賴朝の院宣を怒らんことを恐れ大藏泰經を鎌倉に下して之を諭さしむ、時に大江廣元森策を獻じて曰く、國衛に守護を置き、莊園に地頭を設け、之に因て奸惡の徒を鎮め、兵を勵すの勞を

省かんと、頼朝大に喜び、先づ泰經を威嚇して京に歸らしむ、朝廷深く驚きて猝に院宣を諸國に下して、義經、行家を逮捕せしむ、十一月頼朝、時政を遣はして京師を守護せしめ、且つ諸國共に守護、地頭を置くの議を呈し、義經、行家を捕ふることを口實として之を迫る、法皇甚だ之を喜ばずと雖も、廷臣頼朝に阿附して遂に之を許す、頼朝又自ら總地頭たらんことを請ふて勅許を得、悉く家臣を以て其地頭に任ず、是に於て兵馬の權悉く頼朝の掌中に歸し、稅源武家に奪はれて、國司、領家は其地を失ひ、朝廷益衰微を致せり、爾來廷臣を叙任黜陟し、藤原兼實と心を合せて事を行ひ、同人を擧げて攝政となし、時政を鎌倉に召還し、代ゆるに北條時定を以てし、又其妹の夫左馬頭藤原能保を遣はして京師の雜務を知せしめ、天野遠景を筑紫奉行とし、尋で大江廣元を京に派して院院を繕治せしむ、是より先、北條時定、源行家父子を和泉に獲て之を斬り、八月勅によりて千葉常胤、下河邊行平等を京師に遣り、盜賊の横行を防ぎ、又多く之を捕へて首を斬る、京師肅然たり、文治五年二月奏請して藤原泰衡、義經を匿すを以て討伐せんことを請ふ、蓋し秀衡歿して、泰衡聲望盛んならざるにより之に乗せんとするなり、閏四月泰衡義經を襲ふて首を鎌倉に傳ふ、而も頼朝尙は泰衡を討んと欲し、連りに奏請して止まず、朝廷義經既に死し、天下靜謐に歸し、民力休養の要ある餘して聽ず、頼朝大庭景親の策を用ひ、朝許を待すして兵を發

し、軍を三道に分ちて進み撃ち、泰衡を破りて奥羽を定む、時に泰衡各地に遁れて一時迹を討ませしも、部將河田次郎の爲めに斬られ、首を其地に鼻せらる、頼朝、河田を誅して、其不忠を表す、尋で院宣到る、頼朝捷を京師に奏して專征の罪を謝し、十月鎌倉に歸る、建久元年奥羽亂る是れ泰衡の將、大河兼任の兵を擧げて州郡を侵掠するなり、其衆數千人、初め出羽より起りて小鹿半島に由利惟平を敗死せしめ、轉じて陸奥に入る勢ひ頗る猖獗なり、葛西清重急を告ぐ、健歩來り謂て曰く、兼任亂を煽し、橘公成戰死し、由利惟平逃亡すと、頼朝曰く健歩の言謬れり、惟平戰死し、公成遁れしならん、吾れ其平生を見て之を知ると、果して其語の如し、頼朝諸將を遣て之を誅し、十月初て入朝す、騎從甚だ盛んなり、尾張を過ぎて野間莊に到り、義朝の墓に謁し大に法會を行ひ、又美濃青墓に至りて驛長大炊の女延壽を訪ふ、是れ平治の舊時を謝んが爲めなり、十一月京師に入り法皇及び天子に謁す、待遇尤も温し、三年三月法皇崩す、法皇冬より不豫なり、頼朝齋戒して日に法華經を讀み、又劍馬を石清水に奉りて平癒を祈請す、崩するに及んで盛に法會を行ひ、酒舍を置きて行旅居民をして縦まに浴せしむること一百日に及べり、七月朝廷使を遣はして征夷大將軍に拜し、舊來の鎮守府將軍を罷む、四年四月下野國那須野に獵し、五月富士野に獵す、關東の家人盡く會し、工藤祐經亦之に従ふ、曾我祐成、時政の兄弟夜に乗じて祐經

を斬て父の讐を報じ、進んで頼朝を刺んとし、祐成斬られ、時致捕はる、同八月流言あり、範頼謀叛すと、頼朝人をして詰問せしむ、範頼他意なきを陳す、頼朝聽かず、之を伊豆修禪寺に幽し尋で之を殺す、或は云ふ頼朝人をして流言せしむと、同月又安田義資を殺す、之れ頼朝を怨望すと聞けばなり、六年東大寺の造營成り、政子及び其女乙の姫を携へて之に臨む、蓋し當寺の造營は後白河法皇の御志なりと稱するが爲めに、頼朝、文覺を擧げて奉行に充て、法皇の寵姫高階榮子の采邑播磨の地を以て其資に當つ、故に此際沙金三百兩、白綾三十段を以て榮子に贈り、其怒りを和げんと欲す、爾後源平の頼朝に怨みあるもの皆な討れ、天下靜平に歸せり、九年十二月相模川の架橋成り、之に臨で歸路馬より落ちて病を發し、正治元年正月危篤に類するを以て薨歿し、同十一日歳五十三にて薨す、頼朝和歌を好み、屢ば諷詠を試む、壺の碑の詠に曰く。

みちのゝのいはで忍ぶはえぞ知らぬ

かさつくしてよ壺の石ふみ。

又平素節儉を主とし臣下と雖も騎奢に流るゝものは常に之を戒む、而も猜忌の心深くして多く一族を害せしにより子孫永續せずして早く亡ぶ。

北條 泰時

平族の名あるもの古今其人に乏しからず、然れども資性温厚にして人を憐み、又勇武にして強兵を恐れず、能く父の悪を償ふて一家の安泰を得せしめたるは獨り、重盛と泰時とあるのみ、此二人は其壯時父を助けて事を爲すや甚だ議す可き點あり、而も年長じて思慮慎重なるに至りては毅然として一異彩を放ち、父母の威を以てするも自から犯すこと能はず、人心之に服し、天下望を屬す、其狀互に相類す、就中泰時の如きは長壽にして已れ天下の權を握れるにより、能く北條九代の祚を保ち、子孫に時頼、時宗の二人を出して聊か父祖の罪惡を消し得たるは彼の重盛に勝ること萬々なり、願ふに同人の如きは管に當時の人傑なるのみならず實に古今得難きの名士ならん。

泰時は義時の長子にして幼名を金剛、江藤太郎と稱す、源頼朝之を愛して幕府に召し、親ら元服を加へて頼時と名く、後泰時と改む、性寛厚にして識量人に超へたり、將軍頼家の騎奢にして、嬖臣と日夜蹴鞠を事とするや、泰時私かに中原能成をして諫止せしむ、聽かず、偶々伊豆の北條大に飢へ、泰時往て之を見んとす、僧靜觀來り告げて曰く、將軍公が諫止を怒る宜く北條に避く

可しと泰時曰く、吾れ諫を納るゝにあらず、愚衷を近習に語りしのみ、何ぞ避るを要せん、然れども吾れ事を以て明日北條に行く、子之を以て避くるとなす勿れと、即ち旅裝の具を示す。已にして北條に至り、糲に貸す所の券を焚て窮乏者の債を滅じ、且つ酒食を食はしめて人毎に米一斗を與ふ、父老喜んで其恩に感ず、建保元年和田義盛の兵を擧げて幕府を圍むや、泰時獨り奮闘して之を斥け、尋で足利義氏等をして追撃せしむ、功を以て陸奥遠田郡の地頭職を賜ふ、辭して受けず、曰く義盛敢て幕府を怨みず、唯だ臣が父を惡むのみ、臣子として父の寇を除く何の賞か之れあらん、請ふ幕府の功勞者に賜へと、實朝之を強ゆ、即ち受く、承久の役、弛せて京に至り、官軍を破りて二上皇を流す、是れ父義時の命と雖も泰時一代の不覺と謂ふ可し、史に稱す、泰時發するに臨み天子親征の事あらば之を如何と、義時曰く宜く旗を伏せ、首を展べて其所置を待てと、是より先泰時父を諫め、罪を闕下に請ふ可しと云ふ、故に此言ありと其事容易に信す可からず、泰時六波羅に居て京を治むること四歳、元仁元年父義時死して、泰時執權となる、政子義時の莊園を割て諸子に分たしむ、泰時命を受けて多くを諸弟に別ち自ら取ること甚だ薄し、政子其故を問ふ、曰く、身執權たり、又何ぞ求むるを要せんと、政子之を歎賞す、泰時の繼母藤原氏光宗と謀りて其女婿藤原實雅を奉じて將軍となし、已れ生む所の子、政村を以て執權となさんとす、人之

を泰時に告ぐ信せず、事已に露る、因て實政を逐ひ光宗を流し、餘は一切問はず、人其雅量に服す、貞永元形式目五十一條を制して民刑訴訟の大法を知らしむ、此功尤も大なり、又當時南都北嶺の僧兵強暴を逞ふして上下制御に苦む、嘉禎二年南都興福寺の僧衆頗る橫暴を極む泰時即ち同寺の莊園を收め權に大和の守護を置き、地頭を補して僧徒の亂妨を禁ず、僧兵其根據を失ひ、遂に城郭を毀ち、争鬪を解き、自ら解散して靜謐に歸せり、蓋し僧侶の強暴は藤原時代より盛大を極め爲政者其所置に苦しみしに泰時其莊園を奪ひて糧道資途を絶ちしは眞に妙計と謂つ可し、仁治三年四條帝崩じて儲貳未だ定らず、計鎌倉に違す、時に泰時、弟時房と歎歎す、之を聞て席を起ち内に入りて深憂惜かず、之れ順德帝の後を奉せずして土御門天皇の皇子を立んと欲するが爲めなり、而も決せずして籌を鶴ヶ岡祠に探る、果して信する所に協ふ、因て安達義景を遣はして邦仁王を立つ、是を後嵯峨帝と云ふ、此年六月年六十にて卒す、泰時専ら心を政治に傾け、已れ卒先して其直きを示し、天下の人をして俱に正道に歸せしめんと欲す、故に上下之に服せり、始め義時死して執權の職を襲ふや、世上尙ほ亂を思ひ、利に弛せんとする、風あり泰時之を嘆きて和歌を詠す、曰く。

世の中の麻は跡なくなりけり、

このろのまゝのよもぎのみして。

爾來天下の安危を以て自ら任じ、晝夜寢食を忘れて民治を圖る、故に殆んど閑事を得ず、一歳又和歌を詠じて曰く。

こと繁き世のならひこそものうけれ

花の散りなん春も知られず。

泰時職に在ること十八年政平かに詛理り衆庶業を樂む、北條氏九代中此時を以て治平第一と稱す。

僧 日 蓮

佛法諸宗の我國に起る其情況前後同じからずと雖も、日蓮の如く、勇猛、破邪を旨として信向を一時に博せしものは古今其例を多く見ざるなり、殊に宗教の趣旨皆な悲哀、沈痛を旨とするに係らず、此宗獨り快活、豪壯の風を示すは願ふに舊來の反動として興れるが爲めならん、彼の歐洲の回教徒は教旨の實行に劍と經文とを以てす、是れ亦時勢の産物にして日蓮宗の勃興と多少相似たる所あり、其本義の是非、得失は別として教風の壯快なるは興國の宗教として又採る可き所な



きにあらず、今宗祖日蓮の事迹を按ずるに、其先は閑院冬嗣に出で、後慈江の村櫛に居り、姓を三國と稱す、子孫更に名を實名と改め、日蓮の父左衛門重忠の時に至り、事を以て房州に謫せらる、日蓮、後堀河帝の貞應元年二月十六日、同國小湊の敢川村に生る、世に傳ふ其母日光の胸上に覆くと夢みて孕めりと信す可からず、幼名を善日磨と云ひ、天福元年、年十二にして同國清澄寺に登り、名を樂王磨と云ふ、延應元年、年十八にして真言僧道善に就て出家し、密乘を受く、聰穎無双、耳目の觸るゝ所皆な記して忘れず、尋で禪律を學び、仁治三年、年二十一にて比叡山に登り研學尤も勤む、初め是成坊と云ひ、後蓮長と號し、最後に日蓮と改む、是より先鎌倉に入て大阿に淨土を學べり、日蓮風丰魁偉、豪邁にして讀書に精く夙に大乘教を讀破して自ら、智、辯、學、勇を備へたりと稱し、自ら依法、不依人の見を立つ、殊に叡岳に入りて後は台宗の玄義を窮め、兼て梵字の意義を探り、議論を練磨し、卓然として已に一山を厭す、一日奮然として衆に謂て曰く、慈悲以來、法水混淆、丕に山祖の真軌に戻る、我れ不肖と雖も希くは之を一洗せんと、衆其大膽に驚く、然れども其惡みを受くるにより、師僧論して山を出でしむ、年廿七にて京を去り、奈良、高野に遊んで其宗法を叩き、又歸て經學を

修め、傍ら和歌書道を學び概ね其奥義を覺る、時に臨濟の四爾、曹洞の道元等皆な宗より歸り、名聲藉甚たり、日蓮就て道を問ひ、益僧門の間に重んぜらる、其他吉田兼益に従つて神道を學び、才學一世を蔽はんとす、建長五年郷國に還り、四月廿八日旭日に對して七字の名號を唱へ、始て法華一派の宗門を立て、四個の格言を説く、曰く、念佛無間・禪天魔、眞言亡國、律國賊諸宗無得道、是を以て立教の開宗となす、時に年三十二、其菴清澄寺の側に在り、其師道善及び邑主、東條景信、日蓮の道俗に向て之を説くを怒り、遂に山を逐ふ、日蓮去て鎌倉に至り、松葉が谷に住し、後七年を経て文應元年、立正安國論を著し、之を執權北條時頼に呈す、是より先日蓮、材木座の街道に於て辻説法を試み、多くの衆庶を導く、時頼之を聞て惡む、而して今此論あり、故に斥けて採らず、同年八月、日蓮を惡むの徒、合して松葉ヶ谷の草菴を焼き、弘長元年安國論の故を以て伊豆に流さる、後二年許されて鎌倉に歸る、文永元年安房の小湊に赴ちて母を省す、途上東條景信に要殺せられ、其徒日玉、鏡忍等之に死す、文永五年以後、蒙古の使者屢ば來朝す、日蓮之を以て亡國の兆となし、經文を寫して富士の半腹に埋め、又幕府に上申する所あり是より先、鎌倉に歸て後、諸宗を駢り、碩學を批す、故に時頼日蓮及び其徒日朝を土牢に幽し、後之を出す、文永八年時宗議して曰く、日蓮、佛法に托して國家を惑亂す、罪死に當ると、幕府捕へ

て斬に處せんとす、而も其偉才を惜んで死一等を減じ、之を佐渡に流す、時に年五十なり、三年を経て時宗之を許す、日蓮曰く已に嘉漣の期なりと、翌文永十一年五月甲斐の身延山に入る、弘安五年九月出で、武藏池上の宗仲寺に在り、時に其徒に告て曰く、我三七日の中に死せんと弟子日期に命じて遺骨を身延山に送らんことを遺言し、十月十三日遂に寂す、時に年六十一、爾來此宗蔚然として起る。

附言 日蓮の傳を讀むに自畫、自贊、罵詈、譏暴の言頗る多し、是れ何故ぞや、一は同人の資性剛慢なるが爲めならんも、要は諸宗の高僧已に數派を開きて教中に勢力を得ること難く、又舊派の諸宗は皆な已に弊害多く、之を一洗せざれば信を世人に求むること能はず、故に或は諷り或は新を唱へしものならん、而して其自贊を主とせしは當時の僧衆、智識、卓見共に多くは日蓮に及ばず、故に自ら尊ふして、法華の品位を高からしめんとせし手段に出しものならん。

北條時宗

北條氏九代の治は泰時其礎を固ふし、時宗掉尾の勇を示し、遂に凋落に歸せり、其皇家に對する功罪相半ばすと雖も、千古國光を輝かせし點は源家三代、足利十三代に比して優ること萬々なり

と云ふ可し。

時宗幼名を正壽、相撲太郎と稱す、建長三年鎌倉に生る、時頼の第二子なり、英武絶倫夙に僻遊に搆んず、七歳にして將軍宗尊親王の府に冠し、名を時宗と賜ふ、幼にして射を善くし、弘長元年親王射を極樂寺の第に觀て小笠懸を命ず、衆皆な射儀を听せざるを以て固く辭す、時頼曰く、太郎之を能くせんと、召して場に上す、時宗年十一、馬に跨て出で一發乍ち中つ親王歎賞已ます、時頼悦で曰く、期兒繼業の器ありと、此歳其兄時輔を超へて執權職となる、文永三年、宗尊の近習私に謀て時宗を殺さんと欲す、蓋し宗尊成長するに及んで已れ虚器を擁するに過ぎざるを知り、漸く憤りを發して此舉を企つ、時宗之を聞知して、親王を詰責す、府内騒然親王遽だしく女輿に駕して京師に還る、時宗即ち其族政村等と議して宗尊を廢し、其子惟康を立て、將軍となす、是より先時頼、北條長時、同政村を以て執權職を攝せしめ、以て時宗の成長を待てり、此歳時宗年十六、遂に自ら執權の事を行ふ、同九年時宗其兄時輔を京師六波羅の南府に殺す、是れ時輔弟時宗の家を嗣ぎ、權を執るを惡んで之を害せんと欲せしが爲めなり、右に先つこと四年即ち文永五年蒙古始て高麗に因て書を贈り、我を洞喝して臣禮を執らしめんと欲す、其辭に曰く。

大蒙古國皇帝、書を日本國王に奉ず、朕惟ふに古へより小國の君、境土相接すれば、務て講信、修

睦す、況んや我祖宗、天の明命を受け、區憂を奄有す、遐方異域、威に畏れ徳に遠く者、悉く敵ふ可からず、朕即位の初め、高麗無辜の民、久しく鋒鏑に瘁するを以て即ち兵を罷めしめ、其疆域を還し、其旄倪を反す、高麗の君臣咸な來つて朝を戴く、義君臣と雖も欽び父子の如し、計るに王の君臣亦已に之を知らん、高麗は朕の東藩なり、日本密に高麗に通ず、開國以來亦時に中國に通ず、朕の躬に至て、一乘の使ひ以て和好を通ずるなし尙ほ恐らくは國王之を知ることを未だ審かならざるを、故に特に使を遣はし書を持って朕の意を布告す、冀くは自今以往、間を通じ好を結び、以て相親睦せん且つ聖人は四海を以て家と爲す、相通好せざるは、豈に一家の理ならん哉、以て兵を用ゆるに至ては、夫れ孰か好む所ぞ、王其れ之を圖れ。

書鎌倉に達す、即ち之を朝廷に奏す、廷議皆原長成をして返牒を拜せしめ、之を時宗に下して議せしむ時宗蒙古の書辭無禮なるを以て報す可からずとなす、八年高麗使を遣はして元の來寇を告ぐ、既にして元の大夫秘書監趙良弼書を持って來り其朝貢を促す、朝廷返書を與へんと欲す、時宗聽かず、太宰府に嚴命して良弼を逐ひ歸す、此の如きこと六回皆な峻拒して納れず、此間時宗令を邊海に下して將士を戒め、専ら肥筑の要害を警衛す、同十一年元主、析都、洪茶丘を將とし高麗の兵を合して其數四萬二千餘、戰艦九百艘に搭乘して、壹岐、對馬に來寇す、宗助國、平

景隆勇戦之に死せり、敵遣んで筑前の沿海に迫る、鎮西の將士善く拒ぎ、遂に之を卻く、建治元年元主又、杜世忠何文著以下五人を遣はして長門の室津に至る、時宗命じて之を捕へしめ鎌倉の龍の口に引き來りて悉く之を斬り、其首を梟す、是れ我戰意を示して敵膽を摧かんとするなり、而して公私の費用を減じ、京師大藩の兵を罷め、防備を廢にして、西海南海の兵を博多に集め、又東山、北陸の兵を教賀に、山陰、山陽の兵を畿内に分遣して周防を守り、尋で明春を以て大軍を提げ進んで蒙古征討の途に上らんと欲し、山陰、山陽、南海の諸道に令して戰艦を修せしめ、軍器、糧食を備へしむ、是れ高麗、蒙古に對する問罪の師にして、時宗の意氣壯なりしことを知るに足れり、弘安元年元主沿海官司に諭して我邦の市舶を通せしめ、同二年復、范文虎、夏貴等の部將、周福、樂忠二人を遣はして書の本邦に贈る、其辭前書に似て不遜なり、時宗之を博多に斬らしめ、其首を梟す、茲に於て元主大に怒り、弘安四年大軍を發し、范文虎を以て將となし、海を壓して來る、其兵漢胡韓を合して十四萬餘、戰艦三千五百餘艘と稱す、敵兵先づ壹岐對馬を侵し、進んで博多に迫り、五龍山に據る、時に二月五日なり、我軍袖港に石壘を築き太宰少貳、菊池、大友、下野、龍造寺以下、東は箱崎多々良瀨より、西は鳥飼、姪の濱、生の松原に至るまで皆悉く堅く守りて陸に上ること能はざらしむ、敵進んで志賀島に至る、我兵擊て之を卻け、復戰ふて之を敗

る、敵を斬ること千餘人、尋で探題北條實政の部將、高野七郎夜敵艦を襲ふて火を放ち二十餘人を殺す、敵恐れて戰艦を連結し火炮を放ち石弓を發し以て之を防ぐ、故に我軍又近く可からず、河野通有之を怒り、單身輕舸を飛して敵船に登り數十人を斬て敵將を擒にす、此外大友貞親、竹崎季長等皆な濤を蹴て敵軍を摧く、故に元軍陸に上るを得ず、遂に退て隱島に據れり、七月朔偶ま颶風大に起り、波濤山の如く、澎湃天地を包み、大小の敵艦摧けて海底に覆没し、元兵の死するもの十餘萬、殘卒數千遁れて隱島に據る、少貳其資勢に乗じて、之を掩殺し、降を請ふ者は皆な、志賀島那珂河に斬る、唯だ千間、美青、吳萬の三人を還して元主に其狀を語らしむ、元主然悲、更に阿答海に命じて我邦を犯さしめんとす、而も果さずして已む、當時、時宗宇都宮貞綱を派し、中國の兵に將として之を禦がしむ、未だ到らざるに海風起て元軍悉く溺歿せり、同七年時宗病で卒す、年三十四、法名を道果、寶光寺と號す、時宗禪を好み關溪、元菴の二師に參して其法を修し、深く法乘に通ず、嘗て圓覺寺を建て、元の無學禪師を延て始祖となす、明治三十七年五月勅して従一位を贈り以て其功を表す。

楠 正 成

徳川光圀、楠公の墓に題して曰く、「嗚呼忠臣楠氏之墓」と此一語以て楠氏の忠誠奉効を知るに足れり、而して明人朱之瑜其背に記して曰く。



忠孝天下に著れ、日月天に麗く、天地日月なくんば、則ち晦蒙否塞し、人心忠孝を廢すれば則ち亂賊相尋ぎ、乾坤反覆す、余聞く楠公諱は正成なるもの、忠勇節烈、國士無双、大抵公の兵を用ゆる強弱の勢を幾先に審にし、成敗の機を呼吸に決す、人を知りて能く任じ、士を體して誠を推す、是を以て謀りごとく中らざるなく、戰て克たざるはなし、心を天地に誓ひて金石渝らず、利の爲めに回らず、害の爲めに休れず、故に能く王室を興復して舊都に還す、倭に曰く前門狼を拒ぎ後門虎を進むと、廟謨臧らず、元凶璽を接ぎ、國儲を構殺し、鐘虜を傾移す、功成るに垂んとして而して主に震ひ、策善と雖も庸おぼろられず、古へより未だ元帥前に妬みて而して大將能く功を外に立つるもの有らず、之を率る

に身を以て國に許し、死に之きて佗なし、其終りに臨み子を訓るを觀るに、從容義に就き孤を託し命を寄す、言私に及ばず、精忠日を貫くに非るよりは能く是の如く整ひて而して暇あらんや、父子、兄弟、世々忠貞に篤く、節孝一門に萃る、盛んなる哉

楠公の論贊世に多しと雖も之に過るものあらず、而して其傳の如きは世人已に暗記せるにより茲に細叙するの要なきに似たり、然れども他の權衡上除く能はざるにより其要を左に掲ぐ。正成の父を正康と云ふ、一に正玄に作る、楠諸兄十四世の孫と稱す、世々河内國金剛山の西に居る、屋外、楠樹多し故に取て姓となす、蓋し郡の名族たり、正成に至て才武を以て聞ゆ、兼て恩恵あり、士民深く其德に懐く其父初め子なきを憂ふ、妻志貴山の毘沙門に禱りて正成を生む、故に幼名を多聞と曰ふと、長して兵衛尉と爲る、元弘元年、後醍醐帝兵を笠置に擧げて、北條高時を討んとす、時に四方勤王の士甚だ乏し、帝深く之を憂ふ、偶々夢に因て楠氏の有るを覺り、僧快元に問ふて其所在を知り、藤原藤房を遣て之を招く、正成感激營に至りて策を獻じ、還て城を赤坂に築く、是れ兩々相應じて北條に當り、且つ聖駕を茲に迎へんと欲せしなり、時に賊軍笠置を陥れて赤城に迫る、城未だ全く成らずして此大兵を受く、故に正成奇策を出して屢ば敵を殺すと雖も糧食到らずして忽ち窮す、因て火を放て戰死の狀を狀ひ、遁れて金剛山に匿る、賊將其死

を信じ湯淺定佛を守將として軍を還す、當時賊軍三十萬、正成の兵僅に五百に過ぎず、而して敵を討つこと二千人、上下其智略に驚く、同二年帝隠岐に竊せられ官軍皆な散す、正成再び兵五百を率ひて赤坂を攻め、賊の夜間糧を城に入るゝを知て途に之を奪ひ、更に兵器を之に包み、我軍追撃の狀を示して輸卒を城中に入れ、尾して城門を破り、遂に湯淺を降す、因て其兵を合して和泉を徇へ、尋で攝津に入りて渡邊橋に次す、京畿震駭す、北條仲時、隅田、高橋の二人を遣り、兵五千を以て來り攻む、正成欺て敵を引き伏を設けて之を破り、逐ふて渡邊橋に至て水中に溺死せしむること殆んど算なし、宇都宮公綱尋で來る、正成其決死の兵なるを知て陣營を敵に委して退き、更に虛兵を構へて敵勢を摧く、公綱疲れて還る正成天王寺に入て寺僧に請ひ、上宮太子の未來記を見る、其文に曰く、人皇九十五代に當り、天下一たび亂れて、主安からず、此時東魚來りて四海を呑み、日西天に没すること三百七十餘日、西鳥來りて東魚を食ふ、海内一に歸すと、正成曰く、主上反正賊亡ぶる明春に在りと、即ち金裝の刀を寺僧に與へて、其文意を徧く軍に告ぐ、衆咸な踊躍して勇氣更に加はる、遠近之を聞て囑するもの多し、北條高時兵數萬を發し、三道より來り攻む、正成退て千劍破に據り、平野將監を以て赤坂を守らしむ、同三年二月賊將大佛高直以下千劍破を圍み、赤坂を陥る、而して大和、赤坂に向へる賊軍皆な悉く令して一擧千劍

破を屠らんとす、城中矢石を投じて之を拒ぐ、敵兵の死傷計る可からず、因て重圍して近づかず、爾後水道を絶んとして成らず又正成に欺かれて鶴人を攻め、或は飛橋を設けて城中に入らんとし皆な敗れて其衆を失ふこと數千人、復城に迫らず、合圍三月に及ぶ、時に近郡の民兵護良親王の令を奉じて榎道を絶ち、尋で六波羅の敗報到る、賊遂に圍みを解て去る、車駕關に還る、正成即ち兵七千を率ひて兵庫に迎ふ、帝之を喜び、厚く其勞を賞し、詔して前關京に入らしむ、建武元年功を以て檢非違使左衛門尉を授けられ、河内守を兼ね、攝河泉三國の守護と爲る、同二年足利尊氏叛し、延元元年、京師を犯す、正成兵五千を以て宇治に禦ぐ、既にして京師陥り、帝延曆寺に幸す、正成即ち軍を引て行在所を守り、更に新田、北畠以下の諸將と共に尊氏を攻め之を破りて還る、尊氏再び京師に入る、正成平素泣き男を養ふ、因て命じて僧數人と俱に戰場に到らしめ、屍を求むる狀を爲して曰く、官軍捷を奏すれども正成、義貞以下皆な戰歿す、故に遺體を求めて葬らんと欲すと、賊之を信じて屍尸の正成以下七將に似たる者を取りて其首を齎す、是に於て正成諸將と軍を潜めて夜發し、別に卒を遣はして炬を持たしめ、山に遶て西に行かしむ、綿々相屬す、賊官軍の將師を襲ふて北ぐるとなし、兵を放つて諸道に要す、正成明旦急に京師に入て其不意を襲ひ、備へなきに乗じて掩撃す、賊軍大敗し、尊氏西に奔る、正成諸將と之を追ふて

豊島河原に至り、足利直義と戦ふ、正成又賊背に出で之を撃つ、直義破れ走り、尊氏と俱に海に航して鎮西に遁る、正成之を窮追せんと欲す、義貞聽かず、同年の夏尊氏大兵を卒て来る、正成之を避けて勝を他日に期せんとす、藤原忠清聽ずして京外に防がしむ、正成事の成らざるを知り手書を其子に贈り手兵七百を以て湊川に至り賊兵五十萬と戦て賊を破ること數回遂に敵せずして死す、時に年四十三なり。正成又和歌を詠す、曰く。

深き淵薄き水のいましめを

心にかけてぬ人ぞあやふき。

後藤 祐乘

我金工の作は遠く神代に扱まれりと雖も、中興、裝剣具の名手として古今無双の妙と稱せられしは獨り後藤祐乘あるのみ、祐乘は足利義政の近侍にして四郎兵衛と稱せり、本姓は藤原、名は正奥父を右衛門尉基綱と呼べり、從五位下にて瑞光と云ふ、是れ老後の名か若くは號ならん、祐乘は其後十代の裔なり、永享六年京師に生る、幼名を經光九と稱せり、夙に彫刻を好めども其作を人に示さず、八歳の時土砂を以て猿猴を造る、時に大鳥飛び來つて之を空中へ掴み去れりと謂ふ、

後將軍に仕へ年十八の時同輩其才能を嫉んで之を讒す、義政怒て、没官の上獄に繋ぐ、偶ま三仗に屬し、暑熱酷烈なり、獄卒憐で私かに桃果を與ふ、正奥之を食ひて渴を醫し、小刀を借て其核に三玉、二十一社及び猿猴六十六頭を彫る、細微、精密而も昭然たり、祐乘之を獄吏に贈りて謝意を表す、獄吏驚て更に義政に獻す、義政感賞其罪を許して、裝剣具の彫刻を命ず、其作一として精妙ならざるはなし、正奥剃髮して祐乘と號し、法橋に叙せらる、後花園天皇其技を御覽ありて法印に叙す、義政之に近江國坂本郷の内、食邑二百貫を與ふ、將軍義教の時、狩野元信に下繪を圖せしめ、之を祐乘に彫らしむ世稱して二絶と云へり、永正九年五月七日年七十九にて没す、乃ち山城國愛宕郡上品蓮臺寺の石藏坊に葬る、祐乘は又片切彫りの元祖として同匠間に尊とばる、同人の技は一に天性に出づと雖も要は其勉強に在り。

僧 雪 舟

我邦の隋唐に通じてより以來、邦人の漢土に大名を知られしもの前後三人有り、一は阿倍仲麻呂にして文學を以て鳴り、二は空海にて書を以て聞へ、三は雪舟にて畫を以て稱せらる、此他知名の士尙は多しと雖ども此三士に超ゆるものは未だ一人も之れあらざるなり、故に此三名を指して留

學の三偉人と呼ばんと欲す。

雪舟は備中、赤瀨の人、本姓を小田と云ふ、名は等揚、雪舟、備溪齋、米元山主、楊智客、雲谷軒等の數號あり、年十二三にして、其父之を州井山寶福寺に入れ、以て僧となす、性丹青を好みて、教儀を修めず、師僧之を訓戒すること數次、終に聞かず、一日師怒て之を堂柱に縛し、薄暮堂に登て之を解んとす、時に雪舟の脚下に鼠數疋あり、驚騒して其周圍を走る、師僧怪みて之を見れば、雪舟涕淚を足指に展べて之を堂上に畫けるなり、是に於て其妙技に感じ、復其畫を禁せざりしと謂ふ、雪舟専ら如拙、周文の畫風を慕ひて之を研磨し頗る其法に通ず、故に釋惠鳳曰く、雲谷其蘊する所の妙を畫に發し、而して越江の文公を以て師となす、文は乃ち如拙を以て師となす、拙の雲谷に於けるや三世の祖なりと、壯なるに及んで京都相國寺の洪德禪師に従ひ、又鎌倉に赴きて建長寺の玉隠永瑛を師とし禪學を修む、永瑛、漁樵齋の記を作りて之を贈る、即ち以て別號となす、寛正六年海舶に搭して明國に入り、四明天童寺に遊びて禪班第一座となる、故に當時の畫は四明天童第一座と記するもの多し、又扶桑、紫陽、等揚の欸を用ゆ、蓋し雪舟の先は筑紫に出づ、故に紫陽と號せり、又等揚は楊補之の逃禪を慕ひ、雪舟は明國當時の名手李氏、張氏の名號中より取ると云ふ、雪舟初め良畫師を求むるに時人李張二人を以て一双の高手と稱

す、而も其畫意に適せず、即ち曰く大明國裡我師なし、唯だ名山、勝水、動植の類是れ採て師とす可しと、爾來水遠寺の晚鐘、瀟湘の風景を模して怠らず、遂に奇畫を爲す、明の君臣大に其妙を稱し、遂に勅を奉じて禮部院の壁に太祖の像を畫く、人皆な以て榮となせり、嘗て明人の畫に應じて本邦の富嶽、三保、清見の三景を畫く、時に鴻儒詹僊、其上に贊して曰く、巨幀稜嶒、海涯扶桑堪作上天梯、岩寒六月常留雪、勢似青蓮直過岳、名利雲連清建古、虛堂塵遠老禪棲、乘風吾欲東遊去、特到松原竊羽衣、と弟子其圖及び贊を寫して本邦に傳ふ、雪舟明に在ること五年成化年中將に我朝に歸らんとす、四明の徐璉字は希賢、送別の詩序を贈て曰く、

日東雲谷長老、冲淡人也、能詩善畫、而性無所嗜、成化丁亥、陪貢至鄞、予獲與之交、情傾意洽、飲若平生、居無何言、旋言歸、懷不能舍、遂賦拙作五十六字以道別意、伏希笑覽、

家住蓬萊弱水灣、丰姿瀟灑酒出塵寰、久聞詩賦起方外、臘有丹青落世間、鷺嶺千層飛鶴去、鯨波萬里踏杯還、懸知別後相思處、自在中天雲在山。

當時明人に推重せられしこと以て見る可し、文明元年、國に歸り、周防山口の舊居雲谷巷に住す、蓋し雲谷、或は雲谷軒の號は渡明前已に之を用ゆ、故に寛正五年管領細川勝元の副使藏司惠鳳山口に来るや、鳳は雪舟と舊知あるを以て雲谷巷を訪ひ詩を賦して曰く。

京洛曾遊楊客卿。結茅茲地要終生。喜君圖格出天下。兒卒又知雲谷名。

世にふ傳ふ、大内義興、周防、長門を領し、山口に居て豪奢に耽る、曾て畫を明に購ふ、彼國酬ゆるに一本を以てす、雪舟之を見て曰く、是れ老衲の明に在て畫く所と、義興以て己れを欺き名を售るとなし、大に怒て之を逐ふ、雪舟去て石見國に適く、其後畫頓を洗修することあり、雪舟の欺誦初て現はる、義興前言の偽らざるを知り、雪舟を召還せんとすれども及ばず、深く之を耻づと謂ふ、晩年石見乙吉村の大暮菴に寓す、初め雪舟の明より還るや、足利義政命じて殿中に畫かしむ、雪舟曰く臣は桑門の徒なり、本邦畫家として狩野元信あり、其技臣に超ゆ宜く之を用ゆ可しと、義政即ち元信を用ゆと、雪舟の將に畫筆を執らんとするや、先づ杯を傾け微醺を帶ひ、更に尺八を吹くこと數聲、或は詩を吟じ、或は歌を誦し、箕踞、盤薄して後筆を執るに意揚々として宛も龍の雲を得るが如し、又嘗て筑前芦屋に居る、將軍命じて其地産出の釜に下圖を畫かしむ、後人甚だ之を珍重せり、彼の濡れ鳥の類是れなり、文龜二年壽八十三にて寂す、又云ふ永正三年二月十八日年八十七にて歿すと、其畫の絶妙なる古今及ぶものなし。

武田信玄

信玄の武略に長じて、天下敵なきの觀ありしは人皆之を知れり、然れども其詩歌を能くし、丹青に秀でたる點は知る人少なし、蓋し功の大なるものに覆はれて末枝自から没せられしならん、而も名將、大才は決して一方に徧倚せず、是れ治國平天下の要は目を各般に注ぐと共に己れ之を理解するの得策なるを知ればなり、今其詩歌の二三を示して次に經歷の略に移らんと欲す。

立ちならぶかひこそなけれ山櫻

松に千とせの色はならはで。

是れ松間の花と題する歌にて其調の優なる、其意の高き、歌人と雖も亦及ばざる所なり、又兵を駿州に發向するや、明月の清きを見て。

清見洞空にも關のあるならば

月をとめて三保の松原。

軍中尙ほ雅懷を失はず、何ぞ唯だ勇武一方の猛將とのみ言ふ可けんや。又軍歌數首あり、其一に曰く。

人は城、人は石垣、人は堀り、

なさは味方あだは敵なり。

是等は風韻に乏しと雖も、情味尙ほ擲す可く、又人心の幾微を知るの語にして彼の信長の強悍是れ喜ぶとは同日に語る可からざるなり、又落花を惜む詩あり、曰く。

檐外紅殘三四峰。蜂狂蝶醉景猶濃。遊人亦借漁翁手。網住飛花至晚鐘。

何ぞ其句の輕妙にして清楚なるや、單に知らずして之を誦すれば誰か信玄の作たるを思はん、唯だ偶作の一首に至りては稍や信玄の資性を發露するに似たる點あり。曰く。

塵殺江南十萬兵。腰間一劍血猶腥。豎僧不識山川主。向我慙慙問姓名。

信玄は大永元年甲斐に生る、即ち信虎の長子にして母を大井氏と云ふ、天文五年、年十六にして元服を加へ、將軍義晴の偏名を賜はりて晴信と云ひ、從五位下に叙せらる、初名を勝千代と稱す、古書に晴信の叙位、改名を以て今川義元の周旋に歸す、是れ誤りなり、始め父信虎晴信を惡み、次子信繁を愛して之を立んと欲す、晴信蹈^ひ晦して舉止常人に及ばざるが如くす、而も國人信虎の狂暴度なきを憂ひ、今川義元と議し、信虎を説て駿河に隱遁せしめ、晴信を立て其封を繼がしむ、是れ戰國の風として國家維持の必要に迫れるが爲めなり、晴信始て兵を出し、先づ信濃の諏訪頼重を降して、其地を取る、時に天文十一年六月なり、尋で高遠頼繼其地を犯す、故に討て之を破れり、同十二年同族小笠原時長と戦ふ、此役又木曾義昌と兵を交へ、時長を破ると雖も村上義清

の其虛を衝んとするを見て軍を班す、同十七年二月村上清義兵を進めて上田原に陣す、信玄之れと戦て激戦數刻に涉り、板垣信形、甘利才間を始め諸將多く討れ、己れも又傷を負て退く、而も同年七月小笠原時長を破つて其の地を取り兵勢大に振ふ已にして小笠原没落して村上に依り、村上義清また力ら足らずして天文二十二年小笠原長時に後くれて越後に奔り、遂に上杉謙信によれり、是に於て川中島の戦ひ始めて起る、同廿四年謙信兵を引て信濃に入り、七月川中島に陣す、信玄また軍を進め



諸士を戒めて曰く、謙信は壯にして驍名尤も高し、故に輕進す可からずと、此時對峙する百數十日勝敗互に決せず、遂に今川義元の調停に因て兵を退く、爾後信玄頻りに信濃を略す、故に謙信

兵を川中島に出して信玄と戦ふ、時に永祿四年十月なり、此役や謙信鋭を盡して来る、故に信玄援兵を今川氏に假り、且つ對峙して敢て戦はず、謙信之を責めて戦はずんば地を還せと言はしむ、信玄答て戦は公より開け、地は還す可からずと、茲に於て謙信兵を別て七隊となし、合して陣を造り、平明川を渡り進み、信玄軍を十四隊となし、謙信の麾下を襲はんと欲す、越將宇佐美貞行横さまに之を撃て信玄に迫る、卯より未に至るまで激闘已まず、兩軍接戦、死傷山の如し、謙信兵を別て、甲斐の軍後に出で其不意を襲ふ、甲軍皆な退く、信玄又馬を躍らし川を亂して逃る、時に黄袍、驢馬の將、刀を揮て信玄を索め、追て曰く豎子此に在るかど電光一閃忽ち之を斬る、信玄刀を抜くに遑あらず、塵扇を以て之を防ぐ、扇切れて肩を傷く、甲將槍を舉げて、其驢騎を突く、馬逸して信玄漸く免る、後之を聞けば黄袍の將は謙信なり、己にして兩軍の將士多く戦死し、互に陣を引て還る、是より信玄兵を飛驒に出し、或は武野の間を徇へ、更に徳川家康と約して今川を撃ち、遂に駿河の地を取れり、元龜元年更に伊豆に入り、同二年三河を攻めて徳川の諸城を降す、當時北條氏政、上杉謙信の恃む可からざるを見て信玄と和す、故に信玄兵力を集めて徳川を倒し、進んで西上の志を達せんとし、元龜三年十二月遠州三形原に於て大に家康の軍を破り、又信長の將平手汎秀を獲たるにより、其首を送りて信長と絶てり、翌天正元年正月

將軍義昭書を信玄に贈りて信長と和解せしむ、聴かず、却て信長の五大罪を數ふ、天正元年又兵を出して三河に入り野田城を攻む、偶ま病發して還り、同三月再び信濃を経て西三河に出で其西上を期せんとす、病復發す、因て同國駒場に引還し、終に起たず、即ち山縣昌景を呼びて曰く、旗を瀬田に建てよと、遂に此地に卒す、時に四月十二日にして年五十三なり、其將に死せんとするや偈を作て曰く、大底還他肌骨好、不塗紅粉、自風流、と世に云ふ信玄野田城を攻むる時、城中尺八を善くするものあり、毎宵樓に登て之を吹く、信玄一夜之を聴んと欲して彈丸に撃たれ、遂に卒すと、此説信す可からず、又遺言して遺骸を諏訪の湖中に沈ましむと皆な牽強の言なり、要するに甲越の記事は古來謬妄尤も多し今其正なるものに因て本篇を草す、信玄遺言して曰く、信勝を以て後を繼ぎ、勝頼後見たれ、又和を謙信に講じて他と結ぶこと勿れと、遺骸を慧林寺に葬る、法名を機山と稱す、平素禪味を愛し、頗る治術に長せり。

上杉謙信

仁應以來、天下の英雄武を競ひ、勇を闘はして四方を攻略せしもの屈指に違あらず、然れども其用兵、智略遙に群雄の上に傑出せしこと機山、不識菴の如きは殆んど其匹儔を見ず、二人不幸に

して早く歿せしと雖も、其志を當時に得ざりし所以は主として領土の好位置ならざりしが爲めなり、若し之をして京畿の間にあらしめば其歿年に達せずして我六十餘州の大半を熾定せしならん。而も其茲に至らざりしは天なり、唯だ此二人は戦國の花として萬世に傳ふ可く、仰ぐ可き名將と謂ふ可し。謙信の訓戒に曰く。運は天に在り、鎧は胸に在り、手柄は足に在り、何時も敵を掌に入て合戦す可し、疵つくことなし、死なん覺悟にて戦へば生、生なんとして戦へば必ず死す、家を出るより還らじと思へば又歸る、歸る可しと思へば歸らぬものなりと、又謀は密なるをよしとすと云へる軍歌を作る、曰く。

人中に思案もあらで物いふな、

いひて言はぬにおとることあり。

此教訓の意を酌んで其人となりを推想すれば今も尙ほ氣象、相貌を目前に見るが如き心地す、而して其事蹟の重なる點は即ち次の如し。

謙信は越後の豪族、長尾爲景の第三子なり、享祿三年國に生れ、幼名を猿松丸、又は虎千代と云ふ、七歳にして林泉寺に入り、天文七年九歳にして城に還る、十一歳の時父爲景戰死し、兄晴景立つ、性懦弱にして領國を治むること能はず、權臣照田常陸等其威福を恣にす、謙信歎じて曰

く、君弱くして臣驕り、衆庶二心を懷けり、吾れ若し進んで取らずんば國卒に亡びんと、而も時期を得ざるが爲め僧となりて名を宗心房と改め、諸州を經歷して専ら地理、人情、物産、強弱等を探訪し、比叡山に登りて榮光坊に居る、偶々宇佐美定行、亂を避けて茲に在り、謙信之と語りて親近し、兵法を聞て與に復歸せんと欲し、定行を以て軍師となす、時に天文十二年にして謙信年十四なり、兵士千餘人を募りて國に入り、藏王山城に據り、元服して名を景虎と改む、兄晴景を辭せしめて其國を領す、是の時に當りて姉の夫、長尾政景兵を恃みて謙信を侮り、遂に來つて之を襲ふ、謙信寡兵を以て之を破り政景を降す、爾來謙信の勢力日に加はり、



加能越を徇へて、更に佐渡を征す、當時甲斐の武田信玄兵勢強大にして信濃の小笠原を破り、村上義清を討つ、二人來り投じて舊地の回復を請ふ、初め謙信の父爲景、村上を降さんどす、防で其軍を退く、故に義清之を謝し、命を委して衰を請ふ、謙信深く之を愍み、其請を容れ、先づ父の仇を復せんとして越中に入り、三條の城を攻落して國に還り、天文二十四年精兵八千を率て信濃に入り、川中島に陳して信玄と戦ふ、相持すること百數十日勝敗遂に決せず、今川義元之を和解して互に軍を還す、是より先天文二十年八月上杉憲政、北條氏康の爲めに逐はれて越後に來り、托するに復讐の事を以てし、且つ管領職を輝虎に譲り、其族稱、系圖、錦幟等と與ふ、謙信、義清の請を詰して未だ其事を遂げずと雖も、憲政の囑は義として黙するに忍びず、故に之を許して上杉氏を冒し、更めて越後守と稱し、憲政を欸待して之を北川に館せしむ、翌二十一年三月謙信薨じて不識謙信と號し、同月始て信州に入り小縣郡常田に於て信玄と戦ひ、尋で兵を上野に出して平井城を取り之を憲政に與ふ、是れ上杉氏累世の居城なればなり、憲政漸く愁眉を開く、翌二十二年正月將軍義輝、一色、杉原の二人を遣はして謙信に説き、北條氏を討て山東鎮撫の功を擧んことを望む、謙信拜謝して其命を奉せんことを誓ひ、兩使を饗して馬、蠟燭、及び白銀五百兩を贈る、尋で兵を出して關東の諸軍を破る、即ち同年四月千葉利胤を伐ち、同八月金山城を

攻め、又忍城の成田長泰を圍むなど殆んど寧日なし、翌二十三年又兵を両野武州の間に出し、弘治三年に至て信州に武田と對陳す、翌四年即ち永祿十年將軍義輝より關東平治の敕書を受け、名を輝虎と賜ふ、因て復兵を發して上野に入り、越年の後、北條氏政の軍を破る、是より先、信玄長延寺の僧實了をして和親を圖らしむ、因て筑摩川を隔て、之を約せんとす、信玄暴慢頗る禮を失す、謙信怒て之と絶ち復た信濃を攻む、同二年謙信關東の管領となり、十月京に入て將軍に謁す、兵凡そ三千人、實相、景家前驅を爲す、謙信即ち越後布、良清、金銀を幕府に獻す、義輝答禮として錦直垂、以下數品を贈り、相伴衆として菊桐の兩記號を許す、尋で謙信禁闕に參し、天盃及び御劍を賜はる、謙信私に義輝に謁し、三好長慶、松平久秀の二人を殺して其害を除かんと請ふ、義輝、謙信の羈旅に在るを以て之を危み、遂に其請を聽さず、謙信深く義輝と約して歸る、翌永祿三年關白近衛前嗣越後に來つて謙信に據る、九月謙信上野に出て、厩橋城に據り、關東を徇ふ、四年正月足利義氏を關宿に攻め、三月大舉して相模に入り、小田原を攻めて氏康と戦ふ、氏康守備を嚴にして容易く城を出でず、此役謙信、近衛父子を伴ひ、關東の武將七十餘人、總勢十一萬三千餘騎を従へ三月下旬小田原城に迫れり、然れども氏康援兵を信玄に請ひ俱に守りて城を出ず、謙信乃ち鎌倉に入りて新公方拜賀の式を擧ぐ、偶ま成田長康事を誤り遂に軍を還す、今

茲十月謙信川中島に出で、信玄と戦ひ、白布を以て面を包み、大濶甲、緑緞衫を着し、放生駒に騎して、信玄の子義信を傷け、旗下に進んで信玄を斬る、甲將槍を以て謙信の馬を刺し、馬逸して遂に信玄を脱せしむ、此日兩軍接戦十七合、謙信十一戦の勝を得ると云ふ、後信玄の北條、今川と絶つや二家即ち食鹽を甲州に入るゝを禁ず、甲人甚だ苦む、謙信之を聞て曰く、北條、今川武を以て勝つこと能はず、其食を押へて敵を苦しめんとするは兵家の耻づる所なり、甲斐は我敵國なりと雖も救はざる可からずと、即ち書を贈りて鹽を甲斐に輸せしむ、甲人其高義に感じて越後領に兵を出さずと云ふ、永祿十一年北條氏康、和を請ひ、元龜元年に至て其子三郎を送り以て質となす、謙信曰く和既に成る何ぞ質を要せん、養て子となさんと、即ち己れの舊名を與へて景虎と稱す、天正元年北條氏政、信玄の死を報ず、謙信之を悲み、遂に兵を甲信に加へず、更に威を西方に展んと欲す、織田信長之を憂へ、辭を厚ふして之に事へ、陰に之を圖らんと欲す、謙信之を惡み、天正五年九月兵を率て欸を信長に通ずる者を討ち、進んで信長の援兵、柴田勝家、前田利家以下五將の軍四萬八千を破りて金澤より越前に入る、信長奔りて長濱に遁る、蓋し信長潛に其軍に來りて之を助けしなり、謙信笑て曰く信長は奔るに巧なるものなり、若し一戦せば獄て其全軍を鑿にす可きなりと、時に天寒くして大雪頻りに降る、謙信軍を班さんと欲して奮を信長

に送りて曰く、足下京畿の弱卒と戦ひ、未だ北人の技倆を見ず、請ふ明春を期して兵馬の間に見へん、足下謙信を以て、皮履の都人士と同視すること勿れと、皮履は當時都人の好んで用ゆる所なり、故に云へり、信長甚だ恐る、十月謙信越後に還り、數日檄を傳へて大に管内八國の兵を發し、三月五日を期して加賀以西の沿道に附隨せしむ、京畿震駭す、六年三月北陸諸國の兵盡く集る、謙信軍に臨んで之を勞し、將に發せんとするに先づ二日病發り三日にして卒す、時に年四十九、辭世の詩を賦して曰く。

一時榮辱一杯酒。四十九年天地空。今而不問死生境。歲月匆匆、短夢中。

織田信長

山陽外史、信長記を叙して曰く、

信長尾張に起り、常に四方を平定するを以て志と爲す、虛美を喜ばず、廷臣或は征夷大將軍たらんことを勸む、信長曰く、吾れ何ぞ遽に室町の故號を襲ぐを爲さんと、然れども將士功あれば輒ち急に之れを賞し、公廉を奨用し、政に偏私なし、獄内の贖金は、悉く以て橋道を修むるの資と爲す、尤も浮屠氏を憎む、嘗て一僧あり、自ら神通を得ると稱し、愚民景附す、信長、

召見して詰問し、人をして其両手を捉らしめ、親ら刀を擧げて其頭を斫る、曰く、猶ほ神通を得る乎と、柴田勝家、一向賊の首級を献ず、信長喜色あり、楠有閑、側に在り、諫て曰く、雖か天下の民に非らんやと、因りて仁暴の是非を極論す、信長之を嘉納す、然れども時は室町氏嫡傳の後を承け、刑殺を以て威を立つ、得る所の地、必ず其主を誅し、以て家臣に予ふ、性亦猜忍、諸將の舊惡を追咎す、光秀の若き者、皆自ら安んぜず、志を終へざる所以なり。

世の信長を論ずるもの或は其志の大なるを云ひ、或は遠交近攻の智謀を言ひ、或は王室を尊び、將軍を重んぜし敬意を賞す、而して終世の目的は天下の統一に在りと説く、其言皆な一面を盡せりと雖も、未だ以て緊背に當れりと云ふ可からず、蓋し信長の稍や力を展んと欲せしは今川義元を撃ちたる後にして、當時圖らずも正親町天皇の密使を受く、是れ信長新興の氣力あるによる可しと雖も、主とする所は敬神の念慮厚きこと諸侯に超へ、就中伊勢大廟の造營に就ては其父信秀時代より費を投じて之を助けしこと有り、天子之を喜び給ひ、尋で大敵今川を破り、其名天下に高きを見て天皇望を信長に囑し、遂に此命ありしこと明かなり、是に於てか始て四方經營の志あり、而して東徳川と結び、武田を敬し、力を西南に注ぎて早く京畿に入らんとせしは一に勅命の重きを知り、兼て天子、將軍の命を借て群雄を鎮めんと欲せしに過ぎず、然れども當時は信玄、

謙信の有るあり、其他毛利、北條を初として大敵甚だ多し、故に其志を成さんと欲せば緩嚴宜を得て、人を服するの大度量なかる可からず、然るに信長の資性たる強悍猛鷲の如くにして其臣下すら尙安んぜざる所あり、況んや敵國をや、況んや天下の人民に於ておや豈に其治下に服す可けんや、今攻略の迹を見るに美濃の齋藤を初として淺井、朝倉、武田以下討てば必ず其族を滅し、攻れば必ず其地を焼き、婦女老幼の別なく悉く殺戮を加へて遺類なからしむ、其殘忍、酷薄の情悚然として人を恐れしむ、如斯くにして治國平天下を望むは彼の木に因て魚を求むるよりも尙難し、其敵手を待ずして臣下の爲めに命を喪ふこと固り當然の義のみ、然れども信長敬神尊王之志厚く、且つ其臣を利すること薄からず、故に天下の英雄に先つて右大臣に昇れり、若し彼れ已れを知り、人を服するの度量あれば其勢大ならずして夙に偉功を奏し、治平を致せしならん惜む可き哉。



信長の先は越前國織田神社の祠官なり、初め平氏の亡ぶるや、重盛の次子資盛の季子、其母に抱かれて近江の津田邑に匿る、母其邑長に嫁し、其子を撫育す、即ち親實なり、親實織田の祠官に養はれて其後を襲ぐ、故に其姓を冒せり、子孫武衛斯波氏に仕へ、其領地なるを以て尾張に住す、累世權を執て信秀に至り、亂世に乗じて其主を殺し國を奪ふ、信秀五男一女あり、信長は即ち其長子にして倜儻不羈なり、専ら武事を好む、天文三年名古屋に生れ、幼名を吉法師と云へり、天文十五年同國古渡城にて元服し、名を信長と改む、蓋し古渡は父の居城にして信長は名護屋に居れり、此歳初て兵を率て三河に出で奈良大濱に至り火を放つて還る、天文十八年父信秀病で歿す、信長日夜武事を弄して國政を聴かず、豪縱無狀なり、其臣平手清秀之を疑へて諫死す、信長悔慚して國事に精勵し防備を嚴にす、時に齋藤道三、美濃を領有し、女を以て信長に妻はす、永祿三年五月今川義元兵四萬餘を率て遠參を略し、尾張に入り、鷲澤、丸根の兩城を攻む、信長時に清洲に在り、警を聞て起ち、馳せて之を救はんとす、林通勝諫て曰く、敵五萬に近くして、我兵三千に過ぎず、宜く飢を避けて本城を固守す可しと、信長曰く不可なり、吾れ天下の英雄を視るに皆な其地理を待みて事機を失し自ら滅亡を取るもの多し、且つ先君言へるあり、隣國來り犯せば亟に出で、取ひ、敢て遲疑すること勿れ、萬一猶豫せば士氣を損せんと、吾れ先君の

教に背くこと能はず、今其生死を俱にせんとする者は來つて努力せよと、甲を被り馬に上り單騎にして馳す、左右能く屬するも十餘騎のみ、熱田に及ぶ比ひ千人を得たり、即ち神に祈りて必勝を期し、行く／＼諸岩の兵を合して三千人を得たり、先鋒佐々軍人等、今川の陣を犯して死す、敵其首を義元に獻す、義元笑て曰く、尾人當に是の役に殲す可しと、即ち宴を張て酣飲す、信長丸根、鷲澤の火烟を望見し、軍中に令して曰く、轉じて山路を取り、鼓旗を假せ直に中堅を衝けと、蓋し敵糧を大高に納めて終夜息まず、今兩城を抜て其兵疲弊せるに乗せんとするなり、時に風砂面を撲ち、雷雨暴に至る、諸將諫むれども聽かず、梁田出羽呼で曰く奇策は必ず奇勝有り、と、全軍籠めて山を攀ぢ、巔を踰へ、鼓譟して下る、今川の麓下驚擾す、尾人、服部小平太、義元を望見し進んで之を撃つ、義元刀を抜て其膝を斬る、毛利秀高長槍を揮て、義元を刺し、其首を獲、今川の軍大敗し、家老、宿將威な之れに死し、士卒討るゝもの二千五百餘人、信長の威名茲に於て一時にあがる、信長歸陣して熱田の祠に謝し、宮殿修築の費を獻す、永祿五年十月正親町天皇幣を熱田の祠に奉ずるを名とし、使を遣て密に信長に告て曰く、今や朝廷衰微、姦雄橫暴す、汝宜く討平して王事に盡せと、因て奇香及び衣服を賜ふ、信長拜謝して曰く、方今大國雄藩各所に散在す、然るに寶命を小臣信長に賜ふ、何の榮か之に如ん、臣請ふ先づ濃江を平けて、然

る後京畿を治せんと、厚く物を献じて使を還す、七年八月信長齋藤龍興を美濃に亡ぼして岐阜に居る、十一年七月將軍義昭、越前に在り細川藤孝、上野清信を遣はして逆賊を討じ、京師に歸復せんことを請ふ、信長大に悦び先づ義昭を迎へて厚遇し、九月近江に入りて十八城を降す、佐々木承禎出で奔る、遂に近江を定め、十月京師に入り、義昭を本國寺に館し、令を下して秋毫も犯す所なし、關征徭役を調く、朝野帖然たり、信長師を率ひて攝河泉を平定して還る、義昭朝覲す、詔して征夷大將軍となし、信長を従五位下に叙し、彈正忠に任す、義昭、信長を管領と爲んと欲す、朝廷擬するに副將軍を以てす、皆な辭して受けず、又畿内の地を撰び望ましむ、又固辭す、但だ吏を堺の大津に置いて以て管す、義昭呼で父と云ひ、賞賚甚だ厚し、十二年三好の一黨及び松永久秀、復た畔て京師を犯し、將軍義昭を本國寺に圍む、護衛皆な殊戦し、三好義繼獨り義昭を助けて賊を撃つ、細川藤孝、池田勝政、荒木村重皆な兵を率ひ入て援く、賊遂に潰亂す、信長警を聞き兵五萬を帥ひ馳せて京師に入る、久秀等復降り餘は逃て海に入る、信長悉く賊黨の邸を毀ち、二條の齋址に就て其東北の地を拓き、畿内及び二丹、若、播、勢、參の諸大名に課して役を助け、信長親ら監視して、遂に新城を作り、義昭を奉じて茲に徙し、諸大名の邸を周らして之を護らしむ、四月信長、京師の頽廢、朝儀の衰微を悲み、昔日の朝命に奉せんと欲し、村井定

勝をして役を董さしむ、然れども民力凋瘵日久しきを以て、其期を寛ふして、先づ府庫を實て、律令を考へ、法度を定めて還る、爾來伊勢の北畠を攻めて之を降し、又淺井、朝倉と戦ふこと歴ばなり、元龜元年六月又兩家と姉川に戦て之に克つ、此役や淺井、朝倉の外叡山の僧兵之を助く、初め信長の軍破れて前鋒悉く殲す、羽柴秀吉、池田信輝次で前み、又敗る、信長殆んど危からんとす、徳川家康兵五千を以て之を援け、自ら槍を揮て奮勵殊死して戦ふ、呼聲地を動かす、越兵遂に收績す、同月三好康長叛して京師に迫る信長之を討つ、九月將軍義昭と共に石山本願寺の光佐を攻めて大敗す、是より屢ば兵を構へて止まず、天正八年、松永久秀、荒木村重以下本願寺の聲援漸く衰ふるを以て、同年三月信長朝廷に請ふて和を講せり、是より先、信長伊勢の長島に據れる一向徒を討ち、又元龜二年九月叡山を攻めて根本中堂、三王廿一社を始め、靈佛、靈社僧坊、經堂一字も餘さず焼拂ひ、滿山を赭にして老若、男女となく悉く之を殺す、慘狀見るに勝へず、尋で天正二年七月兵八萬を率ひ、伊勢長島の一向徒を討ち九月末に至て之を亡ぼす、敵の死するもの二萬人防戦三月に及べり、此間信長、將軍義昭の已れを圖らんとするを怒りて之を河内に放ち、又朝倉、淺井を亡ぼし、天正二年功臣を岐阜に擧し、義景、長政の頭顱に漆して酒杯となす、天正二年入朝し従三位に叙し、參議に拜す、信長奏請して東大寺の名香園奢待を剪り、

之を諸將に頼つ、同二年五月武田勝頼と三河の長篠に戦て大に之を破り、天正七年十一月荒木村重を降し、攝津を以て池田信輝に與ふ、同十年徳川家康と兵を合して武田勝頼を攻め、三月十一日天目山に圍で之を殺す、是より先天正五年、信長、秀吉に命じて中國を攻めしむ、此歳毛利と對陣して備中に在り、將に高松城を降さんとして援を信長に請ふ、三月二十五日信長、秀吉の書を得て親ら往んと欲し、令を諸將に降して、戦地に向はしむ、明智光秀其先鋒たり、信長近臣數名と俱に京に入て本能寺に館す、六月朔日光秀叛を圖り、二日味爽本能寺を圍み、鼓譟して入る、信長驚き罵て曰く、豎子何ぞ爾るやと、手から射て數人を殺す、弦絶ゆ、更に槍を執て奮戦し、其身又傷く、左右僅に百餘人、皆な血戰、殊闘す、矢代勝介、伴正林庭に死し、金森長則、森蘭丸、坊丸、力丸堂に死し、高橋寅松尉に死す、信長火を縱つて自殺す、時に年四十九、官従二位右大臣に至る、總見院と諡す、信長戦世に在りて、常に忠士を勵し、又茶禮を好みて武野紹鷗、千利休等を招き其法を學び、大に天下の名器を聚めて之を尊重す、後世秀吉、家康の之を好みて我邦藝術の盛を致せしは一に信長の古器愛重に基ひせり、又嘗て南嶽寺を創し、類りに耶蘇教徒を保護し世人をして之を信せしむ、是れ已れの功を博く海外に知らしめんが爲めなりしも其害を殘せしこと亦鮮なからざりし。

豐臣秀吉

藤田東湖嘗て秀吉を詠じて曰く。

猿面眼閃々、叱咤捲風雲、雄心狹六合、絕海進萬軍、鷄林爲瓦解、餘威明國震、勿徒議驕貪、餘威尙殷々。

と、言簡にして意盡せりと謂ふ可し、古來秀吉を論ずるもの其人に乏しからずと雖も、大抵仁徳の足らざるを挙げ、或は戦闘の辛酸を管めざるを云ひ、或は堅忍、艱苦の情味に薄きを述べて其長所を度外するの風あり、是れ却て其人の真相を得ざる所以にして、識見の淺薄なる眞に笑ふに堪へたり、蓋し秀吉の經歷に就ては細記せしもの世に多し、故に今省て其略のみを掲ぐ。

秀吉は尾張愛知郡中村の人なり、天文五年正月元旦に生る、父を彌助と云ひ、初め子なきを以て神に祈る、其妻日輪の懷に入ると夢みて生めり、故に幼名を日吉と云ふ、八歳にして父を喪ひ、其母更に筑阿彌を納る、筑阿彌子ありて後、日吉を僧となす、日吉曰く僧は乞巧の徒のみ、大丈夫亂世に生れて安んぢ乞巧を學ぶをせんと、遊嬉して佛に仕へず、而も寺を逐はれて繼父の怒に觸れんことを恐れ揚言して曰く、若し我を逐はんと寺を燒き僧を殺さんと、時に日吉僅に十歳なり、

寺僧其大膽に驚き、事に托して諭し返す、筑阿彌赤貧にして養ふこと能はず因て復出して市人の奴となす、日吉數月にして皆な去り、尾濃の間を轉徙して其居を定めず、年二十初て遠江に之き、松下之綱の家僕となる、之綱其才幹を愛し、名を與助と稱して使役多く日吉を用ゆ、并て金六兩を托して尾張の胴丸を買はしむ、與助其金を私し、國に還りて織田氏に仕ふ、其道に信長に遭ふて仕を求むるや、信長其面の猴に類するを見て笑て曰く、汝其面の如く、才智も亦捷敏ならんと、即ち其父に因みて名を小筑と名じ、奴僕となす、當時與助自から木下藤吉と云へり、藤吉常に信長の草鞋を取り、奉仕甚だ勤む、又早晨信長の出ることあれば必ず獨り之に従ふて其任を欠くことなし、信長私に之を愛す、偶ま其居清洲の城壁壞ること百歩、吏に命じて修せしむ、月を超へて成らず、藤吉見て嘆じて曰く嗚呼危い哉と獨語之を久ふす、信長聞て其意を問ふ、曰く方今東に今川、武田あり、西に齋藤、淺井、六角あり、一朝我が豈に乗じて城下に迫らば果して如何と、信長覺て其任を藤吉に命ず、藤吉即ち人夫を督して十隊となし、一隊を以て十歩を修せしめ、互に其迅速、巧拙を競はしめ、自ら獎勵、監督して兩日の間に之を修す、信長偶ま飛して還り、之を見て其奇才に感じ、俸を加へて士に加ふ、時に永祿二年なり、爾後建策多しと雖も信長叱斥して用ひず、之れ信長の思ふて未だ行はざる事に先つて言へばなり、當時信長の臣多く其

情を知らず單に叱斥に逢ふを見て之を快とす、唯だ淺野、前山の二人藤吉に善し、故に藤吉、信長に請ふて淺野の長女を得て之と婚す、即ち後に所謂北政所是れなり、永祿六年信長兵を清洲に閲し、戲れに藤吉を以て將となす、藤吉之を指揮、操縱すること殆んど兵法に老けたるもの、如し、是に於て漸く信任を加へらる、爾來諸事に試みらるれども藤吉皆な功果を擧ぐ、然れども信長未だ將たらしめず、已にして今川に勝ち、美濃の齋藤を討んとして利あらず、因て河西に壘を築きて之を守らしめんとす、諸將皆な危うしとして應ずるものなし、信長即ち藤吉に謀る、藤吉美濃の土豪、蜂須賀小六、稻田大炊以下六十餘人、其黨千二百人を募りて、已れ自ら其將となり之に當る、信長大に喜び、甲士五百を授けて守備を嚴にせしむ、藤吉更に知る所の衆を聚めて三千人を得、即ち進んで敵を撃ち、其首虜を信長に獻す、信長之を賞して地三千貫を賜ひ、名を秀吉と改めしむ、又同國の豪傑大津某を降して之を助く、蓋し信長之を殺さんと欲すればなり、天下の豪傑之を聞て秀吉に服するもの多し、竹中重治頗る兵略に富む又來り投ず、永祿十二年將軍義昭、智勇兼備の良將を得て京師を鎮せんことを信長に請ふ、秀吉其撰に與り、諸事立どころに辨す、義昭之を喜ぶ、元龜元年朝倉を越前に討ちて功あり、祿三萬石を給せらる、天正元年秀吉淺井を近江に滅して、其地十八萬石を得、明年長濱に築きて之に居る、三年筑前守に叙せら

れ、姓を羽柴と更む、家紋桐を用ゆ、又金瓢を以て馬印となす、一捷毎に金瓢を加ふ、曰く積みて千に至らしめんと、織田の軍を出すや、桐紋、千瓢の幟を見ては敵兵避けて退く、秀吉漸次封を加へて二十二萬石に至る、一日其謀臣に語て曰く、主公外優裕にして、内猜吝なり、吾れ大封を受けて慎む所なくんば遂に家を失はんと、因て少子秀勝を請ふて嗣子となさんと欲す、信長喜んで之を許す、時に毛利輝元中國に據て十餘州を領し、浮田直家又備前、美作を以て之に屬し、勢威甚だ強盛なり、信長已に尾張以西京畿を服し、北方、淺井、朝倉を滅し、東今川、武田を退け兵力已に四隣を壓す、是に於て毛利を撃んと欲して、之を秀吉に命ず、天正五年秀吉大軍に將として中國に向ふ、時に信長、秀吉に言て曰く、功成れば中國を汝に與へん、汝尙ほ進んで九州を取れ、援軍の如きは請に應じて隨時派遣せんと、秀吉拜謝して曰く、臣微賤より擧げられて此大任を受く、其榮や大なり、而して舊勳の將、森、矢部以下未だ報ゆる所あらず、中國已に定まらば願くは此數人に與へよ、臣は直に九州を下さん、九州若し定まらば一歳の收入を臣に賜へ、臣更に朝鮮に入り、大明を降し、三國を合して一となさん、是れ臣の宿志なりと、信長笑て曰く、秀吉復大言を發するかと、遂に便宜事を處するを許す、秀吉西征の途に上り、五歳にして播磨、備前、美作、但馬、因幡の五國を定め、還て信長に而して諸品を獻じ、十年四月兵六萬を率ひて備中

に入り、進んで高松城を圍む、毛利、小早川、吉川俱に來りて之を援ふ、秀吉水を留めて城を浸す、故に入ること能はず、落城旦夕に逼れり、秀吉謀臣と議して曰く、吾れ數國を下して、今又毛利を倒せば功大にして身危し、若かず、主君を茲に請ふて其先鋒とならんと、之を信長に白す、信長快諾して先づ諸將を遣り、尋で發せんとして京師に出で、明智光秀の爲めに討たる、時に毛利大軍の至るを聞き頻りに和を講せんと欲す、秀吉許さず、己にして高松城陥り、毛利尙ほ軍を張る、偶ま京師の變報知る、毛利再び和議を請ふ、秀吉實を告げて和戰を敵に決せしむ、毛利、小早川隆景の説に従つて和に決し、且つ難を助く、秀吉直に兵を引て東上し、光秀の軍と山崎に會戦して大に之を破る、初め兩軍共に淀河の北岸に對陣し、互に天王山を爭ふ、己にして明智の軍退き、此大捷を獲たり、光明寺で土民の手に殞れ、一舉靜平に歸す、秀吉勝を朝廷に奏して光秀の首を本能寺に身し、舊君の靈を吊ふ、是に於て秀吉の威名頓に揚り、權勢秀吉の手に歸せんとす、柴田勝家、織田信孝等之を嫉み、陰に秀吉を除かんと圖る、秀吉之を知て先づ信孝を美濃に降し、其黨瀧川一益を伊勢に破り、還て勝家を越前に亡ぼし、大勢略ぼ秀吉に歸す、因て大坂に築きて居城となす、信孝の兄、信雄亦秀吉を惡んで之を撃んとし、援を徳川家康に請ふ、家康諾して兵を小牧に出す、秀吉東下して相對峙す、家康壘を堅ふして戰はず、池田信輝間

道より參河を衝かんとして長湫に敗死す、初め秀吉其經進を戒しめしが、信輝聞かず、故に此敗あり、秀吉驚き馳せて敵を撃んとす、家康退て復小牧に入る、秀吉勢尾の間を往來して、信雄と和す、家康之を賀し、且つ其子秀康を以て質となす、十三年秀吉内大臣に進み、正二位に叙せらる、當時南海道の諸國亂を生ず、即ち紀州の賊を降し、四國の長曾我部元親を服し、尋で關白に陞る、朝廷又豊臣姓を賜ふ、秀吉庶政を裁決し、五奉行を置て大事を遂行せしむ、當時、豊臣氏の歳入三百萬石、府庫之に稱へり、秀吉曰く富は獨り私す可からずと、即ち金五千枚、銀三萬枚を頒ちて諸將士に與へ以て平時の勞に報ゆ、八月北伐して佐々成政を富山に降し、上杉景勝と盟を越後に修め、更に飛騨に入て國司姉小路頼綱を滅す、信濃の眞田昌幸欸を通じ、北條、徳川又從を約せり、十四年二月聚落第成りて天子の行幸を仰がんとす、四月其妹を以て家康に妻はす、時に九國島津義久の爲めに齟食せられ、龍造寺、大友以下之を苦む、秀吉書を義久に贈て入朝を促がす聞かず、十二月秀吉太政大臣となり、關白故の如し、即ち奏して義久を討んと請ふ、十五年三月越中、尾張以西三十七國の兵十五萬人を率て征西し、義久を下して、其子義弘を立つ、六月凱旋して太宰府に至り、西海の政令を修めて京に還る、十六年四月天子聚樂第に幸す、秀吉天下の諸侯を會して、御前に盟はしむ、曰く皇恩を奉戴して力を王事に盡し、且つ皇家の食邑を侵

すとなげんと、秀吉京師の戸税を以て供御に奉じ、其戸税を以て上皇湯沐の邑と爲し、又近江の高島郡を以て廷臣の采邑に充つ、凡そ金帛、珍貴の捧獻前後算なし、十七年五月復金銀各三十六萬五千兩を文武百官に分つ、當時唯だ北條氏政、伊達政宗の二人のみ秀吉に服せず、秀吉書を氏政に送て入朝を勸むること再度遂に應せず、秀吉怒て四十五國の兵を會し、自ら十七萬の騎卒を率て小田原を伐ち、優游として歡を盡し、七月に至て之を降す、當時伊達政宗亦來りて罪を謝す、即ち關八州を徳川家康に與へ、諸軍を賞して歸途尾張中村を過ぎ、父老を聚めて物を給し、置酒して舊時を語り、又松下之綱を召して遠江、伊勢の兩國中にて一萬石を賜ひ以て擴金を償ふ、是より先已に丹後の邑を與ふ、故に之綱之れを喜ぶ、秀吉の關東に在るや、一日鎌倉に遊びて源頼朝の塑像を觀、其背を撫して曰く、徒手にして天下を取るものは唯だ吾と汝とあるのみ、然れども汝は名族たり、吾が人奴より起るに若かさるなり、吾れ遂に明國を略して四海に覇たらんと欲す、汝以て如何となすと大笑して去る、尋で關白職を秀次に譲り、文祿元年大に師を興して朝鮮を伐つ、總軍五十萬と稱す、浮田秀家之を指揮す、加藤、小西、其前鋒たり、秀吉肥前名護屋に至りて全軍を統轄し、其向ふ所を部署す、總軍を八隊に別ち、韓の八道に配して海を渡る、蓋し朝鮮を略して遼東を定め、進んで大明を取んと欲するなり、八道風を望んで崩壞し、援を明に請

ふ、明大軍を興して之を救ひ、大敗して和議を請ふ、秀吉之を許し、使者を延て其封冊を讀ましむ、文中爾を封じて日本國王と爲すの語あり、秀吉怒て封冊を取り之を地に擲ちて曰く、我れ日本に王たらんと欲せば自ら王たる可し、何ぞ醜虜の力を假らん、而も如斯んば我が天朝を如何と、即日使者を放還して再征を議す、是より先文祿二年八月秀頼生る、秀吉時に名護屋の陣中に在り、報を得て大に喜び、前田利家をして軍を攝せしめ、大阪に還りて之を見、名を樂丸と命ず、三年正月伏見城を築き、卒二十五萬人を起し、萬石以上の將帥は皆な役を助く、三月秀吉、秀次及び徳川、前田の諸將と共に吉野に遊びて花を見る、世に是を醍醐の花見と謂ふ、同



四年伏見城成り、秀吉徙て之に居る、而して妾淺井氏を淀城に置く、故に淀君と稱せり、秀頼出生の後、秀吉、伏見城を以て秀次に譲り、大坂を以て秀頼に譲らんと欲す、秀次淫虐甚だしく、且つ位を避くるの意なし、秀吉其惡を聞き、且つ諸將と結で反を圖るを知り、怒て高野に放ち、尋で死を賜ふ、慶長元年七月大震あり、秀吉人朝し歸途方廣寺前を過ぎて大佛の倒壊を罵り之を射て還る、同二年兵十六萬を發して再び朝鮮を伐つ、小早川秀秋、毛利輝元、浮田秀家を以て大將となし、黒田孝高を以て參謀となし、加藤清正、小西行長其先鋒たり、此役主として全羅道を下す、是れ前役此地の水軍我軍を苦しめたるが爲めなり、三年四月秀吉使を遣はして諸軍を歸還せしめ、唯だ秀秋、清正、行長及び島津義弘、黒田長政の十餘將のみを留む、五月秀吉病あり、六月外師の罷め歸るものを慰勞し、其賞罰を論ず、七月疾篤し、家康を召して後事を托す、曰く姑く喪を秘して外征の師を收め、十萬の兵を海外の鬼たらしむること勿れと、更に諸將に遺言して曰く、國朝古より未だ嘗て海外の侵凌を受けず、我が時に及んで之を受けば國辱是より甚だしきはなし、故に國家を家康に托す、我家の存亡は敢て恤ふるに暇あらず、汝等協力して事を通ると勿れと、言ひ終て薨す、時に年六十三なり。

徳川家康

家康の家訓に曰く。

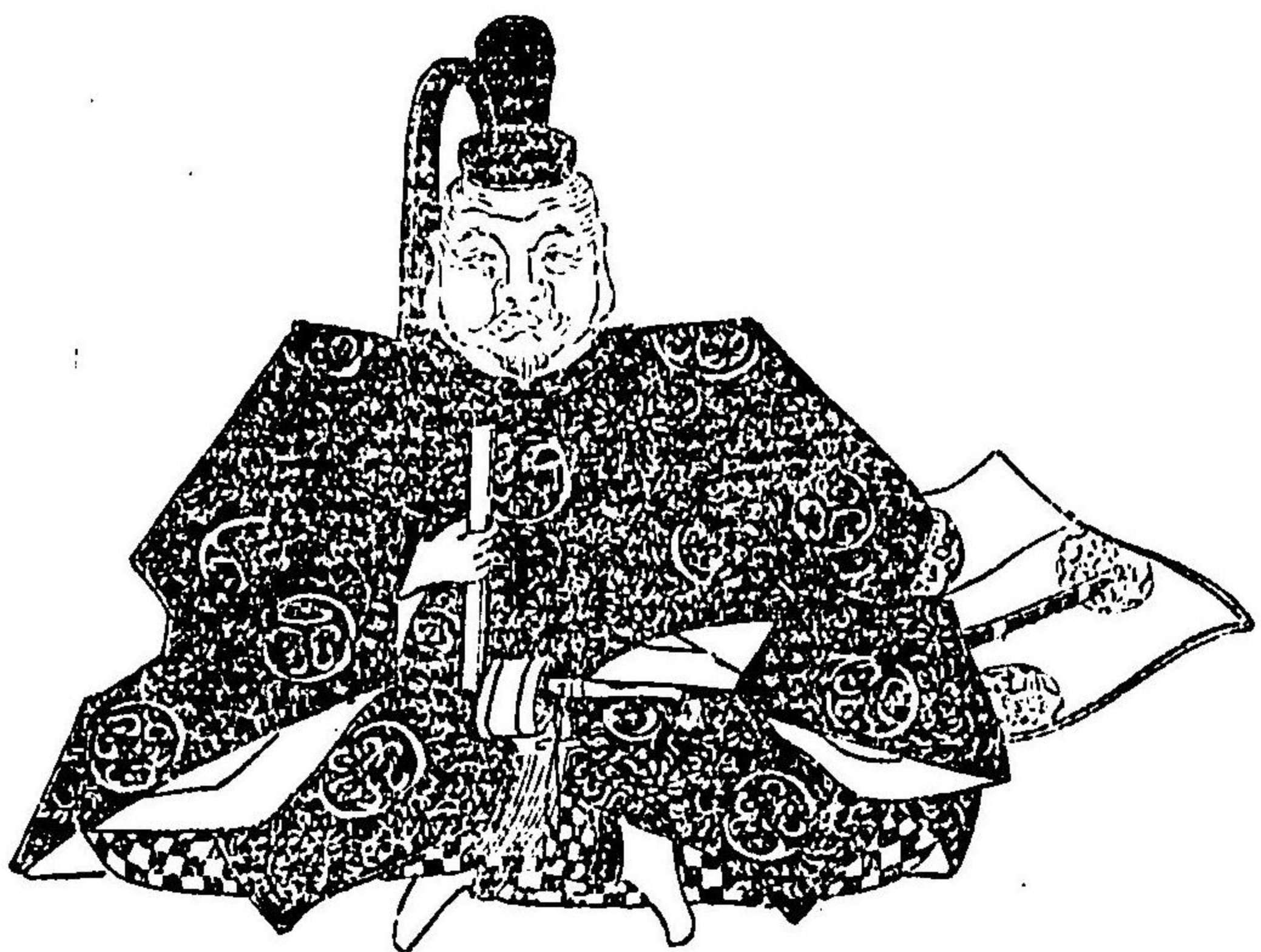
人の一生は重荷を負ふて遠き道を行くが如し、急ぐ可からず。

と、彼れ海道一の弓取として、織田豊臣の二氏に重要視せられ、尋で天下の權を掌握せしに係らず、此言を以て子孫を訓誡するを見れば、如何に世路の艱難を知り、堅忍不拔の精神を持せしかを知るに足れり、天下の人若し此心を以て心とせば大事成る可く、不平去る可し、蓋し家康は甚だ老猾に似たる點あるも其平素の言行は確に人の及ばざる所あり、又古來稀れに見る豪傑と謂ふ可し。

家康は源（一に藤原とも云ふ）廣忠の子なり、母を傳通夫人と言ふ、天文十一年十二月廿六日參州岡崎城に生る、幼名を竹千代と稱す、重祿にして神異なり、高祖長親之を見て曰く、此兒必ず名聲を天下に揚んど、六歳にして今川氏に質たり、後織田氏に捕はる、蓋し外舅戸田憲光の歎を織田に通ずるが爲め、其族欺て同國に伴ひしなり、是より先家康實母の任信元亦織田に與す、廣忠今川を憚り之と斷ち其夫人を返す、茲に至て妻家又織田の爲めに家康を尾張に致す、織田之を

得て廣忠を招く、廣忠其子を喪ふも信を今川に欠く可からずとして之を斥く、故に織田氏家康を禁錮す、爾來家康頗る艱苦を重ね、當時生母再び尾の久松俊勝に嫁す、之を聞て屢ば其臣を派して慰問せしめ、且つ衣物を給す、故に乏しからざるを得たり、曾て百舌を獻するものあり、卻けて受けず、曰く吾れ聞く、主將は小慧なるものを取らずと、人其言に感ず、同十八年、年八歳にして父を喪ふ、此歲今川、織田と和す、家康許されて岡崎に還り、十餘日を経て後今川家に質たり、十歳の時、臣下と俱に阿倍川に出で、石戰を見る、一隊百五十人、他は之に倍す、家康曰く、寡なるもの必ず勝んど、果して其言の如し、家臣怪で其故を問ふ曰く、衆きものは多數を恃んで強固ならず、寡きものは結合一致甚だ堅し、之れ衆に勝つ所以なりと、義元之を聞て曰く、所謂將門將を出す者なりと、弘治二年、年十五にして元服す義元、名を元信と命じ、其臣關口親永の女を以て之に妻す、尋で清見寺の僧大原に従つて書史を讀み、兵法を學ぶ、翌年國に還り、名を元康と改め、藏人と稱す、永祿元年義元、家康に謂て曰く、參河は公の舊領なり、其諸城多く叛きて織田氏に屬す、子何ぞ擊て復せざると、家康喜んで將士を會し、先づ寺部、廣瀬の兩城を攻めて之を降し、岡崎に凱旋す、年十八にして義元の依頼により糧を大高城に納れて還る、衆其武を賞す、蓋し當城は左右皆な敵塞なるを以て今川の諸將其運送を難んず、然るに家康獨り之を能

くす、是れ賞揚せられし所以なり、永祿三年、義元、信長を攻む、家康命を受けて丸根城を攻め城將久間盛重を斬りて之を降す、既にして義元敗死す、家康時に大高城に在り、其實否を確めて國に歸り、大に士民を撫育す、國內の諸城主來り投ずるもの多し、唯だ織田に屬する者一も來らず、家康之を攻めて數城を降す、信長、澁川一益をして來つて和を請はしむ、酒井正次勸めて其議を容れしむ、家康即ち其言に従ふ、信長大に喜び、之を清洲に迎へて盟を誓ふ、曰く、織田天下を取らば徳川屬國となり、徳川天下を服せば織田之に屬せんと、家康還て今川と断ち屬ば兵を構ふ、永祿八年悉く參河を定め、威武大に振ふ、茲に於て、本多、高力、天野の三名を以て國內の政刑を掌さざらしむ、蓋し本多重次は剛直、高力清長は慈仁、天野康景は沈重にして善く謀れり、故に時人稱して佛高力、鬼作左、彼是徧なき天三郎と曰へり、同九年家康の請により、朝廷之に従五位下を授け、參河守に任ず、武田信玄、其將山縣昌景をして來つて修好を求めしめ、共に今川を攻めて駿遠を取らんと欲す、家康之を許し、同十二年正月氏真を攻めて其城に迫る、氏真和を請ふて、北條氏康に依らんとす、家康曰く、某幼にして父君の舊蹟を受く、故に其信を失はざらんと欲す、偶ま讒者の間する所となりて兵を構ふ、今や信玄兵を出して駿遠を併せんと欲す、公若し遠江を以て某に附せば將に氏康と謀りて公を駿河に入る可しと、即ち氏真を送りて



氏康に納れ、元龜元年濱松に入りて參河を其子信康に治めしむ、是に於て家康の威名天下に聞へ、武人稱して海道第一の名將と云へり、爾後信長を援けて淺井、朝倉と戦ふ、殊に姉川の一番は兩家の強兵を破りて激闘目を驚かせり、故に信長稱して武門の棟梁と云へり、此歳家康始て武田と兵を構ふ、蓋し信玄夙に西上の志あり、而して家康を獲ば則ち信長隨て亡ぶるが爲めなり、因て信玄兵を率ひて遠江に入り高天神、吉田、楡木等を侵し、連りに勝て濱松城に迫る、諸將援を信長に請んとす、家康聞かず、固く請ふ、即ち其議に従ふ、同三年十一月信長、佐久間信盛、平手汎秀等をして來り救はしむ、十二月信玄三形原に陣し、火を縱つて濱松城外を燒く、諸將出て戦ふこと勿らしむ、家康叱して曰く、人我國に入り、我枕を蹴る、猶ほ伏して而して抗せざるものあ

らんやと、兵八千を分ちて九隊となし、出て三形原に向ふ、初め武田の將、小山田昌行、山縣景昌を走らし、逃ぐるを追て兵を進む、武田勝頼、馬場信房と共に傍らより進みて、家康の麾下に迫り、前の二將又軍を返し、信玄寄兵を縦ちて横さまに撃つ、家康遂に大敗して衆と共に戦死せんと欲す、兩軍鼓譟して相持つ、勢ひ山嶽に振ふ、家康の猛將多く死し、全軍脱すると能はず、夏目正吉濱松に在り、之を開きて敵に赴き、奮戦して死し、以て家康を救ふ、已にして家康城に入る、城兵皆な擾ぐ、家康一髡首の我手にあるを見て之を刀上に貫き以て信玄を得たりと稱す、全軍漸く鎮る、敵城に迫るに城門皆な開く、故に伏あるを懼れて敢て入らず、時に收兵敵の背後に在り鼓譟して還り、鳥居元忠以下城中より出て戦ふ、故に敵漸く退く、當時家康城中に在て快飲、飽食して寝ぬ、研礮雷の如し、人其大膽に驚く、馬場信房、信玄に告て曰く、當日敵屍を見るに俯す者は皆な首を我軍に向け、仰ぐものは皆な足を我に向く、家康平素の訓練以て見る可しと信玄之を感ず、將軍義昭命を下して和を謀らしむ、信玄聽かず、連年兵を構ふ、已にして信玄死し、勝頼來り攻む、然れども長篠の役多く宿將を失ひ、天正十年遂に天目山に亡ぶ、當時信長其首を見て罵り、家康は之を禮す、故に甲信の將士多く推服せり、此歲明智光秀信長を弑す、秀吉討て仇を復し、威名天下に震ふ、家康其下風に立つを屑しとせずして専ら其兵を養ふ、後織田信

雄の孤立するや、援を家康に請ふ、乃ち之を救ふて小牧山に陣し、尋で池田信輝を殺す、爾來秀吉と濃尾の間に對峙する事一歲、秀吉變あらんことを恐れて信雄と和す、因て家康又秀吉と親睦す、天正十八年秀吉北條を降して關八州を家康に與ふ、諸將其舊地を失ふを惜む、家康曰く、關東は龜祖源氏の起る所、他日覇を成すに足れりと、遂に之に移る、慶長五年關ヶ原の役あるや劉策其圖に當りて一戰に之を破り、天下殆んど其手裡に歸す、慶長七年征夷大將軍となり、同十九年豊臣秀頼を大阪に攻め、翌元和元年遂に之を殺す、同二年四月十七日年七十五にて薨す、蓋し家康の秀頼を殺すは天下萬人の惡む所なり、然れども其武略に長じ、險素を旨とし、深く臣下を憐んで、根蒂を固ふし、又學を興し、教へを敷き、日夜治を圖りて國家民人の安堵を圖れること、當時家康の右に出るものなし、而して其茲に至れるは幼より諸豪傑の下に屈して、夙に力を内に養へるが爲めなり、

山田長政

徳川の治世三百年、文藝、治績を以て其間に鳴るもの屈指に違わらず、而も、海外に出て勇名を轟かせし人物を求むれば僅に山田長政、濱田彌平兵衛の二人に過ぎず、就中長政の事業は太白の

天に輝くが如く、千載を経ると雖も尙ほ追慕罷まざらしむるの概あり、而して是等英傑の士が能く其驥足を海外に發展し得たるは要するに外國交通の自由なりしが爲めなり、林羅山曰く、天正、慶長の間、海外通航の盛なる開闢以來未だ付てあらざる所なりと、當時邦人の意氣、壯絶、偉大にして殆んど天を衝くが如く、心抑へ難く、鋭鋒外に向ひし所以は、我國内の靜平に歸して後如何ともす可からざりし結果と云へ、幸にして渡航禁止の制未だ發せざりしにより、長政の如き亦此間に出て大名を博せり。



山田仁左衛門長政は尾州の人なり、自ら云ふ織田右府の後なりと、蓋し山田は織田の別姓なるにより假稱して斯く云へるならんか、一説に勢州山田御師の手代にして、後江戸に來り、罪を犯して長崎に遁れ、遂に其地に住せりと、或は曰く駿河の國府馬場町に住し紺屋仁左衛門と稱すと、又曰く、大久保治左衛門の六尺なりと、諸説一ならざるも駿河に住せしは確實なるが如し、當時流浪して馬場町に來り、知己の家に居ること十餘年、磊落、不羈にして産業を營まず、常に任侠を事として仕官を求めず、唯だ兵法を講ずるを以て樂みとなす、友人之を諫め

て實利に就んことを勸むれども應せず、而も性直實にして辨才に長せり、故に人喜んで之と親睦す、當時異國通商の業頗る頻繁を極め、京坂及び奈良、泉州、長崎等の豪商皆な大船を所有して明韓、交趾、暹羅、東埔塞、西洋等の諸國に往來す、其内長崎に集るもの大抵二十餘家あり、元和の初め駿府の商估瀧佐右衛門、太田治郎右衛門の兩名協同して渡明貿易を計らんとす、長政之を聞て同船を望む、二人長政の流浪して業を營まず、且つ其志の異常なるを以て肯んせず、長政其強ゆ可からざるを覺り、去て大坂に至り、兩名の來るを待て再び同船を求む、二人己むを得ずして相俱に渡航す、船臺灣に着して還る、時に長政其地に止り、更に航して暹羅に入る、此歳長政年二十七なり、蓋し慶長、元和の頃は關ヶ原、大坂等の落武者多く海外に渡りて身を商估に變じ、以て追捕を免れしが、元來武勇の士なるを以て其勇悍無双なる夙に外人の恐るゝ所となり諸蕃、海賊皆な以て鬼神視せり、故に暹羅國王の如きも亦邦人を畏敬して、王城中に一區を與へ之を日本街と稱せり、其家屋數百軒、内に妻子共住のもの甚だ多く、廻船常に本國との間を往來せり、長政此時を以て彼地に渡り其市街に寓す、偶々同國內亂あり、王弟軍を聚めて其位を奪はんとす、國王憂懼之餘、邦人を招きて曰く、吾れ聞く日本人民は能く兵法に通じ、戰闘に長ずと願はくは此大難を救ふの術を語れと、長政進んで王に答て曰く、吾等商估に類すれども、其實武

人多く、其數亦三百人を超ゆ、故に一以て萬に當らば敵數十萬ありと雖も恐るゝに足らず、王若し吾等に委るに軍事を以てせば單に邦人のみを以て敵を破らんと、王喜んで之を許す、長政乃ち衆を督して進撃し、一戰にして敵を殲す、蓋し同國の叛徒は皆な裸體にして斧山刀を兵とし、而して我軍は皆な甲冑を環し、且つ銳利の刀槍を以てす、故に敵を斬ること草を薙くが如く、其勇武激甚なること疾風の如し、故に邦軍の進む所猛虎の群羊を狩るに似て、敵兵一も抗すること能はず、徒らに討れて又再起の勢を失せり、始め長政の暹羅に至るや、屢に彼地の官人と語る、長政元來才智あり、且つ雄辯にして軍法經籍及び和漢の故事に通ず、故に之を語るに官人皆な服し尋で國王に奏す、王因て長政を召して夏夷の異同、古今の盛衰、文武二道の要を聞き、深く其才識に感ず、然るに適ま今回の軍事あり、故に益其智勇に服し擧て同國の官を與へ、食邑約三千石を給す、爾來頻りに用ひられ、遂に太子の傅となる、時に我寛永四年なり、後又累進して二萬石を領し、聲望尤も高し、長政邦人の彼地に在住するものを集め謂て曰く、我が配下に屬して永く此土に留らんと欲せば各祿を給せんと、諸浪士皆な之を喜んで其家人となる、長政其器を撰んで職を授け、勇士四十餘人、雜兵百餘人、駉卒以下二百餘人を得たり、是に於て故國の服裝を飾り威儀を正して其領地に入る、暹羅人之を見て大に驚き、悉く長政の武威に服す、一年を経て王都

に還り、太子教導の任に當り、又國王の政務を助く、一日國王、長政に語て曰く、我れ汝の言を聞くに日明兩國は上下となく其子を以て世嗣となすと、然るに我國は古來、子孫ありと雖も之をして家を繼がしめず、必ず其弟を立て嗣となせり、故に正統連綿として傳はることなし、我れ深く之を悲む、今奮制を改めて、世子を立て、永く其法を守らしめんと、遂に右を決行し、之を國中に頒ち王弟を以て傅となす、時に屬領逸比留國の弟チャベルなるものあり、愁訴して曰く、臣我兄の嗣子たること久し、今之を變ずるは頗る難事なり、願はくは臣兄王の位を繼ぎ、臣の子孫に至て永く法の如くせんと、國王聽かずして曰く、法出て行はずんば威信地に落ん、汝我命に従はずんば我れ兵を以て之を討んと、逸比留國従はず、茲に於て王長政を召して曰く、我れ汝の説に因て此法を立て、又已に太子の傅となす、今汝に付するに大國を以てせん、方今逸比留國王命に抗して法に従はず、故に此地を汝に與ふ、宜く討て之を取れと、即ち兵二萬を貸す、長政命に従ひ、部下の兵五千餘人を鎮し、合して三萬と稱し、行程七日にして同國に達し、先づ使を城中に遣て歸順を説かしむ、チャベル従はず、兵を出して我軍を襲ふ、長政怒て強卒を進め大小砲三百餘挺を以てツルベ放つと斷間なし、敵兵畏れて退く、長政兵を指揮して追撃すること甚だ急なり、敵軍大敗し、門を閉ぢて堅く守る、時夜陰に屬し、兩軍互に其陣を守る、此日敵軍死するも

の一萬餘人、我軍四百人に過ぎずと謂ふ、時に隣境の晉牛國の宰臣チャギリなるもの逸比留國王の親族なるを以て兩軍を和解し、逸比留國王を孟留國へ退去せしめて領地を長政に渡せり、長政大塚十左衛門を以て之を守らしめ、己れは暹羅に凱旋し、事を國王に奏す、此軍又日本の兵裝を用ひて國人の膽を奪へり、國王大に喜び、長政を賞して其地の王に封せり、而も太子の傳たるにより常に都城に居て、國王父子を助く、是より先、長政王命により屢ば呂宋船を攻めて之を得たり、元來呂宋の船舶はカンバンと名け、四五寸角の格子を組て船舷を覆ひ、敵兵其船に乗り移れば鈎鏈を以てカンバンを鎖閉し、其格子の下より矛を以て突き申ぬく、故に他國の兵皆な此船に勝つこと能はずして之に苦めり、長政即ち一計を案し、灰を以て器物に入れ之を携へて船に移り直に其灰を散じて船中に落せば敵兵仰ぎ見ること能はずして狼狽す、我兵即ち大斧を以てカンバンを打ち碎き常に全勝を得たり、人其奇智に驚けり、當時長政を臺灣に残せし太田、瀧の兩人再度彼島に渡り、土人の言に従つて暹羅に來る、是れ同國より書面あり、和國の商客暹羅に來れば大利を博せしめんとあるによれり、暹羅國人之を長政に告ぐ、長政兩人を禁錮せしめ、數日の後王城に召す、途上甚だ慇懃を極め食膳頗る美なり、兩名之を怪む、既にして長政の采邑逸比留國都に入る、官吏出て應接して曰く、汝等宜く本國の産貨を獻じ、ワンプヲ大王を拜せよと、引て

宮中に入る、百官左右に侍坐し、威儀嚴然たり、王盛服して出て二人を見る、衣冠金玉を鏤め、綾羅、錦繡粲然眼を奪ふ、謁見終て後、別館に入て休息せしめ、饗するに盛饌を以てす、夜闌なるに及んで貴人便服して來り訪ひ、左右を退けて二人の肩を打ち手を振て大に歡笑す、二人驚き見れば即ち王なり、益畏敬して拜伏す、王曰く我は山田長政なり、舊恩忘れ難く、書を臺灣に寄せて二君の來るを待てり、幸にして相逢ふを得たり、喜び何ぞ之に若んど、前後の狀を述べて久淵を謝し、且つ曰く、吾れ王の女を妻として此國に主たり、之れ兩君の賜物にして、又日本の武名盛んなるが爲めなり、吾が偉功は素り微なりと雖も、亦故國の光輝を加ふるに足れり、幸に吾が名を傳へよ、吾れ國中に令して日本商客の着津、留宿を安からしめ、又其通商を盛んならしめ、邦人をして各利する所あらしめんと欲す、二君宜しく吾に代て其意を語れど、遂に後會を期して寢殿に入る、瀧等二人辭するの日、多く金銀及び國産の名品を與へ、驛路禮を厚ふして海津に送る二人即ち塔載の貨物を貿易し獨り大利を得て日本に還れり、寛永三年我邦の商客又暹羅に至るや長政恩命して曰く、吾れ本國に在りし時、駿州の總社淺間新宮を信じ、常に其靈驗の高きを仰げり今異邦に來ると雖も信念一日も怠るとなし、吾れ此國に來りて軍船を造り、屢ば敵と戰ふて毎に勝利を得たり、是れ日本神靈の威徳にして深く其冥護に感ず、故に今軍船の圖を造りて淺間の神

殿に奉納せんと欲す、卿等吾が爲めに其勞を取れど、即ち平田仁左衛門に托して日本の曆號、姓名を書し、之を同社に獻す、此額現に彼神祠に存せり、又信使に托して書を土井大炊守、酒井雅樂頭等に贈り、其意を幕府に致して暹羅の國産を買せしこと有り、寛永九年暹羅國王卒し、太子新王立ちて長政領地に還る、是れ先王の遺命にして當時宰臣カウハムと交替勤番の事定めれるにより、時にカウハム年二十五容姿鮮麗にして、美貌人に超へたり、先王の後深く之を愛し、密に情を通じ、尋で夫妻の約を結ぶ、新王時に年十三、資性英邁にして正道を守る、故に其醜聲を惡みてカウハムを誅せんとす、事漏れて王后に聞ゆ、后驚て新王を王宮に招き、宮女と俱に之を毒殺し、急疾崩御と稱して自ら王となる、此歲十一月長政國に在て其凶報を聞き、直に都城に入て虚實を糺さんどす、時に王の近臣又使を派して其真相を告げ、王后の醜を疑はんとして新王を毒殺せる事情を申ふ、長政怒て兵を發し、先王の弟を立んとして軍を募る、王后之を聞て大に驚き欺て誓書を送り、且つ長政の子ヲインを以て六昆及び太泥兩國の主に討じ、自ら退て佛寺に入り新王は長政の撰に任せんことを告ぐ、長政陽に之を喜び、宴を開て使者を饗し、又謝禮として使館に抵る、使臣チャントホウ密に鳩毒を長政に食はしめて王后に復命す、曰く長政后命に服すと雖も尙は疑心を散せず、而も一時之を喜ぶ所以は新に兩國を得て大義を企つるに便なるが爲めなり、臣之を察知して後患あらんことを恐れ、陰に圖て鳩毒を食はしむ、故に長政三ヶ月を出ずして必ず死せんと、王后大に喜び事成らばヲインに與ふる所の兩國を以て汝を封せんと、假稱して宰相と呼べり、長政の子は父の命によりて六昆及び太泥に入り、政務を沙汰して新城を造らんと欲し、留て國に歸らず、長政病で立つ能はず、近臣に遺命して曰く、吾れヲインの歸るを待て大兵を擧げ、王后を移して奸臣を誅せんと欲す、而も過て毒を食ひ、今や死に瀕して事瓦堀に屬す、千秋の恨事、涙禁せず、是れ亦命と謂ふ可し、汝等必ず吾が子を助けて本懷を達し、以て先王の憤怒を散せよと、言ひ終て死す、時に寛永十年なり、長政貧賤より身を起して暹羅の王族となり、常に國政を輔けて、治績を擧げ、富貴餘りありと雖も、險素以て部下に給し、又厚く我邦人を遇して商利を博せしめ、廣く貿易の途を開て其繁榮を圖れり、故に聲望日に高く、庶民其威徳を慕へり、而も奸臣、王后の爲めに其命を落す、眞に悲む可きなり、長政死して其子ヲイン軍を起し、宰臣チャントホウを殺して、父の讐を復し、進んで王后及びカウハムを討んとす、王后恐れて群臣と議し、先づ日本町の住民を散せしめて其右翼を殺ぎ、更にヲインを討んとす、邦人怒て暹羅の軍を破り、退てヲインに合せんとせしも彼國人邦人の勢力を嫉みて上下悉く叛す、因て商估は日本に歸り、ヲインは隣國柬埔寨に入り、其國亂を鎮めんとして遂に歿死す。

佐倉宗吾

徳川幕府の治世に當りて下總に二人傑を出せり、一を木内宗吾と云ひ、二を伊能忠敬と云へり、就中專制の治下に在りて人權を尊重し、微々たる農民の身を以て挺身將軍に過り、拾萬の窮民に代りて、一家磔刑の悲慘を顧みざりし木内宗吾の如きは實に千載の下、人をして其壯烈の狀に感憤興起せしむ、今其傳を稽ふるに、宗吾は舊千葉家の後裔にして、父を宗左衛門と云ひ、祖父を胤勝と呼べり、下總公津の城代たりしが、其城没落して歸農せり、初め同國香取郡木内の庄に居りしを以て姓を木内と呼べり、徳川の初め土着舊家の聲望あるものを舉げて里正となす、木内氏亦此地の豪家なるにより其職に就けり、即ち百餘箇村の割元名主にして其家頗る富めり、而して宗吾の妻は宗左衛門の女にして慶長十九年に生れ、宗吾は千葉胤時の子彌七郎の息にして同十七年に生れ、後一族なるにより宗左衛門の家を繼げり、去れば夫妻の間三歳の差なりし、

宗吾の事蹟は諸書一ならず、或は以て堀田正盛の時代となし強訴事件の落着は正保二年八月なりとし、或は以て其子正信の時代となし、其件は承應三年十二月なりとす、且つ直訴の如きも單に一回正盛に呈するに止まるとなし、又久世大和守に訴へて志を達せず、遂に將軍に訴ふとも云へ

り、可否容易く定め難しと雖も正盛は其本傳によるに、「性寛仁して大度あり、臣庶を撫すること子の如し、上下輯穆して家事滯らず、四民敢て怨むものなし」とあり、斯人の治世にして佐倉騒動ありしとすれば事甚だ奇怪に屬せり、而して其子正信は萬治三年幕府に告すして國に還り、自己の封邑を收めて幕府旗下の士に給せよと云ひ、松平信綱に狂と呼ばれ、十一月に至りて領地を沒せられしを見れば其間何等かの事情なくんばあらず、(殿中及傷の爲めなり)故に最近の記述に従つて當時の情況を述ること次の如し。

慶安四年四月廿日三代將軍家光の薨するや、堀田正盛之に殉じ、長子正信其封を襲げり、當時正信年甫めて十九、未だ世情に疎きを以て姦臣其間に乘じ、専ら權勢を振ひて農民を苦め、從來石高一石に就き一斗二升の増課なりしを尙ほ以て足れりとせず、翌承應元年に至りて更に小物成なま、大豆胡麻等に至るまで悉く過納せしむ、小民愈々窮して其不法、加重なる古來例なき由を訴ふれども聽かず、遂に滞納續出するに至れり、是に於て堀田領の人民騒然として事を起さんとせしに、名主等之を慰諭し、宗吾の如きは私財を抛ちて之を救へり、當時村民中の滞納一村中の辨償に歸し、下民獨り苦んで、姦臣其私を營めるにより怨聲頻りに起りて、皆な其堵に安んぜず、或は産を失ふて寒天に泣き、或は他領に移りて其背政を脱するあり、田畝荒廢して溝目蕭條たり、各

那村の名主等深く之を慨き、就て検査を行へども許されず、民情愈よ激するに至れり、承應三年藩主令して三たび賦税を重くせんとす、人民大に驚き里正を撰んで連署其不法を訴ふ、而も奸吏途に當て之を斥く、故に益激して郡奉行、和田兵太夫、大野曾平、勘定奉行、稻葉十左衛門に訴ふ、復聴かれず、因て更に家老職金井七右衛門に訴ふ、金井即ち代官、手代等を藩廳に召して之を判す、彼等奸臣と共に巧言、強辨して其非を覆ひ、民訴又斥けらる、爲めに三百九十箇村の村民訴ふるに所なく、憤怨して一揆を起さんどす、總代の名主等之を憂ひ、印幡郡公津村に會して共に善後の策を講じ、江戸上訴を圖らんとして衆議紛々たり、時に宗吾進んで曰く、今日の事、單に議論を以て日を消す可からず、且つ上府出訴して成らずんば一死あるのみ、而も幸にして數萬民衆の苦を脱するを得ば亦瞑す可きなりと、衆議一決上府の總代を定む、連判の村數三百五十、右に漏るゝもの八十四箇村なり、十一月十二日一行船橋に宿す、宗吾再歸を思はず、一族以下に訣別し、租帳簿の引渡しを了し、爲めに連れて發す、十六日先發の衆市川、行徳の二道に別れて江戸に入り、十七日堀田邸に抵りて情を陳す、十八日に至りて藩臣曰く、事を佐倉に議す可し、皆な歸村す可しと、既にして宗吾來り會し、久世大和守に就て哀訴せんことを語る、衆之に従ふ、二十六日其登城を待て總代六名駕籠訴を爲す、左右の侍士叱して之を拂ふ、宗吾大聲叫んで曰く

若し採用なくんば數萬の人民皆な餓死せんのみと、大和守之を聞き其願を取らしめて入城す、二月三日大和守總代を召て曰く、汝等御用先を顧みずして漫りに駕籠訴を爲すこと不堪なり、然れども他領の民なるが上に其身百姓なるを以て宥免罪を問はざる可し、爾今他に向ても斯る輕舉を爲す可からずと、宗吾慟哭、悲憤其今日に及ぶ情勢を語る、久世の君臣其心情を憐むと雖も、堀田家を憚りて願書を却下す、當時一行の失望、感慨眞に推想するに堪へたり、宗吾深く決する所あり、他の總代と共に宿に歸り、更に語て曰く、吾れ故郷を出る時己に歸國の意なし、而して今回駕籠訴の事若し藩廳に聞へば重罪に處せらるゝこと論なし、若かず罪を吾が一身に負ふて事を成ん、今後本懐を達するの方策胸中に在り、諸子之を我に一任せよ、萬一佐倉に還て糾明せらるゝあらば巨魁は一に宗吾に在りと告げよと、赤誠面に溢れて、決意動す可からず、五名のもの皆な曰く、死は固り吾等の期せし所、今に及んで子を棄て郷に歸るは俱に欲せざるなりと、宗吾強て之を勧め、遂に將軍直訴の事を語る、時に十二月二十日將軍東叡山寛永寺に御成の町觸れ有り、一行大に喜び願書を懷にして、十九日の夜上野黒門前の割烹店に會し、宗吾は五名の者に別れて獨り三橋の下に潜む、寒風肌を臂て、霜氣市街に滿つ、而も之を意とせずして明るを待つ、時來つて將軍の駕籠三橋を過んとす、宗吾訴狀を捧げ願意を叫ぶ、供奉の臣僚驚て之を退く、宗吾死

を決して駕籠に迫らんとすること再三、遂に捕へらる、而も訴狀は將軍の知る所となれり、將軍歸城の後、之を井上河内守に渡し、殿中に於て評議せしむ、二十三日將軍堀田正信を召し、諸侯列座の中にて願書及び六名の總代を引渡す、正信片語發する能はず、恐懼して退き、歸第の後老臣を集め大に怒て曰く、汝等領内の支配を預りて其職を盡さず、且つ百姓の來つて苛酷を訴ふるあるも一應の取調べをなさず、單に門前拂を爲すが如きは其所爲言語に絶せり、而も事上聞に達し、家門の滅亡に際しては復如何とも爲す可からず、宜く佐倉に急報して奸臣を罰し、賦税を改む可しと、因て悉く郡方役人を江戸に呼び其眞偽を糺す、姦徒口を揃へて其非を隠し、獨り宗吾の大罪を陳ぶ、正信之を覺らず處刑を臣下に委す、故に奸臣口實を設けて宗吾一家を殺す、即ち夫妻及び小供四人なり、初め正信其子四名を免せんとせしに、和田平太夫抗辨して遂に斬殺す、然れども堀田藩の弊政幕府に聞へ、風評甚だ宜しからず、一藩之を恐れて宗吾事件の關係者二十七人を罰し、其知行を沒し、之を境外に追放す。

附言。宗吾の事蹟は偽傳多くして悉く信す可からず、然れども村民の願意は當時果して貫徹せしや否や不明なり、勿論舊記を探り、口碑を尋ね其時勢の狀況を按して參互對照せば自から眞事實を得可しと雖も、今日斯る正書を編せしものなきは遺憾と謂はざるを得ず、蓋し宗吾の

人物は假令諸書に異同ありとするも其衆に代りて義に斃れたる點は疑ふ可からず、而して其壯烈の行と心情の高潔なりし事とは實に萬世の龜鑑にして、我國家の誇りともなり、且つは其土地の名譽と稱せざるを得ず、而も佐倉人士を初め、世の學事に志すものが未だ完書を出さざるは我邦に民權を重んじ正義を愛する人士乏しきが爲めか、予は切に其人あらんことを切望して已まざるなり。

伊能忠敬

昔し成務の朝、國郡分界の制を定むと云へば當時不備なりと雖も其略を察す可き圖なかりしとは云ふ可からず、又聖武の御代、僧行基は日本全國を跋渉して其圖を製せりとの古傳あり、且つ當時の作と稱するもの既に拾芥抄に掲載せり、其說素り信す可からずと雖も、亦多少の實なしと謂ふ可からず、又源賴朝山木兼隆を攻んとするや、豫め配下に命じて其第宅内の圖を製せしめしに精微掌を指すが如くなりしと云へり、故に我邦に於ける地圖製定の事は古來必ずや存せしならんも全國を通じて之を學理的の圖に作製し、天下億兆の人をして據る所あらしめ、且つ國家の體面を保ちて、世界に誇稱するに至りしは實に忠敬伊能翁の案出せしによらずんばならず、由來房總

の地は大藩の之を傾するなく、又永久其地に安んせし藩主なかりし爲めか、學者、名士の盛名を恣にせしものなしと雖も、北總の地、獨り商估より起りて、而も老後異常の大事業を完備せし、伊能忠敬あるに至りては眞に驚歎せざるを得ず、吾人は彼の文武の相將が父祖の威によつて高職に立ち、天下萬衆の力を假て大業を成せし類に比すれば、忠敬の如きは遙に其上に位するものと信するなり、世の偉人たらんとし、英傑たらんとする人々は寧ろ其精魂、氣魄の盛んにして其地味なる職に安せし忠敬の高風に私淑せんことを望まざるを得ず。

伊能忠敬は北總香取郡、佐原村の人、本姓を神保氏と云ふ、南總武射郡小堤村、神保貞恒の第三子なり、出て伊能氏を冒す、忠敬字は子齊、河東と號し、三郎右衛門と稱す、晩に勘解由と改じ、伊能氏は世々佐原の右族たり、其先は大和國高市郡西田郷に出づ、大同年間、諱は其能なる者あり、北總香取郡、大須賀の莊に知たり、伊能村に居る、因て以て氏とす、子孫連綿其地を占ひ、永祿中に至り始めて佐原に徙り、天正年間、居民の爲に肆塵貿易を開く、實に忠敬九世の祖なり、蓋し佐原の地は利根の北岸にして頗る水運に便なり、且つ香取神宮に近きを以て古來販販を極む、而して其茲に到りし所以は伊能氏祖先以來の功多きに居れりと謂ふ、其家酒及び醬油を醸造し、今に至て其業を廢せず、同族數家皆な富裕にして土地の尊敬を受く忠敬の養父を長山と云ふ、其

妻は即ち神保氏にして忠敬從祖の姑なり、故に忠敬を納れて嗣となす、長山早く歿し、家産頗る頗く、忠敬時に來て其家に在り、慨然として回復を圖り、晝夜匪懈して儉素を務め、深く一家の奢侈を禁じ、家人百口を養ひ、卒先事に當る、故に漸く家産を復す、天明三年關東大饑僅にして窮民途に斃れ、同六年亦饑す、忠敬私財を散じて郷里を賑恤し、施て近傍の諸村に及ぼす、爲に活路を得て全きもの數村なりし、地頭津田日州之を見て再度之を優賞せり、時に忠敬年四十前後其産を殖せしこと數倍なりしが如し、忠敬資性星曆を好む、而も家計回復に急にして之を顧みず、寛政六年、年五十にして家事を其子景敬に譲り、獨り江都に來りて曆學を修む、當時傳ふる所の曆法甚だ精ならず、忠敬之を疑ふ、因て獨り曆家に就て之を質せども猶釋然たらず、毎に之を遺憾となす既にして幕府改曆の舉あり、高橋東岡を浪華より召す、忠敬深く喜び、就て其説を聞き、始めて西洋の曆法を知る、其理精微細密にして宿疑忽ち解く、是に於て舊學を捨て、専ら新學を修む、東岡の門下、推歩測量の精なること忠敬を以て第一と稱せり、寛政十二年忠敬年五十六始めて幕命を受けて蝦夷地を測量す、是れ沿海測量の第一着手にして忠敬は當時私費を以て其事に當らんとを請ひ、四月免許を得て彼地向へり、翌享和元年は伊豆已東の沿岸より始めて相模二總常陸より陸奥の南部を盡し、同二年は出羽、越後を盡し、同三年は伊豆已西駿河、遠江、參河、尾張の沿海

及び北方三越、加能、佐渡を測量し、前後四年を経て一大圖を編成し、之を幕府に獻せり、時に忠敬六十歳にして當時の記述製圖俱に今日に存せり、其苦心艱苦を重ねし狀自ら文中に現はる、同年九月幕府廩米を賞與し、又擢て小普請組となし、天文方に屬せしむ、當時民間の人物を擧げて斯る職を讓くるは實に異數なり、尋で又幕命を受け、山陰、山陽、西海、南海の四道及び壹岐、對馬を測量し、同十二年又命を受けて、伊豆七島及び箱根湖を測量し、右終て江戸府内を測量し、同十四年四月府内の圖成て之を進呈す、蓋し蝦夷測量の始めより茲に至て十有八年を経、五畿、七道以下地として涉らざるはなく、遐陬、僻邑盡く測量して之を圖す、忠敬時に年七十三、此壯齡を以て日本全土を跋渉し、其測量を自らして大中小三葉の圖を製せしこと、古今無前の大業にして不朽の偉勳と謂はざるを得ず、最後に宮内沿海輿地全圖及び度數譜、行程記の集成を命せらる、是れ從來の切り圖を全ふせしめんが爲めなり、文政元年、歳七十四初て病に罹り、四月十三日江戸の賜邸に歿す、而も集圖未だ成らざるにより喪を秘して發せず、同四年七月右大成に至りて之を幕府に獻じ初て喪を發す、忠敬賦性朴直、邊幅を飾らず、精力絶大にし、終身倦怠の狀を示さず、齡七旬を踰へて鬢髮雪の如し、而も意氣旺盛にして壯者をしのげり、測量の命下る毎に喜色顔に表はれ、日ならずして發す、乃ち躬險阻を經、海濤を凌ぎ、奔走數百里、風雨寒暑、未だ嘗て少し

も沮喪せず、人之に服せり忠敬初め長由の女を妻とし、右歿して桑原氏の女を娶る皆な先つて死せり、先妻は其年忠敬よりも長じ、且つ家格神保家よりも高し、故に之を敬待せず、一日不平の事あり、飯時に方りて忠敬に謂て曰く、君は夫禮を以て遇す可きにわらず宜く僕婢と共に庖厨に往て食す可しと、忠敬笑て其言の如くし、敢て婦と争はず、又幕命を得て將に發せんとし客を集めて宴を開く、適丈梁上の乳燕席上に墜て死す、家人不詳として其行を止んと請ふ、忠敬笑て聽かず、將に草鞋を穿んとす、鞋紐忽ち斷つ、家人益驚き固く其行を止む、忠敬曰く、鞋紐鎖にあらず又金にあらず、時あつて斷つ可しと、行て未だ數歩ならざるに家釀の大桶破裂して酒醬油流出す、家人色を失ひ忠敬を擁して行かざらしむ、忠敬益笑て行に就く其度量の大なる想ふ可きなり、明治十六年官忠敬の功を賞して正四位を賜ふ。

藤田東湖

東湖は夫れ明の王陽明の如きか、其身文を以て顯るゝと雖も、而も經略の才あり、殊に心情高潔にして、正義を重んじ、氣象豪爽にして、而も禮讓を尊み、天下の名士をして宛然一敵國の觀あらしめたるもの眞に近世の英物と謂ふ可し。

東湖、父を一正と云ふ、幽谷と號せり、其先は小野篁より出づ、後下て商となり、世々水戸の下市に住す、幽谷初て學に志し、藩に仕へて彰考館の總裁となる、其男には東湖唯だ一人なり、名は彪、字は斌卿、後改めて誠之進と呼べり、三歳にして父に従ひ濱田郡に移て成長し、六歳にして敬業館の主事、堀川潛に従て孝經を學ぶ、東湖能く記し、又能く忘る、堀川懇篤之を教て倦まず、故に漸く文字を知る、尋で劍客宮本虎孝の家に出入し、日々竹刀を揮て僮僕の不意を撃ち以て樂となせり、是れ虎孝の命する所にして、東湖の資性風格に見る所あるにより、故ら命じて其事を行はしめたるなり、文政二年父君命によりて江戸に出づ、東湖、豊田天功と俱に又出府して父の役宅に入る、時に年十四なり、當時龜田鵬齋、太田錦城文名高し、東湖就て二人に學び、又劍法を岡田十松に習ふ、東湖殊に武技を好み、文學を重んぜず、父國に還るに及んで外島原雅言の家に寓して研磨甚だ努む、同九年々廿一にて槍法を伊能一雲齋に學ぶ、當時一正江戸に在り、還るに臨んで戒て曰く、文武の道は偏廢す可からず、汝之を學んで腐儒となり、又驛客の亞流に陥ること勿れど、東湖を吉田尙典の家に托して去る、東湖益憤激して二道を勵む、是より先文政七年、英艦常陸の北邊大津村に来るや、一正幕府の所置英斷に出づる能はざるを察し、東湖に命じて若し放還の舉あれば之を匿殺す可きことを以てす、是れ當時外夷の言を深流に假りて頼りに我

濱海を窺ふことを憂ふればなり、蓋し一正の意己れ一家を犠牲として全國の士氣を鼓舞、作興せんが爲めなり、東湖年十九、慨然として其言に従ひ將に家を發せんとして、幕府放還の報に接し事遂に罷めり、東湖尙典の家に在るや、易經の語を取て其室を不息と名く、齋昭時に敬三郎と稱し藩主の弟として、江戸の邸中に居り、之を聞て自ら其二大字を書して與ふ、東湖感憤愈よ二道を修す、一日道場に赴て槍を弄す、急使來つて父の危篤を仕ふ、東湖槍を投じて國に還れば父己に歿す、悲哀して食はざること數日身軀憔悴して骨立す、文政十年家を繼ぎ、父の祿二百石を領し、進物番に補せられ、又彰考館の編修を兼ね、是れ一正の總裁たりしが爲めなり、而も東湖、大竹親従と同列に在るを耻ぢ、書を致して職を辭す、蓋し其人物を喜ばざりしが爲めならん、同時に館の大弊五事を論ず、其一に曰く、心術正しからざるものは館職に居る可からず、二に曰く正人實學は俱に廢す可からず、三に曰く、職を攝するの撰、彪に在る可からず、四に曰く、史業督課、迫盛す可からず、五に曰く、虛文粉飾助長す可からずと、論議する所數千言、文辭雄健、語句剴切人始て其力量に服せり、青山延光其間に立て調停し、江戸、水府間の圓滑を圖らんとす東湖聴かず、會ま藩主齊修堯して其事行はれざりし、是より先齊修の病むや、國老清水侯を立て、嗣と爲んと欲す、一藩驚然たり、東湖曰く、當家威公以來嫡統相承く、安ぞ介弟あるを棄て、

他に求む可けんやと、馳せて江戸に歸らんとす、而も國法請はずして境を出ることを許さず、故に同志の士金澤以下之を難んず、時に杉山忠亮進で曰く、吾輩他日罪を獲るも幸に死せずして志を達せば社稷の福大なりと、議遂に決す、東湖夜に乗じて出で、江戸に入り、直に諸有志と共に支藩守山侯に謁し、死を誓て力陳す、歸途齋藤彌九郎の家を訪ふ、彌九郎其情を推し、鹽粥を供して疲勞を醫す、明日老臣に面して國禁を犯す由を告げ、出で、命を待つ、己にして齊修施じ、尋で舍弟敬三郎立つ、齊昭是れなり、齊昭英邁、果斷夙に東湖の異才を知る、故に家を繼に及んで擢で、八田郡の郡宰となす、即ち天保元年なり、東湖弊政を改め、又此歳救助の法として常平倉を太田に設け、漸次他に及ぼさんとして其職を罷む、烈公屢は東湖を江戸に召して意見を問ふ、東湖其知遇に感激して献策頗る多し、當時藩中に新舊の軋轢あり、朋黨を立て、争んと欲す、東湖之を疑へて驛使毎に其意見を陳じ、小人を退けて君子を擧げ、國家の基本を定めんことを請ふ、且つ郡に在て誠意を達するの難きを記して君側に侍せんことを望む、同三年朋黨の論熾んなるを以て烈公、東湖を召して江戸に移らしめ、其意を參酌して事を斷ず、爾來公を助けて其命を完ふする事屢ばなり、同六年東湖撰ばれて藩政に與る、烈公大に民産を興して學校を建てんとす、蓋し水戸に學校を建んとせしは義公光圀の素志なりしも其事果さず、烈公に至て初て之を設く、彼

の水戸學風の全盛を極めしは實に此時に在り、後其校廢せしと雖も弘道館の名と碑文とは長へに傳はりて滅することなく、又東湖の作りし弘道館記述義の如きも博く世に知らる、識者此碑と述義とを以て水戸學の精華と云へり、當時北邊事多く、國家將に多事ならんとす、烈公之を愛へて蝦夷地を拓かんとし、屢ば幕府に献策す、後藩に就くに及んで閩老と背筋の往來あれども事情通せず、依て東湖を江戸に遣て其情を述べしむ、東湖閩老、濱松、松代の二侯に謁して還る、天保十三年幕府攘夷の舊法を廢して、寛政、文化の令を守ることを海内に令す、東湖之を聞て潜然として曰く、吾が多年の志廢せりと、快々として樂まず、同十四年參政今井惟典罷められ、寺社奉行に移る、東湖入て烈公を諫む、曰く惟典勵直、剛毅其意を曲げず、故に家老以下皆な之を憚る、殊に佞人恐れ忌むこと甚だし、君初め之を擢で、今俄に貶せば小人手を拍て相慶す可しと雖も、我藩政を如何せんやと、烈曰更に老臣と圖らしむ、老臣其所置を耻て曰はず、東湖即ち上書して其平生言んと欲して言ふ能はざるの旨を陳べ、病と稱して職を辭す、烈公人を遣て慰諭すること再三遂に出で事を見る、是より先幕府屢ば烈公の參府を命ず、烈公國政の未だ安からざるを以て之を辭す、幕府其異志あるを疑ひ老中、中山備州をして來り詰る、蓋し烈公藩に在て銃砲を製し兵を練る、故に此命あり、弘化元年四月閩老土井大炊頭以下連署して復出府を促す、烈公五月二

日を期して江戸に出るを約す、時に東湖病に臥す、衆醫其行を止む、聴かず一死何ぞ惜むに足らんと遂に烈公に従つて出づ、三日食を口にすること能はず、而も意氣昂然たり、藩中皆な曰く、公必ず嚴責を受んと、東湖曰く今日に至る術の施す可きなし、寧ろ哀訴するに若かず、吾れ病篤し、命惜む可からず、自殺して公を救はんと、適ま烈公、東湖を召して反覆談論す、東湖公の言を聞いて翻然其非を知り、烈公の嫌疑は積年の結果に出で己れ自殺せば却て讒者の言を實にするを覺り、遂に罷む、六日幕府命を傳へて曰く、藩主驕慢事を行ふて世の嫌疑を憚らず、將軍之を怒る、宜く速に致仕して駒込の邸に謹慎す可しと、因て封を世子慶篤に繼がしむ、幕吏去て後、烈公東湖を召して致仕せしむ、東湖己に其志あり、且つ公の嫌疑を受くるは已れ亦關與する所なるを知て其旨に従ふ、即夜命あり、東湖の職を奪ひて之を邸中に禁錮す、監視頗る嚴なり、而して東湖の病ひ却て癒ゆ、時夏月に屬し苦熱言ふ可からず、東湖悠然として其室を出です曰く、之を文天祥の土窟に比すれば金屋、玉堂なり、今假屋塵垢の爪に盈ち、蚤虱の膚皮を侵すあるも未だ我正氣に敵するに足らずと、乃ち天祥に擬して正氣の歌を作て曰く。

天地正大氣、粹然鍾神州、秀爲不二嶽、巍々聳千秋、注爲大瀧水、洋洋環八州、發爲萬朵櫻、衆芳藉與儔、凝爲百陳鐵、銳利可斷莖、蓋臣皆熊鷹、武夫盡好仇、神州孰君臨、萬古仰天皇、皇風洽六

合、明德伴大陽、不世無汚隆、正氣時放光、乃參大連議、侃々排邪黨、乃助明主斷、饒々從伽藍、中郎嘗用之、宗社磐石安、清丸曾用之、妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分、忽起西海颶、怒濤殲胡氛、志賀月明夜、陽爲風籠過、芳野戰酣日、又代帝子屯、或投鎌倉窟、憂憤正憤々、或伴櫻井驛、遺訓何慙慙、或殉天目山、幽囚不忘君、或守伏見城、一身當萬軍、昇平三百歲、斯氣獲常伸、然方其辭屈、生四十七人、乃知人雖亡、英靈未泯、長在天地間、隱然叙彝倫、孰能扶持之、卓立東海濱、忠誠尊皇室、孝敬事天神、脩文兼奮武、誓欲清胡塵、一朝天步難、邦君身先淪、頑鈍不知機、罪戾及孤臣、孤臣困葛藟、君冤向誰陳、孤子遠墳墓、何以謝先親、荏苒二周星、唯有斯氣隨、嗟予雖萬死、豈忍與汝離、屈伸付天地、生死復奚疑、生當雪君冤、後見張綱維、死爲忠義鬼、極天護皇基。

東湖後に小梅村の別墅に移さる、即ち憂憤して回天時史を作る、其詩に曰く、三決死而不死、二十五回渡刀水、云々と、爾來家學を究め、群籍を綜覽し、傍ら詩歌を賦して悶を遣る、弘化四年齊昭罪を赦さる、東湖亦免れて水戸に歸る、是に於て其名天下に噪しく、遠近争ひ來りて時事を諮り、文事を問ふ、東湖時事を語らず、唯だ獄中の詩を取て之を示す、嘉永六年亞米利加來航し、烈公海防の命を受く、即ち東湖を江戸に出して原職に復し、政務に參せしむ、海内の豪傑

其風采を想望して來り訪ふもの甚だ多し、即ち佐久間象山、西郷隆盛、海江田信義、橋本左内以下漸次東湖に會して其説を聞けり、東湖士氣を鼓舞し、且つ君命を達せんとして頻りに攘夷の説を唱ふ、是れ外人の狙撃を惡み、國家の威力を完ふせんが爲めなり、然れども其説時論と合はず故に又銷るものあり、東湖憤激して一詩を賦す曰く。

白髮蒼顏萬死餘、平生豪氣未全除、寶刀難染洋夷血、却憶常陽舊草廬。

當時開國黨の士、此詩を傳て東湖を頑陋となす、然れど東湖天下の名士に交りて博く其説を聽き又學校奉行を兼ねるの日軍艦を造り、洋學を講ずるの舉を行ふ、故に口攘夷を唱ふるも、眞意は自から他にあらんと述る人あり、此説稍や實に近きが如し、安政二年十二月二日江戸大震あり、東湖馳せて烈公の燕室に至りて公を庭園に避けしむ、尋で東湖出んとして屋梁推け東湖を壓す、遂に之が爲めに歿す、時に年五十、烈公深く哀悼して郷里に歸葬せしむ、子數人あり、第四子を小四郎と云ふ、東湖の素志を繼で攘夷を唱へ遂に兵を擧げて筑波山に據り、一擊して幕軍を破り、尋で水戸の奸黨を斬る、後武田耕雲齋と俱に各地に轉戦し、遂に加州藩に降り、慶應元年救賢にて斬せらる。

西郷隆盛

維新の創業は天下の大勢に因て成れり、之を一部功臣の手腕に歸するは謬見のみ、然れども世の所謂英雄、豪傑の士は當時人心の代表者にして、彼の西郷以下の人傑も其一部に屬せり、故に撰んで二三の傳記を叙せんと欲すれども今時の偉人は其功績大抵世人の間に知らるゝを以て細微の點は皆な省けり、而して木戸、大久保、勝、坂本、西郷等の長幼を較するに、其年長者は勝安房にして、文政六年に生れ、西郷は其次にて文政十年に生る、次は大久保にて天保三年に生れ、次は木戸、橋本左内の兩人にて天保五年に生れ、坂本龍馬は橋本と俱に明治以前に死せしも最年少者にして天保六年に生れたり、此内、勝は幕府側にて他の數士と異なるが故に其傳を別ち、茲には年齢の順序に従つて先づ西郷を擧げ、漸次他の諸名士に及ばんと欲す。

大隈伯の談と稱する記事に曰く。
從來の史家、歴史を書する概ね其實を失ふもの多し、彼れ其偉人を記述せんとするや、之を上げて人間以外のものゝ如くなし、時勢を造り、社會を駕御し、前途を洞察し、隱微を觀破し、以て意の如く之を處断すと爲す、然れども余は實際維新の改革に由て大に其然らざるを知れり

之を外部より看察し、徳川時代より遽に明治の天地を現出せるを見れば必ずや此間に神變、不思議の能力を有せる大豪傑ありて之を爲し、ならんとの想像を生ずべきも、當時全く斯の如きの人は之れなかりしなり、維新の改革たる重に外部の刺戟より成りしものなるが、此改革を成就せる主動者は多くは皆其始めに於て之を反對せるものなり、西郷と言ひ、木戸と言ひ、又大久保と言ひ、共に勤王の志はありしも攘夷の爲めに奮激せしなり、然るに彼等が故關を出て、東西に奔走するに及び、始て外國の形勢をも窺ひ知り、又幕府の有様を見るに格別の力あらざりければ、先づ之が權力を殺がんと思ひ、之を試みしに思ふよりは容易なりし、已にして彼等志士は之を計り、彼を動かし、風説を聴き、實地を探り、漸々幕府に人なく、三百諸侯又頭顱を列すると言ふに過ぎざるの實を發見しければ、此度は進んで之を倒さんと試みたり、案外にも幕府は自から倒るゝの法を取りて潰走するに至りければ、機失ふ可からずと爲し、勢に乗じて以て天下を一掃するに至りしなり、是に由て断ずるに、維新の元勳も亦始めより此明治の天地を造出すべしとの大見識を有せるに非ず、唯大勢に押され、大勢に乗じて以て茲に至りしものなり」と。

大隈伯は世上大言、壯語の人と稱す、然れども此言の如きは句々皆な緊背に當れり、予之を學者

事業家の大なる人に聞く、曰く己れ其地位に達せしは最初より目的を定め、大成を期せしにあらす、唯だ偶然の機會と先輩の援助とによりて或る階段に達し、茲に勢を得て今日に及べりと、素より大名をなし、偉業を立つるものは凡庸の器にあらざる可しと雖も、其多くは伯の言の如く、除々として進行し、機會に遭ふては一進し、知らず、識らずの間に其能を養ひ、又有力の士に引立てられて遂に大偉人と呼べるゝに至れるものならん、此事實は予輩西郷以下の人物に就ても若く信せんと欲す、讀者亦其意を諒して復漫りに偉人を神聖視することなく、己れ鍛錬する所ありて其地位を得ば又盛業を成すの大志を失ふこと勿れ。

隆盛は薩藩の微臣なり、或は云ふ近習役を勤むと、或は云ふ茶坊主なりしと、後説或は是れならんか、初め吉之助と云ひ、後隆盛と改め、南洲と號せり、父を吉藏と云ひ賤士にして、重臣の配下に立てり、隆盛の生るゝや、双眼頗る大なり、故に父呼で大目玉と稱す、其名郷里に偏し、父歿して後幼時を追想し自ら眼大と云へり、隆盛も亦愛嬌ある人物なる哉、夙に藩主齊彬公に知られ後擧用せらる、初め齊彬近習の衆童に命じて暇日毎に武を講せしむ、當時隆盛之を意とせず、去て江濱に魚を釣る、衆童惡で齊彬に告ぐ、公笑て曰く吉之助は汝等と群を同ふするものにあらずと、嘗て藩の重臣齊彬を諫めて忌諱に觸れ、直に死を賜ふ、父吉藏其家に入入して命を聴けり、

故に右の縁を以て遺物を受く、父之を抱て深く悲む、吉之助時に年十四又傍らに在て泣く、父曰く汝も亦哀しきが、對て曰く兒の悲む所以は身幼弱にして其人と共に君を諫むること能はざるによれりと、聞く者以て奇なりとす、齊彬嘗て松平春嶽に語て曰く、我家臣中、大に用ゆ可きもの一人あり、西郷吉之助と云ふ、獨立特行決して羈す可からず唯だ之を用ゆるものは予一人なりと嘉永二年江戸に出で交りを名士に求む、嘗て藤田東湖を訪ふ、東湖語て之を異なりとせり、一説に當時東湖君命によりて御前に出づ、故に隆盛を其坐に止む、隆盛、床上一寶刀あるを見て之を把り、其利鈍を試さんとして柱を斫り、又肱を曲て眠る東湖歸て室に入れば木屑席に滿ち、刀痕柱に在り、隆盛久ふして覺め木屑を捫て談じ、一語右に及ばざりしと、是れ甚だ信す可からず蓋し隆盛は今世の人物なるも之を益偉大ならしめんとして妄傳を附加す、是れ却て英雄を誤るものなり、又傳ふ隆盛江戸城引渡しの際、大總督の宮と俱に城中に入り、事終て宮以下皆な還る、隆盛知らざる爲して獨り城中に止る、大久保一翁已に諸人の歸營を告ぐ、隆盛驚く體して曰く、掛軸甚だ美事なり、故に之を見て歸るを忘る、甚だ禮を失せりと悠然として去ると、一説に釘隠しの數を算せりと、是等の談頗る滑稽に類せり、又曰く明治七年征韓論一度決定の後、岩倉大使の一行歸朝して、廟議更に動搖す、是に於て、最終の會議を開く、時に隆盛奮然として劔を按し、

怒眼、猛語反對派を睥らんで觸れば斬らんとすと、何ぞ英雄を無頼の壯士視するや、隆盛假令感情に激するの資性ありと雖も、國家の大事を議するに當りて豈に斯の如き輕舉を敢てせんや、要するに是等は皆な信す可からず、願ふに隆盛は初め倜儻不羈の人物なりしならんも、世故に長ずると俱に思慮あり、分別ありて、殊に人を容るゝの大度量を持せしに相違なし、此資格有て初て元帥の地位に進み、又一代の人心を集攬せし譯ならん、唯だ注意す可きは世の英雄豪傑と雖も經歷の如何に因て心狀に變化を生じ、又終始一貫して變す可からざる特質あり、然るに之を察せずして一律の元に推斷し、或は一生を通じて神の如くならしめんとするは舊來の俗情のみ、隆盛傳の如き、亦往々此弊を襲ふものあり、而して前條一二の談の如きは皆な其類なり、故に採らず、東湖屢ば隆盛と面し、其人傑なるを知りて君主景山公に薦めて島津公に乞はしむ、島津公辭して遣らず、是に於て隆盛の人物漸く世の識者間に知らる、嘉永六年米艦浦賀に來たり、物情騒然たり、爾來志士天下を横行して攘夷鎖港の論盛んに起る、尋いで幕府の所置に激し討幕の議を唱ふるもの多し、當時隆盛京師に在り、清水法性院の僧月照と交る、月照勤王の志厚く、常に王室の式微を憂へて留紳の間に入出し、其説を唱ふ、随つて同窓の機密に參す、隆盛の之と交る初め留紳に近んが爲めならん、是時に方て、幕政既に衰へ、諸州勤王の士益勢威を加ふ、水戸景山首と

して正義を主張す、月照、隆盛をして近衛公の密旨を奉じ、水戸に行て之を傳へしむ、隆盛、東湖を知る、故に同人に因つて意を通じ、屢ば江戸及び水戸の間を往來して其謀を畫す、幕府、隆盛、月照の行動を疑ひ之を捕へんとす、然れども薩藩の威名を憚りて獨り月照を物色す、月照、近衛公の言に従ひて奈良に遁る、隆盛送つて大坂に到り、月照に言て曰く、奈良は京坂に近くして隠るゝに便ならず、宜く薩摩に奔て動靜を窺ふ可しと、船を僦て馬關に達し、隆盛獨り國に還りて潜匿の地を藩の重臣に圖る、重臣兩名の逮捕嚴なるを以て幕府を憚り之を聽かず、時に月照の追捕益急なり、月照復遁れて筑前に入り、同國の人平野次郎に面して窮狀を語る、次郎、月照と俱に薩摩に趣き、隆盛に會す、隆盛喜んで兩人を饗し、且つ時事を討論すること平日の如し、是れ安政五年十一月の事なり、同月十六日隆盛、月照の寓を訪て藩狀を語り、相約して日向に走ると稱し、遂に相抱て薩摩海に投ず、舟中平野次郎及び月照の僕重助あり、驚て海を探りて二人を助く、隆盛獨り甦りて、月照遂に死せり、隆盛名を更めて菊池源吾と稱し、竊に薩地に隠る、而も物議翫然たるを以て、藩吏之を大島に流す、後年隆盛、月照の死を悲み、詩を賦して之を用す曰く。

相約投淵無後先豈圖波上再生緣 回首十有餘年夢空隔幽明哭墓前

隆盛大島に流さるゝこと此に至て三回に及ぶ、故に自ら三右衛門と稱す、當時島婦隆盛の子を産す之を菊次郎と云ふ、在島六年赦されて國に還る、藩主擧げて國政に參せしむ、慶應元年、幕府長州討伐の軍を班す、時に三條公諸公卿と共に筑前に在り、幕府之を捕へて大坂に幽せんとす、隆盛幹旋事遂に罷むを得たり、又列藩勤王の士にして隆盛の爲め幽閉を免れしもの甚だ多し、是れ將來隆盛の名望殊に高きを致せし所以なり、同二年幕府再び長州を征す、諸侯形勢を傍觀して容易に動かす、且つ幕兵敗て勢威日に衰ふ、時に將軍家茂薨じて其兵を弭む、當時土佐の坂本龍馬、薩長の連合を策して、二藩の間を往來す、隆盛國に在りて小松、大久保等と議して之を贊し、先づ藩主に説て難に京師の變に獲る所の長藩士を還し、尋で木戸孝允等と謀て、遂に其計を定む、同三年十二月朝廷大會嶽を開く、時に隆盛亦京に在り、公卿列藩討幕を議すれども容易に決せず、更に木戸、西郷、大久保、廣澤の諸人に問ふ、隆盛曰く、成算疑ひなし、只だ聖斷を待つのみと議即ち決す、諸士退て隆盛に問て曰く、君何の成算ありて斯く奉答せしや、隆盛曰く、有ることなしと、一座色動く、隆盛曰く、吾徒多年勤王の義を唱へて、肝膽を國家の爲に摧く所以は今日あるが爲めなり、今忝く勅問に對す、聖斷を請はずして何をか爲んと、衆其言に服す、又當時後藤象次郎の討幕に反對を唱ふるあり、事理明晰にして、駁論の餘地なし、衆議爲に變せんと欲す、隆

長の諸人之を憂ふ、隆盛聞て曰く、議行なはずんば之れ有るのみと、短剣を懐中より示して刺殺を諷す、後藤恐れて其説を棄つと謂ふ、明治元年春、官軍江戸に進む、隆盛參謀として之に従ひ、迫りて品川に次す、幕臣勝安房其營に來りて、徳川慶喜恭順の意を述べ、隆盛舊知あり、爲めに大總督に献言して無事江戸城に入る、當時長藩の士、大村益次郎相俱に營中に在り、頗る戰略に富めるを以て、隆盛事毎に之れと謀て推賞措かず、敢て其能を争ふことなし、既にして彰義隊を上野に破り、又東北の諸軍を降す、皆な豫め圖る所の如し、功を以て正三位に任じ、累進して陸軍大將、近衛都督に進み、更に元帥に上る、而も平素綿服を着し、木屐を穿ち、陋屋に住し敢て人に驕ることなし、故に上下益之を欽慕す、當時隆盛和歌を作て曰く。

うはぎぬは、さもあらばあれ敷島の

大和心を心にぞきる。

明治六年征韓の議起るや、隆盛即ち副島、板垣、後藤、江藤の諸士と共に主戰論を唱ふ、議已に定るに際し、岩倉大使の一行、歐米より還て和戰を主張し、議破れて隆盛國に歸り、風月を友として世事を顧みず、當時時あり曰く。

獨不適事情、豈聞歎笑聲、雪羞論戰略、忘義唱和平、秦檜多遺類、武侯仁難再生、正邪今何在。

後世必知清。

尋で賞典祿を辭す、許されず、因て其資を投じて私學校を起す、子弟頗る多く、結で一團を成す、世に之を私學校黨と云ふ、明治七年佐賀の亂あり、尋で萩の亂、熊本の亂を生ず、私學校黨之を機として起んとす、隆盛制して關與せざらしむ、同十年黨人謀て兵を起し、隆盛を擁して將となす、隆盛己むを得ずして軍を領す、而も多くは桐野、篠原、村田の部下に委して顧みず、九月下旬城山に退て遂に死す年五十一なり、同廿二年朝廷其志を憐んで賊名を除き、同三十五年其子寅太郎に侯爵を授く。

木戸孝允

醉枕窈窕美人膝。醒握堂々天下權

と語へる、木戸孝允は頗る豪壯、濶達の人物に似たれども又、

思ふほど思ひがいなき浮世哉

と、世のはかなきを嘆ちたる迹を見れば、至て心弱き厭世家に類せり、然れども松菊一代の經歷を積ふれば單に豪壯の人にもあらず、又弱志多情の人にもあらず、實に憂世、愛國の名士にして

維新の三傑中、治世に在ては其隨一と稱す可きものならん、其偶成の時に曰く。

一穩寒燈照眼明、沈思默生書限情、回頭知己人已遠、丈夫畢竟豈計名、世難多年萬骨枯、廟堂風色幾變更、年如流水去不返、人似草木爭春榮、邦家前路不容易、三千餘萬存蒼生、山堂夜半夢難結、千岳萬峰風雨聲。

木戸の心情は確に此詩の下句に見へたるが如し、而も不幸短命にして死せしは惜む可し。

孝允、本姓は和田、初め小五郎と稱す、天保四年六月廿六日長州萩に生る、父々昌景と曰ふ、醫を以て藩に仕へ、諧諷を以て人に知らる、孝允出で、桂氏を繼ぐ、其家藩の名族にして二百石を受領す、而も中世主人死して養嗣子定まらざりし件により二度減俸の難に遭ひ、孝允繼嗣の頃は家計裕かならず、屢ば實家の補助を仰げり、孝允幼にして不羈頗る惡戯を好み、其劍を内藤作兵衛に學ぶや鼻糞を饅頭に包みて塾生に食はしむるを以て樂みとせり、又阿武川に游泳して行舟を防ぐ、性小禽を愛して之を飼養す、其母孝允の不在を窺て之を放し、歸宅の後、深く其無益を誠む、孝允頓悟し爾來文武に専心して其業大に進む、父昌景嘗て外史及び政記の二書を與ふ、孝允之を讀で初て勤王の志を生ずと云ふ、偶々齋藤彌九郎の長子新九郎萩城下に到る、孝允其技に服して門生となる、當時吉田松蔭學術、氣節を以て一藩を鼓舞す、孝允之と交り、多く學門上の教

を享く、故に孝允の江戸に出るや、松蔭即ち序文を記して其行を送る、其語に曰く、願ふに桂生は武人にして書生に非ざる也と、當時の有様以て見るべし、孝允齋藤の塾に來て劍道大に進み遂に孰長となる、當時孝允年廿三にして、安政の初年なるが如し、是より先嘉永六年米艦初て浦賀に來り、上下騒擾し、幕府又吏を派して江戸灣内外を測量せしむ、孝允即ち服を變じて役夫となり其測量を見る、又品川壘塲の築かる、や、其人夫に交りて砲臺の構造を窺知す、是より先江戸に出でしより水戸の諸名士と往來して益勤王の志を堅くす、數年にして孝允齋藤塾を出で、渡邊昇を以て塾頭に代へ、己れ江戸藩邸の有備館に入て其都講となる、是れ主として文武の士を養成するが爲めなり、文久二年浪士數名、安藤對馬守を坂下門外に傷るや、水戸の浪士内田萬之助なるもの後れて其期に會せず、耻て孝允を其家に尋ねて自殺す、茲を以て嫌疑を受け謹慎を命せらる當時勤王攘夷、鎮港、討幕を口にするものは皆な其藩を脱して浪士となる、然れども棟梁の人物未だ世に出ずして、諸藩徒らに其士を失ふにより孝允之を慨して同志と共に藩論一定の方針を立つ、文久二年六月藩命を受けて京師に入り其動靜を探る、己にして君主慶親の將に京に入らんとするや、之を途中に迎へて其情勢を語り、遂に擧げられて政務坐役となり、漸く世に重んぜらる慶親着京の後、攘夷の詔勅を奉じ、浪士、勤王の徒一時皆な之を喜べりと雖も重臣永井雅樂溫和

説を唱へて長州の聲望殆んど地に墜んとす、孝允等之を愛へて、永井を退け、其部下を説破す、茲に於て孝允撰まれて永井の後を襲ひ、天下初て之を畏敬す、爾來長藩は馬關に外國船を砲撃し進んで攘夷の實を完ふせんとし、諸藩は天下の形勢を見て容易に動かさず、京中徒らに紛擾して、皇家其途に迷へり、然れども幕府外交の避く可からざるを知り、勢力を以て攘夷の詔勅を無効ならしめ、又長州を京師より追へり、當時孝允摺紳及び藩主の間に周旋して頗る力を盡すと雖も未だ微にして幕府の勢威に對抗すること能はず、隠忍して時機を俟ち、且つ其情勢を探るに怠らず、時に文久三年八月なり、藩主代理吉川盛物即ち兵を引て京を去り、三條以下七卿亦京を遁る而して河原町藩邸に留るもの僅に十八名のみ、孝允此中に在り、元治元年六月會津、桑名の兩藩長藩士の多く京中に潜みて事を舉んとするを聞き、三條の池田屋に長人を襲ふて數名を殞す、實は桂、久坂の二人を殺さんと欲せしなり、而も孝允は、對馬藩邸に匿れ、久坂は京にあらざりしを以て俱に無事なるを得たり、此年長藩兵を擁して上京し、禁闕を犯さんとして幕軍其他の兵に破られしも、孝允尙は對馬藩邸に潜みて去らず、尋で幕府の搜查嚴なるにより、愛妓幾松の庭に隠れ、或は三條橋下の非人間に入て其動靜を探るに怠らざりし、然れども形勢日に非にして、又捕吏の探究急なる爲め、遂に但馬（一に丹波に作り）に逃れて商價に變じ、後國に入て事を策す

是より先、長兵の京師に敗るゝや、逃れて國に還らんと欲す、途にして藩主の兵を率ゐて來るに會す、即ち與に西に歸る、未だ山口に達せざるに、所謂俗論黨なるもの國內に起りて、一方の暴舉を實む、因て正義派なるものと二分して相争ふ、時に幕兵其四境に迫りて罪を問ひ、遂に福原増田以下の屠服となり、孝允と志を同ふする宍戸、清水の徒十數人前後皆な殺さる、故に正義派憤起して、俗論黨を斃し、孝允を招く、茲に於て孝允初て國に入る、高杉晋作素り孝允と相知る故に事を俱にせんと欲して其所在を求むれども得ず、後孝允の還るを見て深く喜ぶと雖も、己れ俗論黨を屈せし後なるを以て、其功に誇り屢ば孝允を罵ることあり、孝允争はずして唯だ君國の爲めに力を盡す、故に高杉其度量に服せり、藩主孝允を以て大監察に任じ、政務坐を總裁せしめ内政、外交、兵務等悉く之を其手に委て、且つ其を名を木戸準一郎と改めしむ、孝允即ち大村益次郎を擢で、闕式に準じ其兵制を定めしめ、己れ山田宇右衛門等と共に内政を整頓して過激の徒を抑制し、博く諸藩の有志と交り、専ら其基礎を固む、慶應二年、幕府再び長州を伐つ、長兵奮戦して屢ば勝利あり、幕府時に征長を不可とする者多く、且つ將軍の薨去あり、又天子の崩御ありしを以て、令して天下に大赦し、遂に征長の兵を解く、此時に當て土州の浪士坂本龍馬、薩長連合を計畫し、或は木戸を説き、或は西郷、大久保を勧め、周旋、盡力殆んど至らざるなし、茲

に於て長藩主木戸に命じて其衝に當らしむ、當時高杉普作其議を不可とし、盛んに反對の説を述べ、木戸之を憂ひて百方高杉を慰諭し、事漸く成る、尋で木戸薩摩に使し、歸途長崎に於て幕吏の爲めに捕はれんとし、大村藩士渡邊昇の助けを得て其難を免る、尋で天下の形勢一變し、將軍は政權を奉還し、七卿以下毛利父子は其官位復舊を許され、其紛紜の結果鳥羽、伏見の戦となり茲に維新の業成らんとし孝允は、明治元年正月召されて朝政に參し、總裁局顧問となり、外國事務を管せり、當時孝允以爲らく徳川氏倒れて列藩尙は四方に割據せば維新の業遂になすなきに至らんと、是に於て長藩主に説くに、版籍奉還の事を以てす、舊主之を諾し且つ曰く戦後の士氣鬱勃として鎮まらず、故に時機の熟するを待て事を發せよと孝允感泣して退き、又聖駕に扈して東京に出づ、一日大久保と國事を談じ、版籍奉還の事に及ぶ、時に朝廷國費の不足に窮す、故に大久保薩藩の石高十分の一を献せしめんとする意あり、之を聞て節を擧て其舉を賛し、京に還て更に土肥の二藩を説き、内意略ぼ定る、因て明治二年四藩連署して土地人民を奉還せんと請ふ、是れ封建の制廢せられて、王政舊に復せし初にして、其功は一に木戸の獻策、創案に基けり、此年孝允、待詔院學士に補せられ、賞典祿千八百石を賜ひ、從三位に叙せらる、同年九月孝允官を辭して函根に遊ぶ、偶ま會藩の舊臣來つて、一藩の窮狀を救ひ、舊主の寛典を得んことを請ふ、孝允

其情を感むと雖も公私混同の恐れあるを憂ひ、遂に藩主に説て白米三千石を支出し、之を以て會藩の士民を賑恤せり、尋で自己の官祿を辭すこと再三許されず、同三年二月山口藩兵制を更革して隊兵を解く、應せず、迫て藩廳を圍む、之れ賞祿其平を得ざるよれり、孝允走せて國に趣き之を解散せしめんと欲す、兵士聞かず、又孝允を圍む、孝允近れて馬關に走り、三好、野村の諸氏と兵を出して之を撃ち事漸く平ぐ、世に之を脱隊騒動と謂ふ、五月藩の世子に従つて薩摩に入り歸京の後、山縣篤藏に語つて新聞を創す、是れ曙新聞の前身にて、發行所を神田今川小路に置き「日新堂」と稱し、其新聞を「新聞雜誌」と題して毎月六回發行せりと云ふ、同四月孝允、西郷、大久保、板垣等と謀りて薩長土三藩の兵約十七大隊を徵して親兵となし、兵部省に隸せしむ、同年又西郷と約して廢藩置縣の事を行ふ、蓋し此際、鳥尾、野村、山縣、井上の諸子偶ま此議を案して二人に圍れるが爲めなり、而して木戸は藩籍奉還の當時己に之を計畫せりと云ふ、同年九月岩倉大使の歐米を巡回するや、孝允、即ち大久保、小松、伊藤の三名と共に之に隨行し、十一月東京を發し、同六年七月歸京す、時に國內征韓論己に決し、西郷、板垣、後藤、副島、江藤皆な其議を賛す、孝允、岩倉、大久保、伊藤の諸子と共に反對の意を呈し、天子親裁の上、不可に決す、西郷以下官を辭し、孝允歐米巡回中の計畫大に齟齬せり、然れども孝允事情已ひなきを以て大久保等

と協力して國事を經營し、皇威の振興を怠れり、同七年佐賀の亂あり、茲で臺灣征討の議あり、孝允議合はすして退く、同八年井上馨官を罷めて大阪に在り、大久保、維新功臣の分散を嘆き、大阪に會合して俱に國事に盡せんことを議す、孝允亦入りて參議に任せられ、茲に地方官會議を開き、孝允議長となる、爾來力を國政に盡すと雖も、偶々板垣の民權論、島津久光の保守論出で、又朝鮮江華島の事件より久光は三條大政太官を彈劾して志を得ず憤然として其職を退き、板垣も亦朝を去れり、孝允自ら朝鮮の衝に當らんとして病の爲めに果さず、九年六月東駕に扈從して東北を巡回し、歸京後、華士族俸祿所分に就て大に政府の刻薄なる點を論議す、行はれず、尋で東北諸縣に土民の蜂起あり、又西國に熊本、秋月、萩の變あり、孝允之を憂ふ、續て西南の役起る、時に孝允聖駕に従つて西京に在り、頗る畫策する所あり、病再び發し、五月廿六日京都の客舎に歿す、年四十四年なり、

大久保利通

福羽美靜子の談なるものに曰く、「美靜が讀みたる千卷の書よりも大久保が讀みたる十卷の書用を爲し、大久保が讀みたる十卷の書よりも、西郷が讀みたる一卷の書用を爲す可きを思ひたりと、」



蓋し二英雄の長短は、自から存せしならんも、其軒輊の大略は右の如くならんか、又河村伯の言に曰く、「大久保は如何なる難局に當ても巍然として動かさること泰山の如く、從容笑を含んで事を處す、近世無比の英物なり、西郷南洲は其性質淡如として雅量に富み、磊落にして裕達なる、實に千古の英傑なり、然れども忠實者の言を借するの一辭あり、故に斯る者の謬見より若し某々を誦ることあれば、其後如何に辨疏すれども翁の心を回すこと能はず、是れ白璧の微瑕なり」

と、此近世の英物と千古の英傑とは優秀上、或は千里の差あらんか、然れども南洲、甲東の技量人格はかほせの相違ありとも思へず、唯だ甲東は精悍、堅忍、其主張に急にして雅量乏しかりし爲め、人心歸服の途を得ず、隨て南洲に下ること數等と認められしが如し、今其略傳を掲げて前者との對照に傳す。

大久保利通は幼名を正助と云ひ、後市藏と改む、天保三年鹿島島鍛冶町に生る、父を次右衛門と

云ひ、小性組に列せり、其家後に甲突川の東に移る、故に甲東と號せり、幼にして沈重、寡欲更らに言笑せず、自ら一郷兒童の魁首となりて、之を天皇組と稱す、家貧にして多く書を購ふ能はず、時に他人に借りて講學に資せり、稍や長じて藩士伊藤茂術門に就き陽明學を修め、又西郷隆盛、吉井友實等と俱に隅元某の門に遊んで佛書を學び、兼て坐禪を修すること三年稍や自得する所あり、是れ將來事に當りて大功を成就せし一因なる可し、利通は西郷、海江田、大山の三士と同郷なるにより、共に往來して講學を勧め、或は事を談じて切磋せしと云ふ、年二十にして藏方下代となり、累進して西丸側役となる是れ久光の居所にして、齊彬其側役に命せしなり、人以て異數となす、後齊彬の家督を久光に譲らんとするや、一藩動搖して二派に別れ、西郷、海江田等は尙早論を唱へ、其反對者を目して奸黨となし、一時斬姦を企て、大久保を加盟せしめんとす、利通肯んせずして曰く、此舉俄に行ふ可からずと、海江田已に大事を語りて利通の聽かざるを遺憾とし、更に先君大忠公の廟に謁して神符を受く、是れ舊來藩士の此神前に方向を決する習慣あればなり、時に神慮之を可とす、海江田喜んで大久保に示し、其同意を強ゆ、利通曰く、神慮之を可とするは固り大跡の決を示すなり、事の前夜、緩急を計るは一に人力に在り、今回の舉今俄に行ふの用なし、而も輕舉事を誤らば却て神慮を害せんと、海江田、利通の嚴強にして神慮にだも應

せざるを怒り、憤然として去る、時に齊彬藩士を戒諭し、又家督相續の件を延期す、一藩漸く靜る、論者當時利通の見を以て聰明となし、西郷、海江田等の器を目して輕忽となす、然れども一は齊彬に仕へて信任を得、一は久光に侍して親昵を得、故に情誼に於て和せざりしは當然の事と謂ふ可し、是より先、米艦浦賀に來り國中騷然たり、時に海江田江戸に在り、藤田東湖に會見して意中を語り、且つ西郷、大久保の人物を告ぐ、後西郷の東湖に知られしは蓋し海江田の紹介あるによれり、海江田尋で二人の東上を促がす、翌嘉永七年西郷、齊彬に従つて江府に來る、時に中小性たり、而して利通來ること能はざりし、爾來西郷は江戸、京攝の間を往來して摺紳、要路の人と交り、且つ國事に盡さんとして其名漸く現はれ、而して利通の名未だ知られざりしは、自から長幼の別ありしが爲めならん、爾來天下の形勢益紛亂して志士四方に起る、利通亦大勢に激して同志と盪り、藩の富豪森山桃園の出資を得て、藩籍を脱し、將に京に上らんとす、久光之を慰諭して時機を待たしむ、而も飛報頻りに來て有志の活動を勸む、因て久光を擁して上京を請へども、久光諾せず、志士等怒て藩士爲めに分列を生せんとす、利通曰く、吾等譜代の臣下として君意に反す、之れ忍ぶ能はざる所なり、然れども上京の急を知るは敢て諸君に讓らず、唯だ君臣の義を破り、單獨事を成んとして一敗地に塗れば人の笑を如何、要は大事の成就に在り、諸君強て

輕率を行はんとせば先づ吾が頭を斬れれど、衆爲めに止る、己にして江戸に大獄起り、天下の志士を捕へて之を斫る、安政五年の獄是れなり、尋で井伊直弼櫻田に害せられ、和宮將軍家に降嫁し、歐米の諸國頻々として來り迫る國家の多事名狀すべからず、是に於て利通同志と俱に君側の臣に説き、又國老小松帶刀に語て久光を動す、久光國政漸く定り、又機の熟するを見て文久三年兵を率て上洛す、利通先つて上洛し、薩臣中山忠左衛門の近衛公に量りし顛末を復命す、久光近衛忠房に就て献言し、尋で江戸に下る、五月勅使の東下に會ふて之を護衛し同年六月京に上る、途武州生麥を過ぐ、時に英人二人騎馬にて前驅を亂す、家臣怒て之を殺す、英公使幕府に訴て嚴に其處置を促す、幕府因て薩藩に命じ其償金を出さしむ、當時利通、吉井友實と俱に重臣諏訪某に代て幕府に使し、其談を聞て耳聾する爲し、幕府、薩藩を討する事となし、我藩亦用意ありと陳す、幕府の國老再三其否らざる由を言ふ、利通遂に逆上を辭として席を退き、國に還て藩主に告ぐ、是より先久光の上洛すや、諸藩の浪士之を擁して事を舉んとす、久光利通及び大山を遣て之を諭す、聞かず、二人即ち數人を斬る、事漸く鎮る、所謂寺田屋事件の變是れなり、蓋し利通の世上に名を知られしは一に久光上洛の時にあり、後土佐の坂本龍馬、薩長の間を周旋して其連合を策す、利通、隆盛之を贊し、事遂に成る、慶應二年幕府再び征長の軍を發せんとす、利通乃ち大坂城に

抵り、關老板倉周防守に面して具に天下の大勢を述べ、其機宜に適せざると、且つは施政の弊害を痛説す、議論剴切、事理明瞭なり、幕府其言に服し、又薩藩の幕府を助くる意なきを知て、利通を疑ふ、幕府急激の徒、利通を惡んで之を刺さんとす、利通居所を定めずして其害を避く、一日激徒居家を知て階下に窺ふ、利通時に階上に在り、大刀を揮て下り迫り、大に呼で曰く大久保一藏此に在り、吾を窺ふ者は誰ぞと、激徒勢ひに吞まれて散す、近藤勇又之を途上に要撃せんと欲し、遂に其踪跡を失せり、慶應三年徳川慶喜の大政を奉還せんとするや、廷臣議して決せず、大久保、西郷等進んで聽許を迫る、就中利通は慶應元年家茂將軍の辭職に際しても之を望めり、故に今回其説を持すること堅剛にして且つ峻嚴を極む、幕府已に政權を還し、朝廷總裁、議定、參與等の職を置き、舊風を一洗して薩長土の三藩に禁裡の警衛を任す、利通其議に與て尤も力らあり、故に參與に任せらる、明治元年幕軍伏見、鳥羽の戰に破れて東に走る、利通因て議を上つて都を大坂に移さんことを請ふ、聽さる、聖上彼地に幸し、後東京に移る、此東都を帝京に奠むる事は何人の意に出でしや明かならず、當時廟堂資財乏しく、爲に富豪の金を借る、利通之を發へて先づ己れの藩主に説て封土十萬石を献せしめんとす、木戸孝允等更に藩籍奉還の議を出す、利通其説を喜んで俱に土肥二藩を德應し、遂に郡縣の基を定むるを得たり、七月參議に任せられ、賞典祿

を賜ひ從三位に叙せらる。利通之を辭す聽されず、因て之を勸業寮の費途に献ず、同四年岡山藩の從卒英人を神戸に斬り、高知藩人佛人を堺に殺す、外交頗る困難を加ふ、利通、木戸、小松等と共に盛んに開國論を主張し、漸く攘夷の氣風を變ずるを得たり、是に於て大使を歐米に派遣するに決し、利通、木戸、伊藤の三名と與に副使となり、岩倉大使に從つて彼地を巡回し、翌五年三月に至りて歸朝し、條約改正の議を呈し、尋で再度歐米を展覧し、宇内の形勢を視察して還る、時に征韓論の沸騰して已に決するあり、利通、木戸等と之に反對して廟堂爲めに分列す、利通内務卿となり徵兵令を制し、地租改正を行ふ、明治七年佐賀の亂あり、江藤新平、島津勇等其兵を率ゆ、利通行て之を鎮せり、此年又臺灣の事あり、西郷從道全軍に都督として將に發せんとす、英米の公使等中立規則を守りて船艦并に其國人の傭役を辭す、西郷聽かず、其艦船を將て觀を翻んとす、利通命を奉じ往て西郷を諭し、高砂、社寮の二艦を購入して發せしむ、清國之を見て異議を狭む、時に利通全權大使として清國に趣き、談判數回に及んで決定せず、怒て去らんとす、英公使ウエード其間を調定し、償金五十萬兩を得るの約をなして還る、時に詩あり、曰く。

奉勅單航向北京、黑烟堆裏蹴波行、和成忽下通州水、閑臥蓬窓夢自平。

當時以爲く、談判好果を得ず、國民必す己れを責めんと、歸れば全國毎戸に、國旗を掲げて之を

祝す、利通其意外なるに驚けりと云ふ、已にして民權論起り、木戸、板垣以下復古の功臣多く廟堂を退く、利通深く之を憂へ、會議を大阪に開きて協和一致の要を説き、與に東京に歸る、木戸、板垣尋で參議に任せらる、而して會議の結果地方官會議及び元老院の設置あり、明治十年西南の役與るや、利通畫策尤も多く、同年又内國勸業博覽會を開き、自ら其總裁となる、此事尤も技量の非凡なるを示すに足れり、戰後功を以て勳一等に叙し、正三位に進む、同十一年五月十四日參朝の途次赤坂喰ひ逃に於て石川縣人島田一郎以下六名の爲めに刺れて死す、年四十七なり。

橋本左内

嘉永以來勤王、攘夷の論起りてより、海内の豪傑蔚然として四方に出づ、其生死の遲速、功業の大小固り一様ならざれども、互に雄を競ひ、智を展ぶる狀、眞に盛んなりと謂ふ可し、此時に當りて短軀、美貌、一見女子の如くにして、而も博覽卓見、能く時勢を洞見し、雄辨にして豪毅、沈着にして果斷なる人傑越前に出づ、是を橋本左内と云ふ、蓋し當時の人物中之と並ぶ可きものを求むれば獨り木戸孝允、勝安房の二人あるのみ、唯だ恨むらくは左内早く死す、是れ越前藩の不幸のみならず、實に我國家の大損害と謂はざるを得ず、

左内は越前の藩醫某の子なり、名は綱紀、字は伯綱、景岳又は黎園と號す、左内は即ち俗稱なり、又櫻花晴暉樓と號す、是れ宜長の和歌、大和心の意を取れるなり、幼にして郷國に學び、十二歳にして宋史を讀み、岳飛の人となりを欽慕して自ら景岳と號す、十六歳にして出て大坂に遊び緒方洪菴の門に學ぶ、是れ故國の良師なきと、其見聞の偏狹を恐るればなり、居ること三年蘭書に因て醫法を窮む、偶ま父の病あり、郷に歸て其業を繼ぎ、早く一家をなせり、二十一歳にして藩命により江戸に出で杉田成卿、坪井信道等の塾に遊び、其學大に進む、既にして國に還る、時に藩公春岳、學制改革の志あり、因て左内を擧げて提學となし、其醫員を免ず、左内即ち獻策して宋儒の學を斥け、平に新學を起し、別に洋學専門を開き、又兵學、物産、數學等を加へ、身を以て子弟を統率す、是に於て宿弊忽ち革り、一藩翕然として化に向ふ、爾來江戸、越前の間を往來し或は藩政を助け、或は幕府に獻策し、又出て四方高名の士に交り、以て國運を挽回せんと欲す、一時の名流皆な左内の俊傑たるを知る、而も藩士之を覺らざるものあり、故に同藩の家老鈴木主税、一口藤山東湖に面して曰く、方今天下に人才乏しと、東湖對て曰く、貴藩に橋本左内あり、年壯なるも才學、識見共に兼備す、豈に天下に其人なしと謂んやと、當時左内年二十二なり、又幕臣川路聖謨、人に語て曰く、此夜初て橋本を見る、其言論剴切なる、吾が半身殆んど截り取ら

れたるやの感あり、吾れ人に接すること多きも、未だ彼の如くなるものを見ずと、又武田耕雲齋の如きも初て左内に面するや一見舊の如く、其曠才を嘆じて曰く、東湖の死後復東湖ありと、其世に重んぜられしこと以て見る可し、又嘗て水戸藩臣の家に於て西郷南洲と相逢ふ、當時互に多く語らず、南洲見て以て輕薄者となせり、後數日を経て左内、南洲を其寓に訪ひ國事を論ず、時に南洲、健兒を集めて庭上に角力を取らしむ、冷眼左内を見て曰く、予は未だ國事を知らず、唯だ角力を事とするのみと、左内聽かず、諄々として天下の形勢を論じ、未來の安危を説く、事々肯綮に當り、言々剴切を極む、殊に左内は春岳に接して幕情を知ること審かなり、故に見る所、草莽浮浪の士と同じからず、南洲黙々として聞くこと數時、翌然として形を改め、畏敬其辭色に見はる、翌日南洲往訪して深く前の無禮を謝し、爾來莫逆の交を結びしと云ふ、南洲後日人に語りて曰く、橋本は之を刀劍に譬ふれば畏る可き名作の新刀に類す、外觀甚だ美ならざるも、其切味の銳利なる實に海内無比なりしと、其人に卓絶せること以上偉人の數言に因て明かなるを得可し、安政年間將軍家定其嗣子未だ定らず、春岳一橋慶喜の大器にして聲望あるを知り、迎て宗家を繼がしめ、以て國難を救ひ、公武の間を調和せんと欲す、左内之に同じ、命を受けて京師に出で、青蓮院の宮を始め、鷹司、三條等縉紳の間を周旋し、又天下の志士と圖りて外國との條約

は勅許批准を朝廷に請て、然る後實行す可しとの議を定め、又將軍の繼嗣は賢明、年長、輿望を兼ね備へたる一橋家を立つ可しとの降旨を内定し、將に公表せんとして、家定薨じ、大老伊井直彌、紀伊の公子家茂を策立し、同時に大獄を起して海間の志士を捕ふ、而して左内は陪臣の身を以て僭越亡禮の擧を企つと云へる罪名を設け獄に下され、翌安政六年十月七日遂に小塚原に斬らる、年二十六なり、左内幕吏の訊問に逢ふや、一も隠す所なく昂然として曰く、繼嗣に長賢を撰みしは國家の爲めなればなり、外事に勅裁を請ひたるは朝廷を重んずればなり、是れ我主の命する所にして、臣實に奉體して周旋せし所なりと、幕吏爲に形を改めしと云ふ、又獄中に在て通鑑を註し、漢記に至りて刑に就けりと傳ふ、嘗て獄制を論じて其弊を慨し、又改良の法を述ぶ、其事殆んど晩近の米歐制度に似たり、人以其達識に服せり、明治廿四年四月朝廷之れに正四位を贈る。

坂本龍馬

維新の變、藩長連合して幕府を倒す、而して二藩の約を成就せしめたるは實に坂本龍馬の力に在り、當時土佐の藩中後藤、福岡、武市、中岡の諸人あつて、名を一時に成せしと雖も、精悍絶

倫なるは獨り龍馬を以て最となす可し、龍馬は土佐の藩臣にして其家祿百九十六石を食めり、父を長兵衛と謂ひ、母を幸と呼べり、龍馬天保六年十月十五日を以て國に生る、少年愚の如く、郷黨齒するを耻づ、稍や長じて藩士日根野某に従つて劍法を學び、又學を修めて嶄然頭角を顯はす龍馬水泳を某に學んで、日々其術を試む、一日暴風雨あり、河水氾濫して濁水横流す、龍馬、篋笠を纏ふて其場へ赴く、師曰く今日何ぞ然るや、對て曰く有事の日暴風雨の爲めに水服を廢す可からず、其急に當て事を完ふするは平素の練習に在りと、遂に水中に飛入て其技を試む、師之を壯とす、後父に請ふて東上し、千葉周作の門に入て劍を學ぶ、數年にして儕輩に擡んず、當時尊攘の論盛んに起り、龍馬亦慷慨國を愛ふ、安政元年藩主山内豊信、大老井伊直彌の爲めに嫉視せられ、其國に幽せらる、藩論沸騰し、物情騒然たり、龍馬、武市半平太と俱に倉皇國に歸り大に爲す所あらんと欲し、共に大坂に出で、水路兵庫に入る、時恰も晩秋皎月天に懸りて萬波金蛇を奔らし、遠く内海の諸島を照して風景言ふ可からず、龍馬、武市と舷端に昇り、偶々英艦の進航するを見て顧みて曰く、嗚呼壯ならずや、彼れ精銳の大艦兵器を持って威を世界に振ふ、其小國を厭すること眞に偶然にあらざるなり、吾輩口に攘夷を叫び、海防を唱ふるも其策や則ち兒戲のみ、豈に迂濶ならずやと、蓋し龍馬は當時攘夷、鎮港の恐を自覺せり、而も尙ほ之を口にして討

幕を圍りしは一に舊風を打破して人心を新にし、政權を王室に歸せしめんと欲せしか、或は己れ
の力量を示して大名を成さんとせしに過ぎず、天下の勳王、討幕を主張せし豪傑亦此類のみ、然
れども龍馬の夙に之を覺りしは眞に卓見と謂ふ可し、歸藩後討幕の論旺んにして武市等水戸長州
の二藩士と謀り、密に詔を請ふて事を舉んとす、龍馬舉げられて遣長使となり、萩に到て久坂玄
端等と議し、更に島津久光の東上を擁して素志を達せんとす、事破れて藩を脱し、才谷梅太郎と
變名して江戸に出づ、當時藩主一氣船を購ひ、又高松太郎をして勝安房に就き航海術を練習せし
む、高松は龍馬の甥なり、故に其紹介を得て龍馬亦勝に屬して、海軍の事を學べり、勝其才を愛
し、爲めに越前の春岳公を介して其罪を土佐公に謝せしむ、已に許されて國に歸る、慶應元年征
長の軍起るや、龍馬、中岡慎太郎と共に九州に赴き、薩長土の連合を圖り、俱に幕府を倒して、
國政を一新せんと欲す、尋で京師に出で、伏見に移り旅館瀬戸屋に居る、主婦を登勢と云ひ頗る
俠氣あり、勸めて阿良を娶らしむ、阿良閑雅にして勇慧なり、後龍馬と俱に各地に流寓し、夫を
助けて功を立てしむ、然れども龍馬の歿後素行修らず、遂に舊知に棄てられ陋巷に死せり、龍馬
の伏見に居るや、西郷、大久保等に説きて再度薩長の連合を策し、自ら長州に使し、歸て世の動
靜を窺ふ、幕吏龍馬の討幕説を主唱するを知り、一夜襲ふて之を斃さんと欲す、其數二三十人、

主婦に欺かれて西階に向ふ、龍馬東階に在りて之を聞き、三好、大里と俱に奮戦して數人を斬り
近れて藩邸に隠る、慶應二年幕府再度征長の軍を起して海陸より砲撃す、當時薩藩連合の内約あ
りと雖も天下の耳目を憚りて未だ公に長州を助けず、龍馬薩の小松帶刀に請ふて薩の浪士を叫合
し、來て長州を救ふ、高杉晋作大に喜び延て參謀となす、七月三日龍馬長の三艦を假て曉霧に乗
じ、幕艦を襲ふ、幕艦長板本武揚之と應戦して終日勝敗を決せず、爾後相持して下らず、偶々將
軍の薨去ありて討長の議遂に已めり、龍馬復薩摩に入る、會々後藤象次郎藩命を受けて軍艦購入
の爲め長崎に來る、龍馬之を訪ふて其能を知られ、後召されて海援隊長となる、當時藩主公武の
調和を圖り、且つ國政の歸一を望む、故に重臣後藤、神山、福岡を遣て將軍に政權返上の議を呈
せしむ、將軍諸侯以下を二條城に會して之を議す、龍馬、小松、後藤等と俱に之を賛す、茲を以
て幕吏に惡まる、十二月十二日龍馬寓に在て中岡と國事を論ず、會々二名の士來り刺を通ずるも
のあり、未だ迎へざるに其室に入て龍馬を斬る、一人又中岡を斃す、龍馬刀を執る及ばず、遂に
刺さる、浪士相見て微笑し、其時義經少しも騒がずと謠曲を謠ひ悠然として去る、或は謂ふ此二
人は近藤勇、土方歳三なりと、龍馬劍を杖て起ち中岡を顧みて曰く、刺客の行爲非法にして惡む
可しと雖も、其剛膽は賞す可しと、遂に絶命す、年三十三なり。

菊地容齋

明治の畫家、芳崖、直入、曉齋、雅邦以下其大名を成せし人甚だ多しと雖も、識見高邁にして故實に明に、技量拔群にして、一世を厭せしこと菊池容齋の如きは他に殆んど類例を見ず、容齋實名は武保、量平と稱す、其先は肥後の菊池武時に出づと謂ふ、容齋幼にして穎悟好みて書を讀む、年十八にして高田圓乘の門に入て狩野派の畫を學ぶ、研精、努力、夙夜怠ることなし、圓乘教て曰く、畫を學べば須く古法を博綜し、之を精撰して其佳なるを執り、敢て一派、一家の格法に泥む可からずと、容齋其言を服膺し、廣く古今先哲の遺蹟を研鑽して、遂に一機軸を出せり、就中舊來の歴史畫を變じて故實と一致せる新派を開けるは實に應仁以來の卓見家にして其功の大なるは彼の維新の功臣等と撰ぶ所なし、容齋の筆致は探幽、應舉、文晁の雅趣を抜き、之に加ふるに古土佐の法を以てし、更に嚴正なる故實を交ゆ、故に後人及び易からずと雖も、思想、力量共に具備して容齋の妙を學べば、確に一世に卓出するを得可し、容齋常に人に語て曰く、凡そ物を寫すは必らず實に據らざるを得ず、山水を寫せば宜く先づ勝景を探討すべし、古人を寫さんと欲せば宜く先づ當時の衣服、器玩、宮室の制を探る可しと、主として京畿の間を漫遊して博く古

祠舊刹及び名門大家の藏品を寫生して考證の資に供す、斯の如くすること毎年、益正確を加ふ、嘗て吉野に遊んで如意輪堂に詣づ、寺僧曰く、聞く子は畫に精妙にして且つ南朝忠臣の後なりと、請ふ後醍醐帝の像を畫けど、容齋感激して之を諾し、馳せて京師に抵て、天皇の遺品たる衣冠其他を拜觀し、齋戒、沐浴七日にして始て筆を下し其御像を繪けり、容齋の繪畫に忠實なる斯の如し、又一日知人某來て告て曰く、某華族一日先生を招じて席畫を請へり、若し命する所に従つて筆を執れば謝金は望む所に任せんと、容齋佛然として曰く、吾れ貧にして食の爲めに丹青を常とすと雖も、座輿を助けんが爲めに席畫を試み、且つ命の儘に筆を執るが如きは辱しとせざる所なり、敢て辭すと、又大久保一翁と懇親を審ね、一日一翁、容齋を伴ふて某侯の邸に遊ぶ、時に畫家數名あり、皆な宴に待して或は踊り、或は謠ふ、容齋儼然として一語を交へず深く之を卑しむ、諸人慰めて漸く事なきを得たり、容齋の畫世上に多く存すれども前賢故實の一書尤も著はる、此書載する所百餘人、別て十卷となす、關白藤公之を孝明天皇に獻す、天皇深く感ずる所あり、既にして和氣清磨に神號を賜ふ、或は曰ふ、是れ關畫の致す所なりと、今上亦其畫を嘉賞し、日本畫史の稱號を賜ふ、容齋亦勤王の志あり、故に楠公湊川の戦ひ、櫻井驛正行父子の袂別、兒島高德櫻樹を削るの圖等を多く畫て人心を感奮せしむ、其筆軽くして宕跌の風なしと雖も奇峭眞に愛す

可き點あり、年八十八にて奇畫を米國博覽會に出品して賞牌を受け、同時に又内國博覽會にも出品して賞を得たり、明治十一年六月九十一にて歿す、容齋至孝にして人倫に厚く、禮讓を重んず、故に人の之に反するものあれば必ず怒て面責す、或人其挾量を戒む因て其號を容齋と改む云ふ。

勝安房

四立彈飛下。三逢白刃圍。二収敗散卒。回首事々非。高議駕超群。崇論招衆議。東台戊辰天。鶴泗橫舊衣。

是れ海舟戊辰追懷の作なる可く、其危険を冒し、國家を憂へ、舊主の爲めに神心を勞せしこと略ぼ想ひ見る可し、蓋し幕末に際して三百の諸侯大小となく皆な舊恩、情誼を忘れ、江戸城引渡しの當時は又一人の出で應接、周旋するものなし、而して八萬騎の旗下名士甚だ乏しく、唯だ紛々獄々として善謀を策するなし、此時に當て幸に勝、大久保、山岡、板本以下數人の傑士出で、或は智勇を以て事に當り、或は才識を以て輕重を圖り、一は國家、人民の安きを致し、一は掉尾の勇を示して奮恨の情を散せしことは、聊か以て徳川氏の爲めに喜び、又歴史の花として誇るに足れり、



就中勝安房の如きは鷄群の鶴に似て超然儼叢の上に出で、技量、識見遙に卓絶せるは又諸名士中の兄位に在りと稱せざるを得ず、故に本篇最後の一人物として其傳を記すること次の如し、

海舟の談話筆記に曰く。

高島秋帆が講武所の組頭となり、砲術師範役となつた頃、私は極く軽い身分で、四十俵取の小侍であつたから、貧乏凌ぎに筆耕などもしたことがある。

後には秋帆と全役で砲術師範役にもなつた、併し私は幕府に出仕してから十年の中に十一度も轉役を仰せ付かつた程の亂暴者だつたから、随分種々の出來事に出逢はしたよ。

米國にも長らく行つて居たが、歸朝してから、勝は米利堅へ行つて何をやつて來たらうなと云ふことからして、時に讒者の舌頭に罹つて種々無形の世評を立てられ、ともすると、當今の世界主義とでも云た様な主義でもあるかの様に言ひ廻されて、勝は政治方面に置てはならぬと云ふ所から、其頃、番書取調所の副總裁に任せられた、當時の同役は古賀精一で、彼の笑作麟

詳などは教授の役を勤めて居た、併し私の器量は番書取調所など閑散人のやる仕事は一向好まぬ所から一切の事務は古賀一人に任せてしまつて、自分は麻上下を着けたまゝで、毎日ゴロ／＼と寝ころんで計り居たのである。

ソウすると、其時分目附役と云ふものがあつて、諸役所を見廻つて歩く、番書取調所にも淺野次郎八と云ふ御目附が始終見廻つて来て調べるので、勝は何時見ても肩衣も取らず、寝ころんで怠けて居て丸で事務を放擲して居るらしいから、之を其儘にして置くは御目附の落度になると云ふ所からして、其事實を參政に密告する、參政が之を老中に上進すると云ふイカサマ危うい騒ぎになつて来た、

斯くする中に私は又海軍に身を入れた、何んでも外國と云ふものをドシ／＼若手の連中に目撃させねばいかぬと思つたから、大に留學生を奨励したが、其結果として榎本などが愈よ和蘭に渡行することゝなつた。

之れから、講武所師範役となり、又海軍奉行などゝなつた、木村芥舟が、海軍奉行になつてからは、諸家の船艦を支配し得る様になつたので、海軍は漸次其勢力を得る様になり、將軍家上落の際、其御供を仰せ附かつた、それで幕府は愈よ海軍を擴張せねばならぬと云ふ必要を直接

に感じたので、機運は漸次面白くなつて来る、斯くする中に、井伊掃部守は水戸浪士に切られた、幕府では對手が水戸家と云ふ所から、自然其浪人の探偵を等閑にすると云ふ始末で、天下は次第に亂れて来て、浮浪の士が諸所に蜂起して、幕政を非議する向もあるもので、幕府の重役人は、鳥度今の大臣連中の様に、警護の供廻りに擁せられて往來すると云ふ有様だ。

私は段々世の中が亂れかけて来るのを見るにつけ、ドウしても人物を養成するのが目下の急務であると覺つたから、神戸に海軍所を設置して凡て海軍に關する事柄は、非常に調査した、其當時未だ神戸の必要に人が目を着けなかつた際に當つて、私は大に神戸の開発を率先して苦心を極めたので、海軍所も追々盛大になる、諸藩の有志家も夥だしく私の門下に来る様に成つた其所で私は既に門閥、階級と云ふものが大に國家の進運を妨害すると云ふことを悟り得たから其弊害を打破して遣らうと思つたが、如何せん、幾百年來の慣習は、全く親譲りの格式に甘んじて、上を笠に着ると云ふ有様だから、中々一朝、一夕に斷行されるものではなかつた、其點から見ると、海軍の方は流石歐洲文明の風に吹かれて居た丈けあつて、門閥を打破して、大に人才登用の道を開くの便を得たのである、夫はなせかと云へば陸には山河、丘陵と幾百千の難關要害もあるけれども、海には米國も日本も唯是れ一葦葎水で、誠に四海同風と云ふ有様だから

らである、特に海軍事業は尤も新奇の軍備であるから能く人才を登用し得た譯だ。既に幕府の方針も陸上より海上へと移つて來た位だから、無論外國との交通は頻繁となりて、海軍所は愈々盛大を來した、殊に薩摩藩からは多くの門下生を出した、長州も始は入門するものが多かつたが、彼の長州征伐の一件よりして、ひどく幕府を厭ひ、延て海軍所までも敵視する様になつた。

斯くする中に、諸藩には急進、過激の人士を多く出し、幕府の方では次第々に大人物が少なくなつて行くと同時に、私は追々累進して、海軍操練所教授方頭取となり、夫れから元治元年には海軍奉行となつて、將軍家上洛の御供をした、而して私が千變萬化して居る中に幕府も遂にあの通りとなり、残るものは獨り老骨の勝海舟が、今も猶時々脾肉の嘆を發する氣概があるのよ。

以上は一筋の自叙傳に似て海舟の人となり、經歷、當時社會の狀勢等歷々目視するが如し、蓋し海舟は幕臣なるを以て別に勤王を口にせざるも其開國主義者たり、門閥打破者たり、人材養成主義者たることは右の談に因て證明せらる、而して其茲に至れる所以は夙に蘭學を修め、又高島秋帆、佐久間象山其他の先輩に接して泰西の事情を知り、我上下を打て一團となし、博く世界に當

るの必要を看破せしによれるならん、今幼時よりの略歴を記して右の欠を補ふこと次の如し。

勝安房は本姓物部、大連尾與の苗裔と謂ふ、初めの名は義邦、麟太郎と稱す、後從五位下安房守に任せらる、故に安房と云へり、最後安房と改む、海舟又は飛川と號す、蓋し海舟の號は佐久間象山の扁額に取り、飛川は居地氷川の名に取れり、父を男谷左衛門太郎と云ふ、海舟七歳の時、勝家に養はる、故に其姓を冒す、幕府の小普請役なり、性豪放、不羈殆んど常規を逸せり、幼より學を修め又馬術、擊劍に長ず、文政六年正月本所龜澤町の自邸に生れ、天保九年七月養家を嗣ぐ七歳にして徳川十二代將軍家慶の五男、慶昌の近侍となり、後實父の友、富田見山に就て劍法及び禪機を學ぶ、故に物に動せず、又劍道の奥義を窺ふ、而して書を伯父男谷燕齋に習ひ、更に學を龜田鵬齋に受く、其他詩を杉浦梅澤に、和歌を松平上總介に學べり、年十九高島秋帆の砲術を徳丸ヶ原に見て深く感ずる所あり、劍法を棄て、蘭學に志し、筑前の藩士永井春屋に従つて之を修む、當時蘭書高價にして購ふこと能はず、故に多く借覽す、又蘭醫赤木某の辭書を一年十兩にて借り、日夜騰寫して二部を完成し、其一部を賣りて謝儀及び筆墨の料に當つ、其苦心勵精衆に超へたり、嘉永年代に至りて初て蘭學の師と仰がれ、漸く内外の事情を明にするを得たり、當時島津齊彬の叔父黒田齊清の如き又延て海外の事情を聞けり、又高野長英脱獄して府下に匿るゝや

一日來て海舟の保護を請ふ、海舟已れ幕臣たるを以て之を辭し、且つ口外せざることを以てす、長英喜び謝して鈴外録書を贈りて去る、同六年閣老阿部勢州蘭學者を求む、是れ海外との國交漸次に繋がらんと欲すればなり、海舟安政元年に至て海防意見を呈す、茲に於て初て名を知らる、尋で蘭書に基て小銃を製す、諸藩之を聞て其製造法を依囑すること多し、大久保一翁、岩瀬肥後守等皆な海舟の人と爲りを以て之を番書翻譯に薦め、尋で海防掛を命せんとす、海舟翻譯の役務に服し、海防の事を辭す、是れ經驗なき人々の配下に立つを屑しとせざるが爲めなり、後長崎に派遣せらる、是れ軍艦練習の初めなり、爾來五年間操舟の術を學び、傍ら蘭人に就て海外の近情を聞きて之を幕府に報せり、安政六年十一月米國航海を命せられ、同七年正月十三日品川を出帆し、二月廿六日桑港に着す、即ち本村圖書(芥舟)と共に咸臨丸に搭乘し、海舟自ら之を指揮せり、即ち我邦人の米國初航海を試みたる嚆矢なり、歸途布哇を経て五月五日品川に歸着す、幕府大に之を賞す、文久二年軍艦奉行に進み、海軍擴張の議に與る、當時開鎖の論盛んにして天下騷擾す、海舟横井平四郎と共に獻策して開鎖は未なり、與國は本なり、而して之を能くするは諸侯上下一致協力して海軍を盛んならしめ、諸外國の軍艦と對峙するの地位に達す可きを説論す、文久三年上坂して紀攝要衝に砲臺を築造す可き任務を受く、當時或は將軍をば乗せしめ、或は姉小

路少將を塔乗せしめて攝海を巡航し、又盛んに征韓論を唱ふ、此頃海舟の門下に遊ぶもの頗る多し、元治元年安房守に任せられ。君家の爲めに周旋すること頗る勤む、九月初て西郷に面す、當時海舟の塾は坂本龍馬を塾頭として伊東祐吉、同祐享、陸奥宗光等の傑士あり、皆な他藩の士なるにより幕府之を疑ふて同十一月其役を免す、慶應二年五月軍艦奉行を命せられ、大坂に出づ、當時長州再征の令有り、而も幕府内政に苦み、且つ大藩の應せざるもの多きにより頗る苦痛を感ず、海舟即ち薩藩に説て援助の事ならしむ、是れ薩長連合の恐れあるを以てなり、海舟又板倉閣老に説て救難の策を立つ、爾來建言數回に及ぶ、就中大金を佛國に借て征長の費に投することの不利なる點、又は將軍の薨後、慶喜公を立つるの議は尤も力を盡せしが如し、八月慶喜公の命を奉じて長州との和議を全ふして還る、明治元年正月將軍慶喜、伏見、烏羽の戰に破れ、開陽丸にて品川に歸るや、海舟之を迎へ、尋で書を參與の人々に與へて、英米佛の三國、墩を兵庫に築きて官軍の襲撃を防ぐとの説を憂へ、其内亂に乗じて患害を遺さざらんことを注告す、時に東征の軍三道に別れて江戸に向ふ、海舟書を是等諸道の藩主に贈りて其城邑を燒くことを戒め、又両端不決の狀を痛恨し、主家に忠諫の事なきを詰問す、同月廿三日陸軍總裁若年寄を命せらる、江戸城中の會議紛々として和戰の論定らず、時に佛人シャノン海舟に開戰を勸む聽かず、暴動又頻

りに起る、海舟馳せて毎事之を鎮む、二月十一日慶喜恭順を開示して東叡山に謹慎す、是より先主戦論盛んなりしも慶喜斥けて悉く取らず、只だ國家の安全を圖れり、海舟素より開戦を好まず、然れども主君之を決行し、上下之を賛せば一死以て之に殉じ、大に官軍を破らんとの計を定む、三月初て山岡鐵太郎に會見し、其誠意に感じて同人を政府在陣中の西郷方に使せしむ、山岡使命を全ふして還る、當時官軍進むに従つて背後の市街を火で江戸に廻るの説あり、海舟以爲らく官軍若し主君恭順の意を容れずんば、我れ先づ江戸市街を焼て焦土となし、都下百方の生靈を敵手に委せずして、自ら之を殺さんと、遂に其策を決す、三月十三日高輪に於て西郷に面し、續て徳川旗下の爲めに歎願書を出す、事皆な國家、民人の安固を謀り、諸外國の聲に乗せざらんことを欲するに在り、西郷曰く、我れ之を専決すること能はず、更に督府の命を待て和戦を定めんと大原少將頻りに海舟を招て官軍に投せしめんとす、時に上野法親王の陪僧覺王院殿府より還りて主戦を唱ふ、海舟皆な之を斥く、四月江戸鎮撫の命を受け、尋で江戸城の引渡しを了す、一説に此任は勝、西郷談笑の間に速決すと、之れ誇張の言なり、蓋し海舟が慶喜の苦衷を察して其任に當りしは疑ふ可からず、然れども西郷の一諾能く時難を濟へりとは信す可からず、只だ西郷は海舟と舊議あり、且つ參謀として當時營中に在り、其面談の際、國家の前途を憂へて暴舉追撃を欲せ

明治四十五年一月七日印刷
同 四十五年一月十二日發行

定價 金八拾五錢

著 者 八 木 奘 三 郎

發 行 者 東 京 市 神 田 區 錦 町 三 丁 目 三 番 地 小 林 慶

發 行 者 東 京 市 神 田 區 表 神 保 町 一 番 地 小 林 左 喜

發 行 所 東 京 市 神 田 區 錦 町 三 丁 目 三 番 地 嵩 山 房
(振替東京六〇六九番)

印 刷 所 東 京 市 日 本 橋 區 三 代 町 廿 二 番 地 明 界 會



(大賣場)
東京 同 名 古 屋

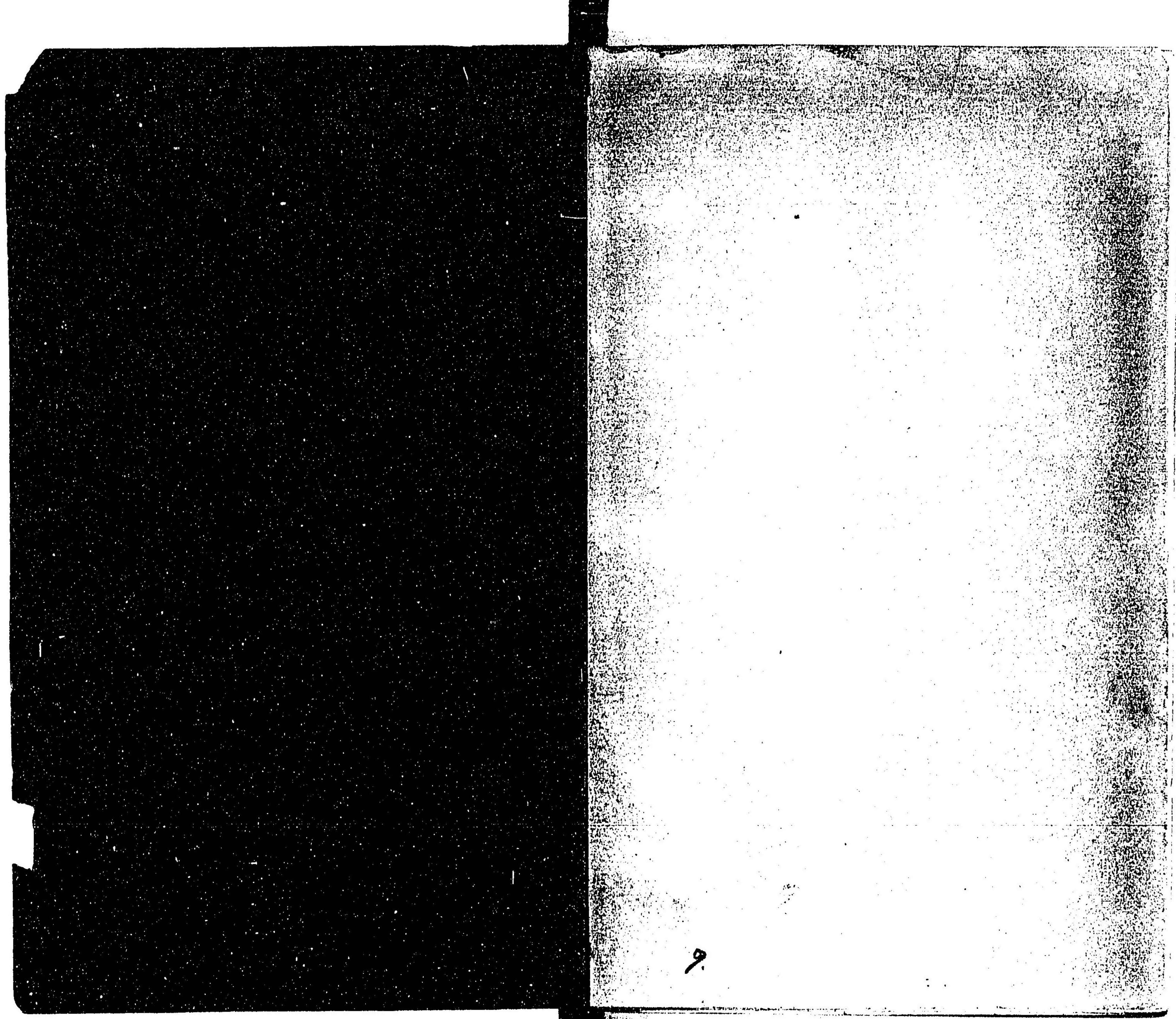
林 六 合 館 箱
東京 東 野 香 店

名 古 屋 部

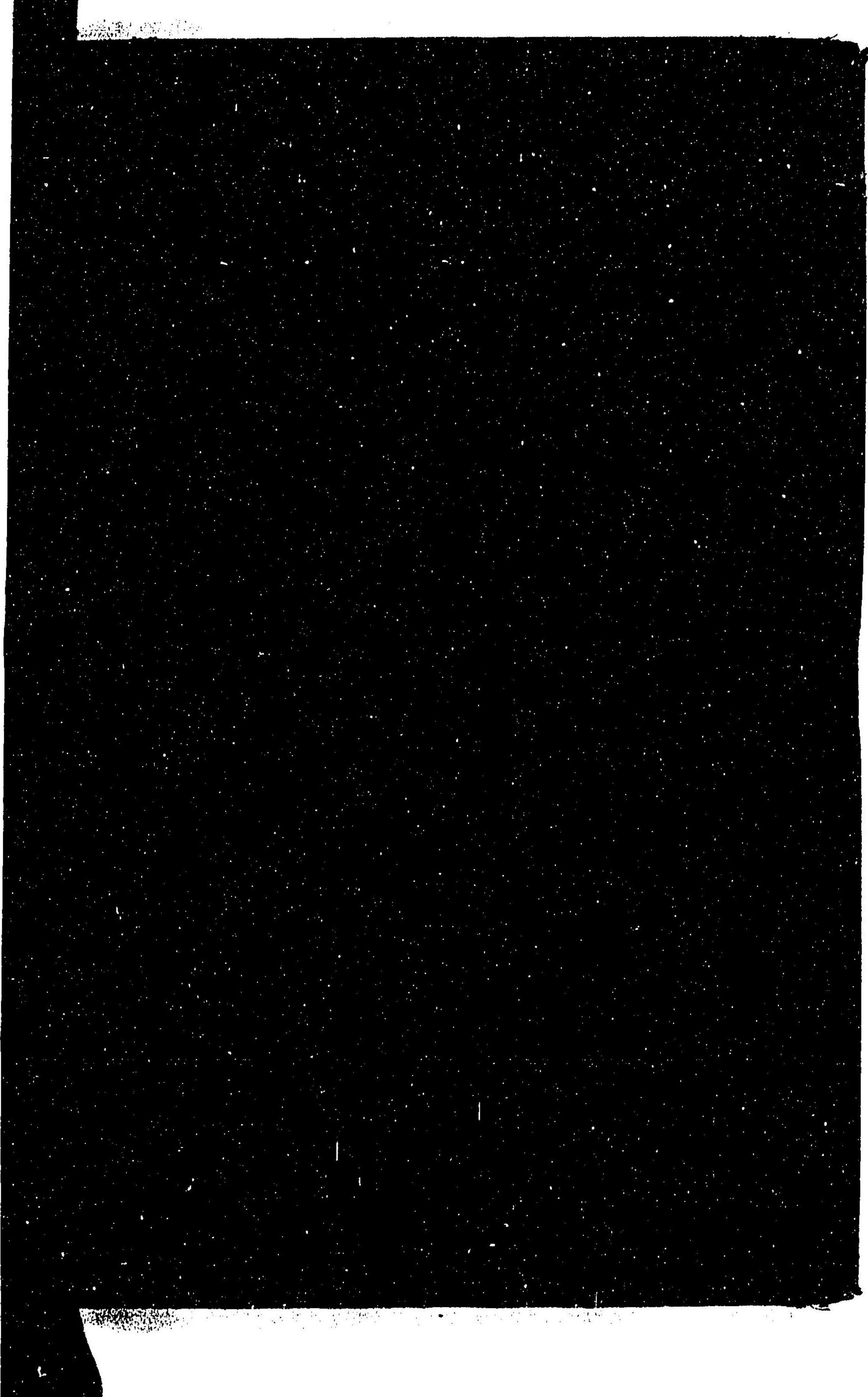
小 澤 百 架 堂
東京 若 林 茂 一 番 店

大 阪 米 野 大 連

前 川 兵 衛 堂
大阪 菊 竹 金 文 太 郎 店



334
161



004092-000-1

334-161

偉人と修養

八木 奘三郎/著

M45

ACE-0433



